

総 合 評 価 書

災害に係る危機管理体制の再構築

平成 27 年 3 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

第1章	評価の対象とした政策等	
第1	災害に係る危機管理体制の再構築	2
第2	評価の対象とした政策	2
第3	政策所管課及び評価を実施した期間	
1	政策所管課	3
2	評価を実施した期間	3
第4	評価の観点	3
第5	学識経験者を有する者の知見に関する事項	4
第6	評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	4
第2章	各政策の評価の結果	
第1	警察庁における施策	
1	業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築	
(1)	初動措置関係	4
(2)	業務継続関係	5
(3)	バックアップ体制関係	9
2	制度の改善・見直し	
(1)	部隊派遣関係	10
(2)	検視、身元確認等及び行方不明者関係	12
(3)	交通規制関係	13
(4)	被災者支援関係	14
(5)	広報関係	15
3	関係機関・団体との協議	
(1)	初動警察措置関係	16
(2)	交通規制関係	18
(3)	検視、身元確認等及び行方不明者関係	19
(4)	治安維持・被災者支援関係	22
第2	都道府県警察等における施策	
1	初動警察措置	
(1)	初動態勢の確立	24
(2)	通信指令	28
(3)	警察用航空機の運用	31
(4)	警察情報通信の維持	32
(5)	情報の収集、集約、広報	37
(6)	津波災害からの避難誘導	40
(7)	津波災害からの救出救助	43
(8)	原子力災害対策	44
(9)	帰宅困難者対策	49
(10)	被留置者への対応	49
2	交通の規制	
(1)	緊急交通路の確保	51
(2)	緊急通行車両確認標章の交付	52
(3)	信号機の滅灯対策	53
3	検視、身元確認等	
(1)	遺体の取扱い	54
(2)	身元確認の方法	55

4	行方不明者対策	
(1)	行方不明者の捜索	56
(2)	行方不明者情報の収集・整理	60
5	治安の維持	
(1)	治安維持機能の回復	61
(2)	災害に便乗した犯罪の取締り	63
(3)	警衛・警護	66
(4)	計画停電への対応	66
6	被災者の支援	
(1)	行政手続の特例	69
(2)	被災者の生活・心情への配慮	69
7	部隊の派遣	
(1)	派遣部隊の招集・出動・移動	72
(2)	派遣元の治安の維持	76

第3章	評価の結果	78
-----	-------	----

総合評価「災害に係る危機管理体制の再構築」

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成26年度政策評価の実施に関する計画」において、行政課題「災害に係る危機管理体制の再構築」について、総合評価方式による評価書を作成することとしている。本評価書は、同計画に基づき、警察庁が平成23年11月30日に発出した「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について（依命通達）」に従い推進してきた警察庁及び都道府県警察における災害に係る危機管理体制の再構築に係る諸対策の効果を明らかにし、その問題点について分析することにより、今後の災害に係る危機管理体制の在り方の検討に資するために作成したものである。

第1章 評価の対象とした政策等

第1 災害に係る危機管理体制の再構築

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、東北地方を中心として甚大な被害が発生する中、全国警察が総力を挙げて被害者の救出救助や被災地における安全の確保等に取り組み、国民の高い期待に応えられた一方で、警察官や警察施設に多大な被害が発生するなど、警察運営上の反省・教訓とすべき状況が各方面に見られた。そこで、警察庁では、23年11月9日、次長を長とする「災害対策検討委員会」を設置し、東日本大震災への対応で得られた反省・教訓事項を整理し、警察庁及び都道府県警察が災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を実施するに当たって重点的に検討すべき事項を取りまとめ、「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について（依命通達）」（平成23年11月30日付け警察庁乙備発第10号ほか）（以下「依命通達」という。）を全国警察に発出した。警察庁及び都道府県警察においては、これに基づき、災害に係る危機管理体制の再構築に係る諸対策を強力に推進してきた。

第2 評価の対象とした政策

本評価書では、これまで推進してきた依命通達に基づく各種の政策を評価の対象とした。具体的な政策については次のとおりである。

第1 警察庁における施策

1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

- (1) 初動措置関係
- (2) 業務継続関係
- (3) バックアップ体制関係

2 制度の改善・見直し

- (1) 部隊派遣関係
- (2) 検視、身元確認等及び行方不明者関係
- (3) 交通規制関係
- (4) 被災者支援関係
- (5) 広報関係

3 関係機関・団体との協議

- (1) 初動警察措置関係
- (2) 交通規制関係
- (3) 検視、身元確認等及び行方不明者関係
- (4) 治安維持・被災者支援関係

第2 都道府県警察等における施策

1 初動警察措置

- (1) 初動態勢の確立
- (2) 通信指令
- (3) 警察用航空機の運用
- (4) 警察情報通信の維持
- (5) 情報の収集、集約、広報
- (6) 津波災害からの避難誘導
- (7) 津波災害からの救出救助
- (8) 原子力災害対策
- (9) 帰宅困難者対策
- (10) 被留置者への対応

2 交通の規制

- (1) 緊急交通路の確保
- (2) 緊急通行車両確認標章の交付

- (3) 信号機の滅灯対策
- 3 検視、身元確認等
 - (1) 遺体の取扱い
 - (2) 身元確認の方法
- 4 行方不明者対策
 - (1) 行方不明者の捜索
 - (2) 行方不明者情報の収集・整理
- 5 治安の維持
 - (1) 治安維持機能の回復
 - (2) 災害に便乗した犯罪の取締り
 - (3) 警衛・警護
 - (4) 計画停電への対応
- 6 被災者の支援
 - (1) 行政手続の特例
 - (2) 被災者の生活・心情への配慮
- 7 部隊の派遣
 - (1) 派遣部隊の招集・出動・移動
 - (2) 派遣元の治安の維持

第3 政策所管課及び評価を実施した期間

1 政策所管課

(長官官房)

総務課、会計課及び給与厚生課

(生活安全局)

生活安全企画課、地域課、少年課及び保安課

(刑事局)

刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査支援分析管理官及び犯罪鑑識官

(組織犯罪対策部)

暴力団対策課及び国際捜査管理官

(交通局)

交通規制課及び運転免許課

(警備局)

警備企画課及び警備課

(情報通信局)

情報通信企画課、情報管理課及び通信施設課

2 評価を実施した期間

平成23年11月30日から平成26年12月31日までの間とした。ただし、特異事項があれば、東日本大震災の発生以降平成23年11月30日までの間の事項も含むこととした。

第4 評価の観点

本政策評価においては、第1に、依命通達に掲げられた施策は、東日本大震災への対応において得られた反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再点検し、今後発生し得る災害に備え、これを再構築するために推進すべき施策であることから、施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすることとする。

第2に、危機管理体制の再構築という目的が、施策を実施することで達成されたかどうか、すなわち、施策を実施したことによる効果を明らかにすることとする。

第3に、十分に実施されていない又は効果が上がっていない施策があればその原因を明らかにし、今後の災害に係る危機管理体制の在り方の方向性を示すこととする。

第5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

この報告書は、平成27年2月20日に開催した警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

第6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警察庁が取りまとめている業務統計等を使用した。

第2章 各政策の評価の結果

第1 警察庁における施策

1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

(1) 初動措置関係

ア 政策の内容

(ア) 警察庁職員への情報伝達、幹部の搬送、欠員時の措置等

警察庁職員への情報伝達、安否確認の手段・要領等について検討するとともに、災害発生時の幹部の搬送手段及び職務代行者の指定について検討する。

(イ) 警察庁職員の非常参集、任務分担

警察庁職員の参集時間に係る調査を実施するとともに、参集した職員への任務付与に関するシミュレーション等を実施する。また、非常参集する職員に必要な居住場所の確保について検討する。

イ 実施事項

(ア) 警察庁職員への情報伝達、幹部の搬送、欠員時の措置等

○ 大規模災害発生時の初動態勢確立のため、緊急災害警備本部の要員（警察庁長官を長とする約500人）を対象として、携帯電話とメールによる招集伝達訓練を実施するとともに、「警察庁職員等の安否等情報集約要領の策定について（通達）」（平成24年7月23日付け警察庁丙備発第163号ほか）を発出し、首都直下地震等発生時における警察庁職員及びその家族の安否確認要領を策定した。

○ 大規模災害発生時の幹部の緊急輸送訓練を実施し、搬送要領等を再検討するとともに、大規模災害等発生時の幹部の職務代行者を指定した。

(イ) 警察庁職員の非常参集、任務分担

○ 内閣府による首都直下地震発生時の参集調査に合わせ、警察庁職員の参集時間に係る調査を実施するとともに、大規模災害発生を想定した初動対処訓練を実施し、参集後の初動対処要領等について確認、改善を行った。

○ 全警察庁職員（約2,000人）、緊急災害警備本部要員、代替施設参集指定者（約110人）等を対象とした徒歩参集訓練等を実施した。

○ 非常参集する警察庁職員が居住すべき宿舍の確保策について、財務省と調整を行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 警察庁職員への情報伝達、幹部の搬送、欠員時の措置等

○ 緊急災害警備本部要員を対象とする招集伝達訓練を毎年実施したことにより、情報伝達要領の周知徹底が図られた（平成24年4月、同年8月、25年4月、26年9月）。

また、新たに策定した安否確認要領を踏まえて、警察庁職員を対象とした安否確認訓練を実施したことにより、安否確認方法の周知徹底が図られた（平成24年9月、26年1月、同年9月）。

○ 警視庁のパトカーにより、警察庁幹部を自宅から職場まで搬送する緊急搬送訓練を実施し、搬送要領の問題点等の検証を行った（平成24年9月、25年9月）。また、大規模災害等発生時に関して、平成26年3月に国家公安委員

会の意思決定手続を整備するとともに、警察庁及び全都道府県警察において、平成26年5月までに幹部の職務代行者を指定し、幹部に事故等がある場合にも間隙を生じさせることなく警察の責務を遂行する体制が構築された。

(イ) 警察庁職員の非常参集、任務分担

- 警察庁職員の参集時間に係る調査において、発災後の時間経過ごとの職員の参集率を所属ごとに調査し、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」（以下「警察庁業務継続計画」という。）の改正に係る検討に活用した。（平成24年4月、26年4月）
- 迅速的確な初動態勢の構築に向けた各種訓練等を実施した。
 - ・ 緊急災害警備本部要員対象の徒歩参集訓練（平成24年12月、25年5月）
 - ・ 全警察庁職員対象の徒歩参集訓練（平成24年9月、26年9月）
 - ・ 緊急災害警備本部要員を除く全職員対象の徒歩参集訓練（平成26年1月）
 - ・ 代替施設参集指定者対象の徒歩参集訓練（平成24年9月、26年1月、同年9月）
 - ・ 緊急災害警備本部要員対象の大規模災害発生を想定した初動対処訓練（平成24年12月、25年4月、26年4月）

また、大規模災害発生を想定した初動対処訓練において、参集後の緊急災害警備本部の立上げや初動対処要領について確認するとともに、同本部の各班の情報収集項目をリスト化し、同本部の要員が個々の任務をシミュレートできるよう改善を図った。

- 危機管理宿舎等、非常参集する警察庁職員が居住すべき宿舎の増枠を確保した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 伝達要領等の周知徹底、初動対処訓練の改善等により、大規模災害発生時の初動態勢の強化が図られた。
- 警察庁幹部の搬送要領の検証、幹部の職務代行者の指定により、非常時における指揮態勢の強化が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、緊急災害警備本部要員を対象とした初動対処訓練や全警察庁職員を対象とした緊急参集訓練を行う。
- 今後、緊急災害警備本部要員の参集の効率化を図るため、平成27年中に導入・運用予定の警察庁職員の安否を確認するシステムを効果的に活用するための訓練を推進する必要がある。

(2) 業務継続関係

ア 政策の内容

(ア) 非常時優先業務の精査、災害警備本部の編成の見直し等

従来の非常時優先業務の格付けを見直し、継続的に実施すべき優先業務の内容や遂行体制を精査する。また、警察庁に設置する災害警備本部の班編成や要員数について見直すとともに、官邸、被災地等に派遣する連絡要員を十分に確保できるよう検討を行う。

(イ) 備蓄の拡充

災害時に備え、食料・飲料水、業務継続のために必要な物資について見直しを行うとともに、備蓄の拡充に向けた検討を行う。

(ウ) 負傷者の救護

救護班の編成や自主的な救急処置の内容、医師・看護師の手配、負傷者の収容場所の確保、搬送先医療機関の選定、搬送手段の確保等に関する検討を行う。

(エ) 通信手段の確保

様々な事態を想定した実践的訓練の実施等を通じ、災害時における警察措置に必要な通信手段を迅速・的確に確保する。

(オ) 情報システムの機能の確保

災害発生時であっても、情報共有のために必要となる情報システムの機能を確保するための対策を検討する。

(カ) 総合対策室の機能強化

警察庁として現場の状況を迅速に把握し、的確に都道府県警察を指揮できるよう、総合対策室の機能強化を図る。

イ 実施事項

(ア) 非常時優先業務の精査、災害警備本部の編成の見直し等

○ 平成24年5月、警察庁業務継続計画を改正し、非常時優先業務を見直すとともに、災害警備本部の編成を見直し、官邸等に派遣する連絡要員を増員した。

○ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）を踏まえ、より厳しい被害想定の下、非常時優先業務を見直し、平成26年10月、警察庁業務継続計画を改正した。

(イ) 備蓄の拡充

○ 「緊急事態における警察庁の組織に関する細目について（通達）」（平成25年12月25日付け警察庁丙備企発第125号ほか。以下「緊急事態細目通達」という。）に定められている要員等に必要となる非常食の備蓄を進めた。

○ 物資の供給が相当困難な場合に備え、関係機関との協定を締結し、災害発生時に臨時、緊急に燃料の供給を受けられるようにした。

(ウ) 負傷者の救護

○ 負傷者の搬送や応急措置の支援を施す救護班を新たに編成し、その要員を指定した。

○ 警察庁内各課に応急救護用品を配備した。

○ 負傷者を収容するための会議室及び医療機関に搬送するための公用車の優先利用について整理した。

○ 負傷者を搬送する医療機関として東京都災害拠点病院及び東京都災害拠点連携病院をリスト化した。

(エ) 通信手段の確保

○ 警察庁、管区警察局、都道府県警察本部等の代替施設における警察通信施設の整備を推進した。

○ 大規模災害の発生を想定した通信手段の確保に係る図上訓練を実施した。

○ 警察通信職員を増員するとともに、衛星携帯電話を整備した。

(オ) 情報システムの機能の確保

○ 首都圏で地震が発生したという想定の下で、情報システムの機能を継続するための任務付与を行うとともに、関係所属との連携による訓練を実施した。

○ 警察庁の代替施設に整備する情報システムに必要な機能等について、検討を行った。

○ ライフラインが数日間途絶することを念頭に置いた情報管理システム運用継続計画の策定、情報管理システムのサーバ、空調設備等の電源系統の確認及び非常用電源設備からの給電による情報管理システムの運用に係る検討を行った。

(カ) 総合対策室の機能強化

○ 総合対策室のヘリコプター位置情報表示装置、高精細映像伝送変換装置、PSD型移動データ通信システム表示装置等の更新整備を行った。

○ 災害発生時の初動対処訓練等を定期的に行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 非常時優先業務の精査、災害警備本部の編成の見直し等
- 官邸等に派遣する連絡要員を5人から32人に増員するとともに、内閣府等主催の政府訓練に積極的に参加した。
 - 非常時優先業務について、発災後の時間経過ごとに必要となる業務、人員を精査した。(平成24年5月、26年9月)
- (イ) 備蓄の拡充
- 緊急災害警備本部要員に対して9日間分、その他警察庁職員(約1,700人)に対して6日間分の非常食を備蓄した。
 - 平成25年度からの3か年計画により、警察庁の代替施設となる関東管区警察局及び警察大学校において、緊急災害警備本部要員に対する9日間分の非常食の備蓄を推進している。
- (ウ) 負傷者の救護
- 参集訓練に参加した警察庁職員の参集所要時間及び職場近隣に居住する職員の出勤時間を踏まえ、3時間以内に救護班の確保が可能であることを確認した。(平成26年1月、26年9月)
 - 負傷者に対する応急措置を行うために必要となる救護用品を警察庁内各課に、警察庁内各階の負傷者を収容場所等に搬送するために必要となる取扱用品を庁舎内に、それぞれ配備した。

救護用品	蘇生用マウスピース、傷用防水フィルム、サージカルテープ、三角巾、伸縮包帯、ガーゼ、救急絆創膏、アルコール消毒綿、ウェットティッシュ、防水ケース、緊急ブランケット、ハサミ・ピンセット・毛抜き
取扱用品	レスキューボード、簡易担架

- 災害対応の長期化を想定し、庁舎内で泊まり込みで作業する警察庁職員の健康を維持するため、職員が恒常的に服用している医薬品の備蓄を警察共済組合警察庁支部に対して要請した結果、同支部は、通常処方量に加えて、警察庁業務継続計画に基づき必要となる医薬品の備蓄を推進している。
- (エ) 通信手段の確保
- 警察情報通信ネットワークの耐災害性の向上等のための経費として、平成23年度補正予算(第1号、第3号及び第4号)において計約189億円を、平成24年度補正予算(第1号)において約238億円を、平成25年度補正予算(第1号)において約16億円の経費を、それぞれ措置した。
これにより、警察庁、管区警察局、都道府県警察本部等の代替施設に、災害警備本部として機能させるために必要な警察通信施設(警察電話、警察無線、映像伝送機器等)や、警察庁庁舎の機能喪失時における首相官邸への映像伝送手段等を確保するために必要な警察通信施設の整備が図られた。
 - 平成24年以降、警察庁主催により、通信手段の確保に係る図上訓練を実施した。

図上訓練の実施状況の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年
参加機関数	34機関	6機関	24機関
参加人数	325人	69人	393人

- 平成24年度から平成26年度にかけて、大規模災害等の発生時における警察通信の確保に必要な対策を推進するための体制として、警察庁情報通信局、管区警察局及び都道府県(方面)情報通信部に計38名(平成24年度:22人、平成25年度:12人、平成26年度:4人)の国家公務員を増員した。

- 大規模災害発生時における各種地上系通信手段の断絶に備え、衛星携帯電話の増強及び更新整備を行い、配備台数を増加させた。

衛星携帯電話の配備台数の推移

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
543	543	837	837	837

注：配備対象の所属は47都道府県、4方面の計51機関

(オ) 情報システムの機能の確保

- 災害警備本部運営訓練等に合わせて、首都圏における地震の発生を想定した図上訓練を実施した（平成24年12月、25年4月）。
当該訓練は、情報管理システムの被害状況の確認、情報集約、幹部及び災害警備本部等への報告等の初動対応について、要員を指定して実施した。
- 警察庁と都道府県警察等の間のネットワークが途絶した場合を想定し、警察庁の代替施設である関東管区警察局庁舎及び警察大学校庁舎において、ネットワークを臨時に構築し、警察庁WANシステムのメール送受信を行ったほか、各拠点で契約しているインターネット回線を利用し、警察庁ホームページの更新が可能であることを確認した（関東管区：平成24年3月、警察大学校：同年9月）。
- 警察情報管理システムに係る業務継続計画の策定に向け、平成25年11月から平成26年3月にかけて「情報処理センター業務継続計画の策定に資する調査研究」を外部委託して実施するなど、業務継続計画に関する検討を推進した。また、平成26年3月から6月にかけて、サーバ、空調設備等の消費電力を算出し、非常用電源設備からの給電により情報管理システムの運用が可能である期間の試算を行った。

(カ) 総合対策室の機能強化

大規模災害等の緊急事態発生や各種訓練の実施後に、総合対策室の機能強化に向けた検証を行い、迅速な情報伝達・情報共有のため、情報伝達方法の見直し等を行った。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 非常時優先業務及び参集する人員の精査により、首都直下地震発生時の初動対応、業務継続に関する問題点を抽出することができ、それぞれに対応した災害警備本部の体制強化等が図られた。
- 災害警備本部の連絡要員の増員及び内閣府等が主催する政府訓練への参加により、官邸を始め関係省庁等との連携及び情報収集体制の強化が図られた。
- 備蓄の拡充により、緊急災害警備本部要員の活動環境の整備が図られた。
- 応急救護用品の警察庁内各課への配備、負傷者の搬送手順の明確化等により、災害時の負傷者の救護体制が強化された。
- 予算措置、国家公務員の増員等により、災害時の初動対応に必要な警察情報通信を維持する態勢が強化された。
- 初動対応訓練、警察情報管理システムに係る業務継続計画に関する調査研究等により、情報システムの機能を確保するための取組の強化が図られた。
- システムの更新整備、情報伝達方法の見直し等により、総合対策室の機能の強化が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、内閣府等が主催する政府訓練に参加するなど、官邸、関係省庁等との情報共有体制の強化に努める必要がある。
- 食料等の備蓄計画の見直しを不断に行うとともに、大規模災害発生時にお

ける初動対応要領について、継続的に浸透させていく必要がある。

- 今後、救護班が応急救護活動を的確に実施できるよう、負傷者の搬送等の訓練を行う必要がある。
- 引き続き、通信手段の確保に必要な予算の確保、体制の維持、警察通信施設の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 今後、平成26年度中を目途に、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」に則した警察情報管理システムに係る業務継続計画を策定するとともに、初動対応訓練等の結果等を踏まえ、同計画の見直しを不断に行う必要がある。また、メンテナンス等により、非常用電源設備の確実な利用に向けた取組を継続する必要がある。
- 引き続き、総合対策室の機能強化を推進する必要がある。

(3) バックアップ体制関係

ア 政策の内容

- (ア) 関東管区警察局の受入能力及び警察庁の機能移転後における官邸等との連携並びに機能移転に伴う移動・搬送手段の検討

関東管区警察局における警察通信施設や必要な資機材等の整備状況について調査を行うとともに、官邸等との連絡、情報共有の方法等について検討する。また、警察庁の機能移転後の移動手手段等に関して検討する。

- (イ) その他の機能移転先の検討

関東管区警察局以外の警察庁機能の移転先候補を模索するとともに、警察通信施設の設置を始めとする受入能力の強化等について検討する。

イ 実施事項

- (ア) 関東管区警察局の受入能力及び警察庁の機能移転後における官邸等との連携並びに機能移転に伴う移動・搬送手段の検討

関東管区警察局における警察通信施設等に関する調査や、情報共有の方法の検証を行った。また、「首都直下地震発生時における警察用航空機を使用した警察庁緊急災害警備本部要員等の代替施設への搬送について」（平成24年9月11日付け警察庁丁備発第220号ほか）を発出し、警察用航空機による代替施設への搬送手順等を定めた。

- (イ) その他の機能移転先の検討

平成24年5月の警察庁業務継続計画（6頁参照）の改正に伴い、警察大学校を新たに警察庁の代替施設に指定するとともに、警察情報通信ネットワークの冗長化がなされていることを確認した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 関東管区警察局の受入能力及び警察庁の機能移転後の官邸等との連携並びに機能移転に伴う移動・搬送手段の検討

関東管区警察局における警察情報通信ネットワークの冗長化、総合対策室のレイアウトや関係機器の確保状況を確認するとともに、官邸等との連絡、情報共有の円滑化を図るため、総合対策室内で使用する情報集約用紙の様式を改善した。

- (イ) その他の機能移転先の検討

警察大学校は、政府の代替施設である立川防災拠点から近く、連携も比較的容易であること、校内の事務室を活用した警察庁内各局の業務継続や学生寮（宿泊施設）・食堂の活用も可能であること等から、警察庁の代替施設として機能することを確認した。

エ 評価の結果

- (ア) 効果

関東管区警察局の代替施設としての機能強化、警察大学校の代替施設としての指定、代替施設への搬送手段の確保等により、バックアップ体制が強化された。

- (イ) 今後の施策展開の方向性
今後、他の搬送手段に関する検討や訓練等の継続が必要である。

2 制度の改善・見直し

東日本大震災への対応では、事前の想定がなかったために、被災地の実態や要望に応じて緊急に講じた措置や、法令や通達の根拠なくして事実上講じた措置が多く見受けられたところ、今後の災害に備え、これらの措置をあらかじめ制度化しておくなど、制度の改善・見直しを検討する。

(1) 部隊派遣関係

ア 政策の内容

- (ア) 警察災害派遣隊の設置による広域的な部隊派遣態勢の拡充
東日本大震災で派遣した部隊に準じて、後発の部隊について、編成基準、部隊員等の指定、派遣要領、任務等を定めた通達の発出を検討するとともに、広域緊急援助隊の運用方針の見直しを検討する。
- (イ) 支援対策室の制度化
派遣部隊の食料等の確保、装備資機材等の搬送等ロジスティクス支援を災害発生直後から実施できるようにするため、支援対策室のスキームを制度化する。
- (ウ) 応急通信対策用資機材の保有基準の策定
他の都道府県情報通信部等への支援可能数量を、統一的な基準で管理できるよう、応急通信対策用資機材の保有基準を策定する。

イ 実施事項

- (ア) 警察災害派遣隊の設置による広域的な部隊派遣態勢の拡充
「警察災害派遣隊設置要綱の制定について（依命通達）」（平成24年5月31日付け警察庁乙備発第3号ほか。以下「警察災害派遣隊設置要綱」という。）を発出し、即応部隊と一般部隊から成る警察災害派遣隊を設置するとともに、各部隊の運用方針の見直しを行った。
- (イ) 支援対策室の制度化
「警察庁支援対策室及び支援対策部隊の編成、運用等について（通達）」（平成24年11月1日付け警察庁丙備発第226号ほか）を発出し、緊急事態細目通達（6頁参照）に定める支援対策室を警察庁緊急災害警備本部内に、警察災害派遣隊設置要綱に定める支援対策部隊を警視庁、大阪府警察及び福岡県警察に、それぞれ設置することや、その編成、運用等について規定した。
- (ウ) 応急通信対策用資機材の保有基準の策定
大規模災害の被災地支援を念頭に置き、「機動警察通信隊の活動に係る応急通信対策支援用資機材の保有基準の制定等について」（平成23年12月14日付け警察庁丁情企発第271号）を発出し、応急通信対策用資機材の統一的な保有基準を定めた。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 警察災害派遣隊の設置による広域的な部隊派遣態勢の拡充
 - 「警察災害派遣隊の編成・運用等について（通達）」（平成24年5月31日付け警察庁丙備発第119号ほか）を発出し、発災時から一定期間が経過した後には被災地に入り、被災地警察等の機能の拡充・復旧を図り、捜索や警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施する一般部隊（特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊）を設置し、その編成基準等を定めた。
また、同通達により、即応部隊について、遺体の検視、遺族への対応等の業務を行う広域緊急援助隊刑事部隊を増員するとともに、救出救助、行方不明者の捜索、警戒警備等の幅広い業務に従事することを想定した緊急災害警備隊を新設した。

【災害出動の事例】

① 平成24年7月九州北部豪雨

停滞する梅雨前線に伴う大雨により、熊本県を中心に死者30人、行方不明者2人等の被害が発生した。警察では、福岡県、佐賀県及び宮崎県の広域緊急援助隊等延べ約140人を派遣し、冠水や土砂災害の現場において、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に従事した。

② 平成25年7月から8月における局地的豪雨

7月28日、山口県と島根県で記録的な大雨となり、特に山口県では死者1人及び行方不明者1人の被害が発生した。警察では、鳥取県、岡山県及び広島県の広域緊急援助隊延べ約200人を派遣し、同月30日までの間、行方不明者の捜索及び孤立集落における住民の安否確認等の活動に従事した。

③ 平成26年8月豪雨

8月20日、広島県において大規模な土砂災害により、死者74人の被害が発生した。警察は、警視庁、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の1都1府17県から広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊延べ約9,200人を派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、住民の避難誘導等の活動に従事した。

(イ) 支援対策室の制度化

支援対策室等の設置により、派遣部隊のロジスティクス支援を災害発生直後から実施することが可能となったほか、警察庁において訓練及び支援対策部隊が設置されている3都府県に対する指導を行った。

① 警察庁における訓練

平成24年9月1日、平成24年度警察庁総合防災訓練における緊急災害警備本部の初動対処訓練と合わせ、支援対策室の立上訓練及びマニュアルの確認を実施した（参加人数：35人）。

平成25年4月18日、緊急災害警備本部の初動対処訓練と合わせ、支援対策室の立上訓練及びマニュアルの確認を実施した（参加人数：35人）。

② 3都府県に対する指導

平成25年度中、支援対策部隊が設置されている3都府県に対し、要員の指定状況及び研修・訓練の実施状況を確認するとともに、出動態勢の確保及び派遣先での活動要領について指導した。

(ウ) 応急通信対策用資機材の保有基準の策定

大規模災害の発生時において、全国の情報通信部が他の都道府県情報通信部等に支援するために保有しておくべき必要最小限の応急通信対策用資機材の種類及び数量について、具体的に示した。また、支援時の調整方法及び平素からの点検についても指示した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 警察災害派遣隊の設置により、長期間にわたる警察活動及び個々の災害の状況への柔軟な対応が可能な態勢が構築された。
- 支援対策室及び支援対策部隊の編成、支援対策室の立上訓練等により、受援や物資の調達等に関する即応態勢が確保された。
- 応急通信対策用資機材の保有基準の制定等により、迅速的確な支援体制の構築が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、警察災害派遣隊について、相互に連携した訓練を反復実施し、対処能力向上を図る必要がある。
- 引き続き、支援を受ける都道府県に対して、受入れに向けた態勢づくりについて指導を行い、支援対策部隊とのスムーズな連携を図る必要がある。
- 引き続き、応急通信対策用資機材の保有基準について、不断に見直していく必要がある。

(2) 検視、身元確認等及び行方不明者関係

ア 政策の内容

- (ア) 多数遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方に関する検討
東日本大震災の被災各県において遺体の取扱いや検視結果の記載方法が異なっていたことから、全国統一的な多数遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方について検討する。
- (イ) 身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備
DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）は、犯罪捜査に資するためのDNA型記録の取扱要領を定めるものであり、また、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）は、DNA型検査を身元確認に用いることを明示的に定めていないことから、身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備について検討する。
- (ウ) 多数遺体の取扱いを想定した立会医師への謝金・補償の在り方に関する検討
一度に多数の遺体の検視等を行う場合の立会医師等への謝金の支払方法や被災地で活動する医師等が負傷等をした場合の補償方法について検討する。
- (エ) 行方不明者に関する相談への対応方策の検討
災害発生時における行方不明者に関する相談に円滑に対応するため、混乱期・収束期等の段階に応じた行方不明者に関する取扱いについて検討する。

イ 実施事項

- (ア) 多数遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方に関する検討
 - 平成25年6月、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律による多数死体取扱要領」（平成25年6月検視官だより（第53号）。以下「多数死体取扱要領」という。）を制定し、遺体の発見・収容、受付、死因・身元の調査等、遺体発見後の措置に関する統一的な要領を定めた。
 - 平成26年7月、「大規模災害発生時等における多数死体の計上方法等について」（平成26年7月24日付け警察庁丁捜一発第79号ほか）を発出し、大規模災害発生時等に警察が取り扱う多数死体の計上方法について統一的な基準を示した。
- (イ) 身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備
死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）を改正し、身元確認のためのDNA型検査に関する規程を整備した。
- (ウ) 多数遺体の取扱いを想定した立会医師への謝金・補償の在り方に関する検討
 - 今後の大規模災害発生時においても、東日本大震災の際と同様の事務処理を行うため、当時の謝金の支払方法について、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）からの聴取を踏まえて取りまとめた。
 - 補償に関しては、警察官の要請に基づいて被災地で活動する医師等についても、個別具体の事案に応じて、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」（昭和27年法律第245号）に基づき給付を受けることができるとの整理を行った。
- (エ) 行方不明者に関する相談への対応方策の検討
大規模災害発生時における行方不明者に関する相談対応について、東日本大震災における対応を参考に検討を行った結果を踏まえ、各都道府県警察に対し執務資料を発出した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 多数遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方に関する検討
多数死体取扱要領の制定を受けて、平成26年12月現在、16府県において、多数遺体の取扱いに関する要領の見直しを実施した。
- (イ) 身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備
 - 死体取扱規則の改正により、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第5条第1項に規定する取扱死体に係るDNA型記録による身元照会について定めた。
 - 死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則の改正により、身元不明遺体及び特異行方不明者等のDNA型記録について対照・整理保管する仕組みを構築した。
- (ウ) 多数遺体の取扱いを想定した立会医師への謝金・補償の在り方に関する検討
今後の大規模災害発生時における謝金の支払方法等として、東日本大震災の際と同様に日単位での執行を予定していることについて、日本医師会及び日本歯科医師会に説明した。
- (エ) 行方不明者に関する相談への対応方策の検討
執務資料において、大規模災害発生時の各段階における行方不明者に関する相談への対応要領を示すとともに、相談情報項目の統一化を行い、都道府県警察間での情報共有を図った。

エ 評価の結果

- (ア) 効果
 - 多数死体取扱要領の制定により、他の都道府県警察からの応援部隊を含め検視作業等に従事する警察官の間で、取扱方法等に違いがなくなり、円滑な事務処理が推進された。
 - 死体取扱規則等の改正により、災害発生時における身元確認のためのDNA型検査の活用が見込まれる。
 - 被災した都道府県警察に対して早期に謝金の支払基準を示すことが可能になった。
 - 大規模災害発生時における行方不明者に関する相談に円滑に対応するための仕組みが構築された。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
 - 今後、多数遺体の取扱いに関する要領の見直しを終えていない31都道府県警察に対して、早期の見直しを促すほか、見直しを実施した各都道府県警察においては、見直し後の内容に則した訓練の実施により、その内容を定着させる必要がある。
 - 今後、災害発生時においては、各都道府県警察と警察庁が緊密に連携し、行方不明者に関する相談に対応するための仕組みを適正かつ円滑に運用する必要がある。

(3) 交通規制関係

ア 政策の内容

- (ア) 緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方に関する整理
東日本大震災の対応を踏まえ、緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方の整理を行う。

イ 実施事項

- (ア) 緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方に関する整理
 - 東日本大震災における対応を踏まえ、そのノウハウ・知見をマニュアル化するとともに効率化・改善方策も盛り込み、大規模災害時の交通規制の基本的考え方及び事務手続を定めた交通規制実施要領を制定し、「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）」（平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号ほか）を都道府県警察に発出した。

- 首都直下地震発生を想定した交通規制計画原案を策定し、「首都直下地震（東京湾北部地震）発生時の交通規制計画原案の概要等について」（平成24年3月9日付け警察庁丁規発第13号）を都道府県警察に発出した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方に関する整理

- 交通規制実施要領の制定により、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく緊急通行車両等の確認事務の手續、緊急交通路の通行を認める車両の分類等を明確化した。

- 交通規制計画原案を策定し、首都直下地震発生時における緊急交通路の指定予定路線、緊急点検箇所及び交通検問所の設置箇所を定めた。

エ 評価の結果

- (ア) 効果

交通規制実施要領の制定及び交通規制計画原案の策定により、災害発生時における迅速かつ的確な交通規制の実施が見込まれる。

- (イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、関係機関との調整を行い、その結果を踏まえて不断の見直しを行う必要がある。

(4) 被災者支援関係

ア 政策の内容

- (ア) 各種行政手續の特例措置の制度化の検討

大規模災害発生時の被災者の負担軽減等を図るため、各種行政手續の特例措置について、事前に法令改正や通達の発出等により制度化を図るべきものがないかどうかを検討する。

イ 実施事項

- (ア) 各種行政手續の特例措置の制度化

大規模災害発生時においては、被災地の被害の内容・程度、被災者のニーズ等を踏まえつつ、被災者の権利利益の保全や負担軽減等の観点から、特例措置を検討する必要があることから、東日本大震災における対応を参考に検討を行い、その結果を踏まえ、「大規模災害発生時における各種行政手續の特例措置等に係る対応について（通達）」（平成24年3月2日付け警察庁丁総発第124号ほか。以下「特例措置通達」という。）を発出した。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を改正し、災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定めた。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 各種行政手續の特例措置の制度化

- 特例措置通達の発出により、東日本大震災における32手續の対応を周知するとともに、大規模災害発生時には、これらの対応を参考としつつ、関係都道府県警察と警察庁の各行政手續所管課で緊密に連携を図った上で迅速に対応する態勢を構築した。

【東日本大震災において講じた特例措置の例】

- ① 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

上、警備員等が検定合格証明書の交付申請を行う際には、交付の日から1年を経過していない成績証明書又は講習会修了証明書を添付することとされているが、東日本大震災の影響により、成績証明書又は講習会修了証明書の交付の日から1年を経過してしまった場合においては、個別に理由を記載した書面を添付することにより、検定合格証明書の交付を受けることができることとした。

- ② 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）上、銀

行口座を開設するなどの特定取引を行う場合には、特定事業者は、顧客等について、運転免許証等の本人確認書類による本人確認を行うことが求められるが、東日本大震災で被災した顧客であって、正規の本人確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとした。

- ③ 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）上、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において当該自動車の保管場所を確保しなければならないとされているが、車両を用いて避難している被災者の保有車両について保管場所を確保することが困難な場合は、被災者が保管場所を確保するまでの間、道路上の場所を保管場所として用いることを認めることとした。
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）により、災害により猟銃を亡失等した場合において、亡失等の前後の猟銃の所持期間が通算して10年以上であれば、ライフル銃の所持許可を受けることが可能となるなどされるとともに、東日本大震災により猟銃を亡失した者等についても、上記ライフル銃の許可の基準の特例が適用されることとされた。

エ 評価の結果

(ア) 効果

大規模災害発生時における各種行政手続の特例的な取扱いについて迅速・適切な対応を図るための都道府県警察・警察庁の連携体制が確保された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

今後、大規模災害が発生した場合においては、関係都道府県警察と警察庁が緊密に連携し、被災地の被害の内容・程度、被災者のニーズ等を踏まえ、迅速・適切に対応する必要がある。

(5) 広報関係

ア 政策の内容

(ア) 警察措置に関する積極的な広報活動の推進

警察の災害警備活動に対する国民の理解を促進するため、積極的な広報活動を推進する。

イ 実施事項

(ア) 警察措置に関する積極的な広報活動の推進

広報資料の作成等により、被害状況に関する情報を国民等に対し迅速かつ正確に提供するとともに、定期的な広報等により警察措置に関する広報活動を積極的に推進した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 警察措置に関する積極的な広報活動の推進

○ 平成24年3月、広報資料「焦点第281号」を臨時に作成するとともに、平成23年版及び平成24年版警察白書において特集を組むなど、東日本大震災に伴う警察活動に関する広報を実施した。

また、「焦点第282号」（平成25年3月作成）及び「焦点第283号」（平成26年3月作成）においても、東日本大震災に関する記述を掲載した。

○ 平成25年8月に実施された「子ども霞が関見学デー」に合わせて、中央合同庁舎2号館において「東日本大震災警察活動写真展」を開催し、来庁者に対して広報を実施した。

○ 東日本大震災発災直後から定期的に被害状況等に関する広報を実施しており、発災後2年以降は毎月1回、被害状況と警察措置に関する広報を実施している。

また、一定の期間ごとに、被害状況のほか、被災地における犯罪情勢等に

についても広報を実施した。

- 「自然災害発生時におけるヘリテレ映像の報道機関への提供について（通達）」（平成23年10月17日付け警察庁丙備企発第71号ほか）及び「警察活動に関する積極的な広報の推進について（通達）」（平成24年8月3日付け警察庁丙総発第64号ほか）を発出し、都道府県警察による積極的な広報の推進を指示した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

広報資料の作成、写真展の開催や積極的な広報活動の推進についての都道府県警察に対する指示により、東日本大震災に伴う警察措置が広く国民に周知され、警察に対する理解と協力の確保が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、警察に対する理解と協力を確保するとともに、国民の安心感を醸成するため、積極的な広報活動を推進していく必要がある。

3 関係機関・団体との協議

(1) 初動警察措置関係

ア 政策の内容

- (ア) 部隊活動に関する自衛隊等関係機関との合同訓練、協定の締結
関係機関との合同訓練の実施や協定の締結を推進する。
- (イ) 自衛隊等関係機関からの燃料補給支援、施設の借用
関係機関との燃料補給支援や施設利用に係る協力体制を構築する。
- (ウ) 外国救助部隊の受入れ
外国救助部隊の受入れ態勢に関する検討を進める。
- (エ) 燃料の携行に関する各種規制との関係の整理
燃料の携行に関する各種規制を整理する。
- (オ) 停電時における早期停電対応措置
停電発生時において、警察情報通信を維持するために必要な電力を確保する。
- (カ) 航空法に定めるヘリコプターによる爆発物等の輸送の事前承認
航空法（昭和27年法律第231号）に基づく警察用航空機による爆発物等（燃料、発動発電機等）の輸送の事前承認手続の運用改善について、国土交通省と協議・調整を進める。

イ 実施事項

- (ア) 部隊活動に関する自衛隊等関係機関との合同訓練、協定の締結
毎年度、通達等や会議において、関係機関との合同訓練を通じた連携の強化を指示した。
- (イ) 自衛隊等関係機関からの燃料補給支援、施設の借用
関係機関からの燃料補給支援や施設利用に係る仕組みを都道府県警察に伝えた。
- (ウ) 外国救助部隊の受入れ
外国救助部隊の具体的な派遣先を始め、受入れに必要な情報の提供について、政府の緊急災害対策本部事務局海外支援受入班との連携態勢の構築について検討を行った。
- (エ) 燃料の携行に関する各種規制との関係の整理
 - 危険物の運搬に係る規制法令（消防法（昭和23年法律第186号）及び関連規則等）及び燃料の携行に際して抵触するおそれのある交通法規を整理した。
 - 被災地における燃料の確保の実態や派遣部隊による燃料の携行に関する実態調査を実施した。
- (オ) 停電時における早期停電対応措置
管区警察局及び都道府県（方面）情報通信部に対して、「災害に係る危機管

理体制の再点検及び再構築の実施に係る留意事項等について（情報通信・情報管理関係）」（平成23年12月22日付け警察庁丁情企発第276号ほか）及び「災害に強い警察情報通信を確立するための取組の推進について（通達）」（平成24年3月28日付け警察庁丁通施発第32号ほか）を発出し、停電時における早期の電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携について指示した。

(カ) 航空法に定めるヘリコプターによる爆発物等の輸送の事前承認

警察用航空機による爆発物等の輸送に関し、これまで都道府県警察が必要の都度行っていた国土交通大臣に対する事前承認申請について、国土交通省との協議・調整を進め、年度ごとに警察庁が一括して行う仕組みを構築した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 部隊活動に関する自衛隊等関係機関との合同訓練、協定の締結

- 毎年度末に事務連絡を発出し、各管区警察局主催の広域緊急援助隊合同訓練の実施に係る留意事項を示し、新設された警察災害派遣隊の対処能力の向上、関係機関・団体との合同訓練による連携強化等について徹底した。
- 毎年度当初の通達及び「防災の日」に係る通達により、政府の訓練大綱を示し、具体的訓練目的、実施要領等を周知徹底した。
- 管区災害対策官会議において、各種訓練を通じた対処能力の向上、特に警察組織全体の対処能力を底上げするよう指示を継続して行った。
- 管区警察局主催の合同訓練や自治体主催の防災訓練等において、消防、自衛隊、海保等関係機関を始めDMA T、J A F等の参加を得て、現場でのスムーズな連携を確認した。

(イ) 自衛隊等関係機関からの燃料補給支援、施設の借用

石油製品を安定供給するための中核的な拠点を整備する経済産業省の事業の一環として、事前に選定された災害対応型給油所について、大規模災害発生時に緊急自動車等に対する優先給油を要請する仕組みを導入しているところ、都道府県警察に対し、本制度における警察用車両を含む緊急通行車両への優先給油の概要を伝達した。

(ウ) 外国救助部隊の受入れ

- 海外救助部隊の受入れの調整を行う政府の緊急災害対策本部事務局海外支援受入班のマニュアルの修正作業に参画した。
- 大規模災害時における在日米軍との連携に係る検討会及び海外からの支援受入れの円滑化に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁間の申合せ事項や法的課題の検討に参画した。

(エ) 燃料の携行に関する各種規制との関係の整理

- 消防法、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の条文を参照し、消防庁等からの聴取結果を踏まえ、燃料の運搬容器、積載方法及び運搬方法の基準について整理を行った。
- 平成24年3月の「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」の一部改正において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の災害警備用物資について、適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を行うこと、特に警察災害派遣隊の即応部隊については、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めることを明記した。
- 警視庁機動隊からの聴取や被災3県に対するライフライン等の被災状況調査により、利用可能な給油施設や規制基準を満たす燃料の運搬容器の不足等により、燃料の確保及び燃料の携行が困難であったという実態を把握した。

(オ) 停電時における早期停電対応措置

- 電気事業連合会との協議・情報交換を実施し、電力事業者の内部規程等により、警察が電力復旧の優先順位が高い機関の一つとされていることを確認するとともに、電力復旧において警察を優先することについて、改めてその

必要性を理解してもらうなど、相互に理解を深めた。

- 関係機関・団体が主催するイベントに参加し、停電対応措置に関する技術情報を収集した。
- (カ) 航空法に定めるヘリコプターによる爆発物等の輸送の事前承認
国土交通省との協議の結果、平成24年度分から年度単位で、各都道府県警察の航空隊が保有する全警察用航空機を対象とし、警察庁が一括して、必要な品目の事前承認手続を代行することが可能となった。平成26年度分についても申請を行い、67品目について事前承認を受けている。

【事前承認の活用事例】

- ① 平成25年7月、災害発生時に無線中継局が長時間停電となった場合を想定し、警察用航空機による無線中継局への非常用燃料搬送訓練を実施した。(福島県警察)
- ② 平成25年7月、災害発生時に広域緊急援助隊先行情報班を迅速に災害現場に投入することが可能となるよう、広域緊急援助隊先行情報班が使用する自動二輪車を警察用航空機に搭載して空輸する訓練を実施した。(山梨県警察)
- ③ 平成25年10月の伊豆大島における土砂災害発生時、チェーンソー、エンジンカッター等の救助用資機材を隊員と共に空輸し、迅速な救助活動の支援を行った。(警視庁)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 合同訓練の実施等により、災害発生時における関係機関との協力関係の強化が図られた。
- 大規模災害発生時の燃料補給支援や外国救助部隊の受入れに関する関係機関との協議により、関係機関等との相互連携態勢の確保が図られた。
- 燃料の携行に関する各種規制との関係を整理し、災害発生時において必要な燃料を確保する態勢の整備が図られた。
- 電気事業連合会との協議・情報交換の実施等により、停電時における早期停電対応措置に貢献した。
- 爆発物等の輸送の事前承認手続の改善により、訓練等の各種警察活動において必要となる爆発物等の迅速な輸送が可能となった。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、関係機関との合同訓練を実施するとともに、今後、有識者の知見に基づく新たな想定・切り口による訓練を採り入れるなど、より実践的な訓練を実施する必要がある。
- 関係機関等との相互連携態勢が、災害時に真に機能するよう、引き続き、関係機関等と情報共有に努め、協議を進めていく必要がある。
- 引き続き、各都道府県警察における燃料の優先供給協定の締結等の施策について、燃料携行に係る各種規制との関係の整理を踏まえ推進する必要がある。
- 引き続き、機会を捉えて関係機関・団体との連携を図り、停電時において警察情報通信を維持するために必要な電力を確保する必要がある。
- 引き続き、爆発物等の輸送の事前承認について、都道府県警察の要望を踏まえた上で、国土交通省に対する一括申請を実施していく必要がある。

(2) 交通規制関係

ア 政策の内容

- (ア) 政府から緊急搬送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱い
政府から緊急搬送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱いについて、関係機関と調整を行う。

イ 実施事項

- (ア) 政府から緊急搬送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱い
- 政府から緊急搬送を委託された車両のナンバーを警察庁が確認することができるシステムの構築に向けて、内閣府と調整を行った。
 - 平成24年2月、内閣府に対し、災害対策に必要なと認めるボランティア団体の選定基準の整備等、ボランティア関係車両の取扱いに関する枠組み作りを要請した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 政府から緊急搬送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱い
- 内閣府において、物資の調達・輸送に必要な情報を関係機関で共有するシステムを構築した結果、政府から緊急搬送を委託された車両のナンバーを警察庁において確認することが可能となった。
 - 内閣府において、ボランティア関係車両の取扱いに関する枠組みについて検討が進められた。

エ 評価の結果

- (ア) 効果
内閣府におけるシステムの構築により、政府から緊急搬送を委託された車両に係る確認事務の迅速化が見込まれる。
- (イ) 今後の施策展開の方向
- 政府から緊急搬送を委託された車両のナンバーを各都道府県警察においても確認できるよう、引き続き、内閣府と調整を行う必要がある。
 - 内閣府において、ボランティア関係車両の取扱いに関する枠組みの検討が進められているところ、その結果を踏まえて、ボランティア関係車両に対する緊急通行車両確認標章の交付を検討する必要がある。

(3) 検視、身元確認等及び行方不明者関係

ア 政策の内容

- (ア) 遺体発見時の状況に関する情報の正確な引継ぎ
発災直後において警察官以外の他機関の職員が遺体を発見した場合における遺体の発見場所、発見状況等の死因や身元の特定に資する情報の引継ぎの在り方について、関係機関との協議・調整を推進する。
- (イ) 検視等の立会医師の派遣
大規模災害発生時に、検視及び身元確認のための立会医師及び歯科医師の円滑な派遣を可能にするため、派遣要請の手続について、日本医師会、日本歯科医師会及び日本法医学会との協議・調整を推進する。
- (ウ) DNA型検査資料の利用に関する関係機関への協力依頼
関係する国の機関や団体との間で行方不明者の身元確認に有効なDNA型に係る資料の効果的な収集・確保に関する協力体制を構築できるよう、協議・調整を推進する。
- (エ) 歯牙情報の分類の標準化や生前情報の活用
関係する国の機関や団体との間で行方不明者の身元確認に有効な歯牙等に係る資料の効果的な収集・確保に関する協力体制を構築できるよう、協議・調整を推進する。
- (オ) 携帯電話の契約者情報の活用
遺体の身元確認のため、携帯電話の契約者情報を迅速かつ効率的に得られるよう、携帯電話事業者との協議・調整を推進する。
- (カ) 行方不明者の死亡認定手続の運用
災害発生時における被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災による行方不明者の死亡認定手続の運用を周知徹底する。

イ 実施事項

- (ア) 遺体発見時の状況に関する情報の正確な引継ぎ

大規模災害発生時において、自衛隊員及び消防職員が遺体の発見状況等の情報を適切に警察に引き継ぐことができるよう、防衛省及び消防庁との間で、情報の引継ぎの在り方について協議を行った。

(イ) 検視等の立会医師の派遣

○ 大規模災害発生時における医師の派遣体制の整備等を目的に、日本医師会主導の下で、警察活動に協力する医師の組織化が行われることとなったことを受け、平成25年11月、警察庁から各都道府県警察に対し、都道府県医師会への協力について指示した。

○ 平成26年11月に日本歯科医師会との間で、大規模災害発生時の歯科医師の被災地への派遣に関する協定を締結した。また、日本法医学会との間で、協定の締結に向けた協議を行った。

(ウ) DNA型検査資料の利用に関する関係機関への協力依頼

平成23年5月、警察庁と日本赤十字社との間で、同社が保管する血液検体の提供に関する覚書を締結した。

(エ) 歯牙情報の分類の標準化や生前情報の活用

厚生労働省により開催された歯科診療情報の標準化に関する検討会に、警察庁担当者がオブザーバーとして参加した。

(オ) 携帯電話の契約者情報の活用

遺体が生前携行していた携帯電話の契約者情報を迅速かつ効率的に入手する方法について、携帯電話事業者と協議を行った。

(カ) 行方不明者の死亡認定手続の運用

東日本大震災による行方不明者の死亡認定手続の運用を周知するため、警察が執る措置についての通達を発出した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 遺体発見時の状況に関する情報の正確な引継ぎ

遺体の発見状況等の情報を適切に引き継ぐことの重要性について、関係省庁間で認識を共有するに至った。

(イ) 検視等の立会医師の派遣

日本歯科医師会との協定の締結により、警察の要請を受け、歯科医師が派遣される体制が確保された。

(ウ) DNA型検査資料の利用に関する関係機関への協力依頼

警察庁と日本赤十字社との間で、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る身元確認活動に関する覚書」を締結した結果、平成26年12月10日現在、日本赤十字社が保管している血液検体によるDNA型検査により、35体の遺体について身元が確認された。

東日本大震災における遺体の身元確認状況について（平成26年12月10日現在）

	身元確認数	身元確認方法					身元未確認数
		身体特徴所持品等	歯牙形状	DNA型検査		指掌紋	
				本人資料	血液検体		
岩手県	4,607	4,373 (94.9%)	130 (2.8%)	45 (1.0%)	13 (0.3%)	46 (1.0%)	65
		うちDNA型親子鑑定併用 992					
宮城県	9,516	8,210 (86.3%)	917 (9.6%)	84 (0.9%)	17 (0.2%)	288 (3.0%)	20
		うちDNA型親子鑑定併用 1,389					
福島県	1,610	1,361 (84.5%)	200 (12.4%)	7 (0.4%)	5 (0.3%)	37 (2.3%)	1
		うちDNA型親子鑑定併用 412					
合計	15,733	13,944 (88.6%)	1,247 (7.9%)	136 (0.9%)	35 (0.2%)	371 (2.4%)	86
		うちDNA型親子鑑定併用 2,793					

注1 複数の身元確認方法による場合は、主たる方法を計上

注2 「身元確認方法」欄の()内の数値は、「身元確認数」に対する割合

注3 「本人資料」とは、行方不明者本人に直接関係するへその緒、電気カミソリ、歯ブラシ等のDNA型検査資料

注4 「血液検体」とは、行方不明者本人の献血に係る日本赤十字社保管の血液検体

(エ) 歯牙情報の分類の標準化や生前情報の活用

歯科医療機関が電子カルテで保有する歯科診療情報を標準化することを目的に、平成25年8月7日から平成26年11月25日にかけて、計4回にわたり開催された厚生労働省と日本歯科医師会等による歯科診療情報の標準化に関する検討会に、警察庁担当者がオブザーバーとして参加し、歯の部位情報の標準化、個人情報保護に関する方策等に関して進められている検討の状況の把握に努めた。

(オ) 携帯電話の契約者情報の活用

警察庁と携帯電話事業者との協議の結果、携帯電話の契約者情報を迅速かつ効率的に入手する方法として、契約者情報の照会をオンライン化することに合意し、平成26年度中のシステムの運用開始に向け、取組を進めた。

(カ) 行方不明者の死亡認定手続の運用

東日本大震災による行方不明者であると把握している者について、これまでの警察活動において発見に至っていないことを証明する書面の発行が求められた場合の対応について通達を発出した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 遺体の発見状況等に関する情報の引継ぎの重要性についての認識が関係省庁間で共有され、死因や身元の特定作業の迅速化が図られた。
- 協定の締結により、歯科医師の円滑な派遣のための態勢の構築が図られた。
- 日本赤十字社からの血液検体の提供により、身元確認に大きな効果があった。
- 生前の歯科診療情報の標準化に向けた検討が進められた。
- 携帯電話の契約者情報の照会をオンライン化することにより、遺体が携行している携帯電話の契約者情報を確認するために必要な期間が短縮され、遺体の身元確認の迅速化・効率化が図られた。
- 東日本大震災に際して実施した行方不明者の死亡認定手続の運用に関する措置の周知徹底が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 今後、防衛省及び消防庁との間で情報の引継ぎの在り方の関係部門への周知方法についての調整を更に進め、合同訓練等を通じて、運用を徹底させる必要がある。
- 現在協議中の日本法医学会との協定を速やかに締結するほか、今後、警察

活動に協力する医師の組織化の進捗状況を踏まえて、日本医師会との間でも同様の協定が締結されるよう、協議を進める必要がある。

- 引き続き、DNA型情報や歯牙情報の更なる活用を図るための方策について、検討する必要がある。
- 今後、携帯電話事業者と協議を進め、携帯電話番号以外の情報（例えば、個人識別番号等）による契約者照会を可能にするなど、現在、運用準備を進めている契約者照会システムの改善を図る必要がある。
- 今後の災害発生時に、東日本大震災時の措置と同様の措置が執られることとなった際には、当該措置について周知徹底を図る必要がある。

(4) 治安維持・被災者支援関係

ア 政策の内容

- (ア) 治安確保に向けた警備業者との連携
被災地における治安維持のため、一般社団法人全国警備業協会との連携について検討する。
- (イ) 金融機関やATMの防犯対策
被災地における金融機関やコンビニエンスストア等に設置されたATMの防犯対策の強化について検討する。
- (ウ) 携帯電話の基地局情報及びGPS位置情報の活用
災害発生時に被災者を捜索し救助するため、携帯電話の位置情報を活用する仕組みについて、総務省及び携帯電話事業者との協議・調整を推進する。
- (エ) 災害に便乗した詐欺等に関する情報収集
災害発生時における災害便乗詐欺事件に関する情報を各都道府県警察から効率的に収集・集約できる方法について検討する。
- (オ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進
災害発生時には、暴力団が復旧・復興事業に介入するなど資金獲得活動を展開することが予想されるため、関係機関等と協議・調整を行い、暴力団排除のため国として取り組むべき施策について取りまとめ、当該施策を推進する。

イ 実施事項

- (ア) 治安確保に向けた警備業者との連携
東日本大震災における対応を基に、災害時における警備業界との連携の在り方について、全国警備業協会と協議し、平成23年12月、警察庁生活安全局長と全国警備業協会会長との間で「災害時における緊急支援活動に関する覚書」を締結した。
- (イ) 金融機関やATMの防犯対策
関係省庁、関係金融機関、ATM運営会社等との連絡会議を立ち上げ、災害発生時における連絡体制の構築、ATMの防犯性能の強化等について協議・調整を行った。
- (ウ) 携帯電話の基地局情報及びGPS位置情報の活用
携帯電話の位置情報を活用して救助を要する者を早期に発見することができるよう、総務省及び携帯電話事業者と協議した結果、平成25年9月9日、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号。以下「ガイドライン」という。）が改正された。
- (エ) 災害に便乗した詐欺等に関する情報収集
災害便乗詐欺事件に関する情報収集・報告要領について、都道府県警察に対して通達を発出した。
- (オ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進
平成25年4月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、関係府省庁と協議を行い、政府として更に取り組むべき施策として「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を取りまとめた。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 治安確保に向けた警備業者との連携

- 平成26年4月、全国警備業協会において、覚書を踏まえた各種防災対策の一環として、全警協災害支援隊が発足した。

(イ) 金融機関やATMの防犯対策

- 平成23年、関係省庁等との連絡会議において、大規模災害発生時における連絡体制の構築、現金回収が必要な場合の早期の対応及びATMの防犯性能の強化について申合せを行った。
- 平成23年8月5日、上記申合せの履行に当たって、コンビニエンスストア等の店舗側の理解と協力を得るため、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に対して文書による協力要請を行った。

(ウ) 携帯電話の基地局情報及びGPS位置情報の活用

- 平成26年3月24日から、改正されたガイドラインに基づき、救助を要する者を検索・救助するため、一定の要件を満たす場合には、従来の基地局情報に加え、GPS位置情報の提供を受けることが可能となった。

(エ) 災害に便乗した詐欺等に関する情報収集

- 「災害発生時における災害便乗詐欺事件に係る情報収集・報告要領について」（平成24年3月29日付け警察庁丁捜二発第17号ほか。以下「情報収集・報告要領」という。）を発出し、警察署が受けた被害申告や相談の概要、手口及び検挙情報が警察本部を通じて警察庁へ迅速に報告され、その結果を都道府県警察に還元する体制が構築された。
- 情報収集・報告要領により、都道府県警察に対して、自治体や消費生活センターとの間で平常時から情報交換を行う体制を構築するとともに、警察庁が還元した情報を基に、警察本部を通じて警察署から国民に対して、被害予防のポイントを広報するよう指示した。

(オ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進

- 「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」に基づき、平成25年7月、関係機関との連携強化を図るため、東日本大震災に係る関係省庁及び被災3県により、復旧・復興事業からの暴力団排除に係る関係機関連絡会議を開催した。
- 事業者に対し、違法な労働者派遣、労働者供給等の防止に必要な労働者の把握及び管理の徹底等について、福島第一原子力発電所・暴力団等排除対策協議会等を通じて啓発を実施した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 全国警備業協会との覚書の締結により、災害発生時における警察庁と警備業界が連携した迅速かつ円滑な緊急支援活動が可能となった。
- 関係省庁等との申合せにより、災害発生時における連絡体制の構築と現金回収が必要な場合の早期対応の内容の明確化がなされた。
- 携帯電話のGPS位置情報の活用により、災害発生時に被災者の検索・救助活動の効率的実施が推進された。
- 災害便乗詐欺事件に関する情報収集・報告等に係る体制の構築により、同情報を取締活動に活用することが可能となるとともに、警察庁が還元した情報を基にした警察署による広報により、被害の防止が図られた。
- 国として取り組むべき各種施策の実施により、復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 今後、災害が発生した場合において、全国警備業協会と緊密に連携し、覚書に基づく措置を適切に実施する必要がある。
- 引き続き、ATMの防犯性能の強化に係る取組に当たり、関係金融機関及

びATM運営会社に対する助言・指導を実施するなど、関係機関・団体との協力体制の強化を図る必要がある。

- 今後、GPS位置情報の精度向上や過去の基地局情報の提供等について事業者へ働き掛けを行う必要がある。
- 詐欺の手口は日々変化しているため、引き続き、警察庁で収集・分析した情報を迅速に都道府県警察に還元することにより、災害便乗詐欺の被害防止や取締活動を推進する必要がある。
- 引き続き、復旧・復興事業等から暴力団を排除するため、平素から関係機関と情報を共有するなどして連携していく必要がある。

第2 都道府県警察等における施策

1 初動警察措置

(1) 初動態勢の確立

ア 政策の内容

(ア) 災害警備本部の編成

災害警備本部が十分に機能するよう、災害警備本部の編成を点検し、必要に応じて見直しを行う。

(イ) 職員及び家族の安否確認、執務時間外における職員の参集

職員及びその家族の安否を迅速に確認する方策を検討するとともに、執務時間外における情報の伝達、職員の参集、幹部の搬送等について、その具体的要領を検討し、訓練を反復継続する。

(ウ) 警察署への支援

警察署長を補佐する幹部や要員を警察本部から早期に派遣するなど、警察署への支援について検討する。

(エ) 連絡要員の派遣、関係機関との連絡手段の確保等

関係機関との連絡手段について検討するとともに、関係機関との合同訓練を繰り返し実施する。また、関係機関との人事交流の拡充を検討する。

(オ) 特別派遣部隊の受入れ

応援部隊等の活動拠点の確保、支援態勢の確立、物資の搬送・保管等について検討する。

(カ) 業務継続計画の策定

業務継続計画を策定し、図上・実動訓練を実施する。

(キ) バックアップ体制の確保

災害警備本部の機能の移転先、人員・物資の搬送手段等について検討する。

(ク) 備蓄物資の拡充

都道府県警察における備蓄物資の拡充を進める。

(ケ) 警察施設や物資保管場所の耐震・耐浪化への取組

災害発生時等に非常用電源、備蓄物資、装備資機材等を確実に利用できるようにするため、これらの保管場所を見直すとともに、施設の耐震・耐浪化への取組を進める。

イ 実施事項

(ア) 災害警備本部の編成

災害警備本部の早期立ち上げを目的として、災害警備本部の編成の点検及び見直しを行い、要員を増強するとともに、警察本部又は警察署近傍に居住する職員を災害警備本部要員、初動要員等に指定した。また、災害警備本部の任務の点検結果を踏まえ、被害に応じた段階的な対応が可能となるよう見直した編成の下、災害警備本部設置訓練を実施した。

(イ) 職員及び家族の安否確認、執務時間外における職員の参集

- 全国の都道府県警察において、安否確認（情報伝達）訓練を実施し、職員及びその家族の安否を迅速に確認する方策を検討するとともに、執務時間外

- における情報伝達、要員の参集、幹部の搬送等の検討及び訓練を実施した。
- 職員の携帯電話に一斉にメールを送信できる緊急連絡システム等の導入を進めた。
 - (ウ) 警察署への支援
災害警備本部に警察署支援班を設置するなどにより、警察署に対する支援体制の整備を推進した。
 - (エ) 連絡要員の派遣、関係機関との連絡手段の確保等
 - 関係機関に警察電話を設置したほか、関係機関との情報伝達訓練を実施した。
 - 災害警備計画等に自治体への連絡要員の派遣について明記し、連絡員を指定したほか、関係機関との人事交流を実施した。
 - (オ) 特別派遣部隊の受入れ
応援部隊や支援物資の受入れを想定した検討を実施し、支援対策部隊（班）を設置するなどにより、特別派遣部隊の受入れ体制を強化した。
 - (カ) 業務継続計画の策定
業務継続計画の策定・見直しを行い、図上・実動訓練を実施した。
 - (キ) バックアップ体制の確保
代替施設の確保に関する自治体等関係機関との協定を締結したほか、災害警備本部の機能移転訓練を実施した。
 - (ク) 備蓄物資の拡充
各都道府県警察の取組状況を調査・把握し、当該調査結果を共有するなどした。
 - (ケ) 警察施設や物資保管場所の耐震・耐浪化への取組
 - 耐震診断等により、耐震化の必要性について検討を行った上で、警察本部及び警察署の建替えや耐震改修工事を実施した。
 - 非常用電源、備蓄物資、装備資機材等の設置・保管状況を点検するとともに、保管場所の移転・分散配置を行ったほか、防潮壁、止水板を設置した。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
- (ア) 災害警備本部の編成
災害警備本部設置訓練の実施回数は、増加した。

警察本部における災害警備本部設置訓練の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
84	100	104

- (イ) 職員及び家族の安否確認、執務時間外における職員の参集
執務時間外における情報伝達等について、継続的・反復的に訓練を実施したほか、人事異動期直後の非常参集訓練や完全ブラインド方式（事前に参加者に想定を伝えない方式）の訓練を実施するなど、訓練の実効性を高めるための取組が進められた。

安否確認（情報伝達）訓練の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	85	108	105
警察署	625	814	1,099

【事例】

- ① 平成24年、県の情報管理システムを、職員の招集のほか、職員及びその家族の安否が確認できるシステムに改修した。（千葉県警察）
- ② 平成24年、緊急地震速報受信装置を警察本部、運転免許センター、航空隊

及び各警察署に設置し、施設内の放送設備とリンクさせ、自動庁内放送による伝達を可能とした。(徳島県警察)

③ 平成24年、完全ブラインド方式により、警察署員を含む全警察職員を対象とした非常招集訓練を実施した。(鹿児島県警察)

④ 平成25年、交通機関が途絶することを想定し、情報拠点(千葉県市川警察署及び埼玉県蕨警察署)に集合した警備要員を機動隊輸送車及び東京湾岸警察署警備艇により、本部庁舎まで搬送する参集支援訓練を実施した。(警視庁)

(ウ) 警察署への支援

一部の都道府県警察において、警察署への支援幕僚の派遣を災害警備計画に明記し、災害警備本部に警察署支援班を設置するなど、警察署への支援体制の確立を進めた。

【事例】

① 平成24年、被災地の警察署で被害情報の収集に当たる調査隊(警視以下38人)及び被災地の警察署や自治体で各種調整、連絡等を実施する連絡隊(警視以下30人)を新設した。(福岡県警察)

② 平成25年、警察本部危機管理対策課に、救出救助活動、現地災害警備本部の補佐等を目的とする即応対策チームを新設した。(神奈川県警察)

(エ) 連絡要員の派遣、関係機関との連絡手段の確保等

関係機関との連絡体制の構築、情報伝達訓練の実施、人事交流を推進した。

【事例】

① 平成24年、関係機関との迅速かつ的確な連携態勢を確保するため、連絡要員の派遣については、知事部局へは警視以上の階級にある者、市町村へは警部以上の階級にある者を派遣する旨を災害警備計画に明記した。(鳥取県警察)

② 平成24年、不感地帯用アンテナを活用し、関係機関との情報伝達訓練を実施した。(北海道警察)

(オ) 特別派遣部隊の受入れ

○ 応援部隊や支援物資の受入れを想定した検討を行い、関係機関との協議を進めた結果、宿泊施設や警備部隊の活動拠点等を確保した。

○ 支援対策を任務とする部隊(班)を新設又は増員したほか、その運用に係るマニュアルの策定等により任務を明確にした。

【事例】

平成24年、県ホテル業組合と協定を締結し、特別派遣部隊の宿泊場所を確保したほか、公共施設等との協定を締結し、大規模災害発生時の警備部隊の活動拠点として3施設を確保した。(鹿児島県警察)

(カ) 業務継続計画の策定

○ 全都道府県警察が、業務継続計画の策定・見直しを実施した。

○ 全都道府県警察において、業務継続計画を踏まえた図上・実動訓練を実施した。

【事例】

平成24年、警察本部及び警察署において、非常電源への切替え訓練を実施し

た。(香川県警察)

(キ) バックアップ体制の確保

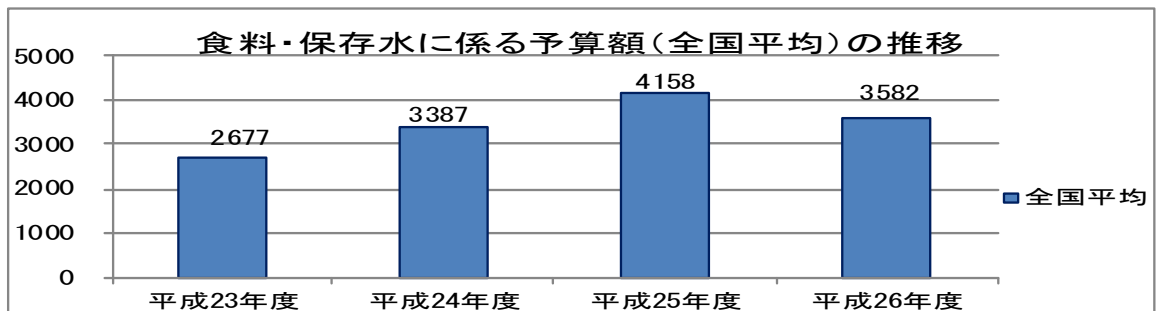
- 各都道府県警察において、警察本部及び警察署の代替施設の指定を進めた。
- 機能移転訓練を着実に実施したほか、警察署の機能移転訓練に合わせて被留置人の移送訓練、拳銃の搬送訓練を実施するなど、実践的な訓練を行った。

【事例】

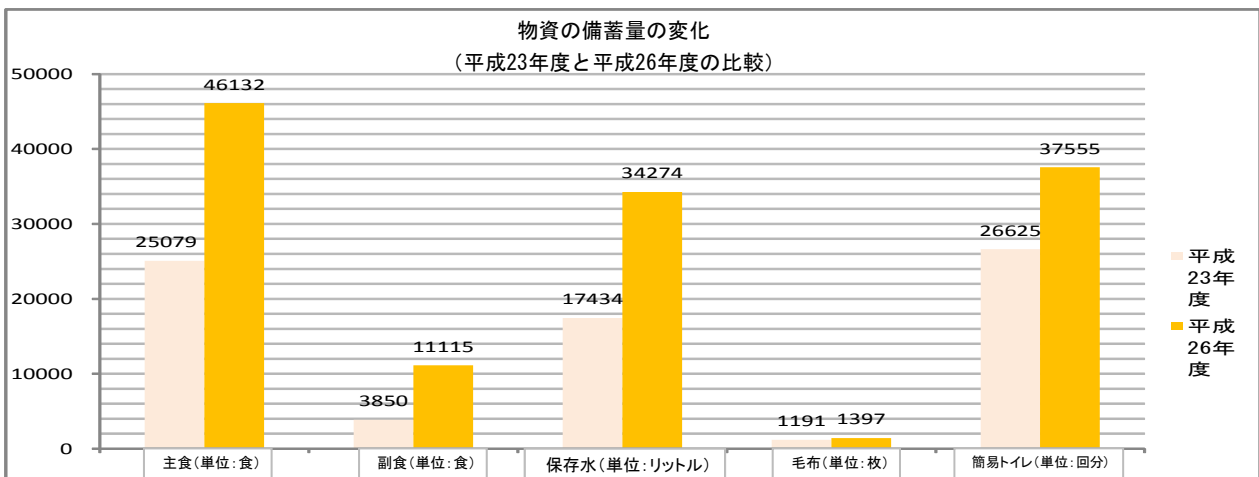
- ① 平成24年、警察本部の代替施設を3箇所指定し、そのうち1箇所には無線設備、ヘリテレ映像配信設備、非常用発電機及び給油施設を整備したほか、代替施設設置訓練では、警察用航空機による幹部輸送訓練も実施した。(神奈川県警察)
- ② 平成24年、原発事故を想定した訓練において、警察署の機能移転訓練に合わせて被留置人の移送訓練及び拳銃の搬送訓練を実施した。(鹿児島県警察)
- ③ 平成25年、災害警備本部の機能を移転する際の移動経路を複線化(5ルートを選定)したほか、機能移転訓練では、株式会社東日本高速道路の協力を得て、代替施設直近の高速道路作業用ゲートを使用する訓練を実施した。(山形県警察)

(ク) 備蓄物資の拡充

- 都道府県警察における食料及び保存水に係る予算額は平成23年度と比較して、平成26年度は1.3倍の予算額を措置した。



- 都道府県警察における各種物資の備蓄量は、平成23年度と比較して平成26年度はいずれも増加した。



(ケ) 警察施設や物資保管場所の耐震・耐浪化への取組

- 警察本部及び警察署の耐震化率は上昇した。

警察施設の耐震化率の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
警察本部(%)	82.4	82.4	82.4	86.3	86.3
警察署(%)	76.9	79.2	81.7	84.7	86.1

注：各年度末時点における耐震化済み施設を基に計上

- 津波・水害対策のための物資保管場所について、40都道府県で必要な見直しを行った。

(主な見直し内容：見直しを実施した県の数)

- ・ 備蓄物資・災害対策装備資機材の分散保管：7都県
- ・ 備蓄物資・災害対策装備資機材の移転（高所への移転等）：27都道府県
- ・ 津波浸水想定区域内にある警察施設・倉庫の移設：6府県
- ・ 警察施設における防潮壁等の設置・改修：18府県
- ・ 耐浪調査の実施、保管場所の選定：5府県

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 災害警備本部の編成の見直し、警察署支援班の設置、各種訓練の実施、業務継続計画の策定・見直しにより、大規模災害発生時の初動態勢を強化した。
- 食料及び保存水に係る予算額や各種物資の備蓄量の増加により、備蓄物資の拡充が推進された。
- 計画的な建替え、耐震改修工事により、警察施設の耐震化が推進された。
- 備蓄物資等の保管状況の点検、保管場所の見直し等により、保管場所の耐浪化が推進された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 今後、災害警備本部について、業務内容や業務量を更に精査し、十分に機能する態勢を確保する必要がある。
- 引き続き、警察施設の耐震化率が100%となるよう、計画的に建替え、改修を進める必要がある。
- 引き続き、備蓄物資の拡充のための取組を推進するとともに、保管状況の継続的な点検・見直しを行う必要がある。
- 引き続き、備蓄物資の保管場所等の耐震・耐浪化について、点検・見直しを行い、分散保管等必要な措置を確実にを行う必要がある。

(2) 通信指令

ア 政策の内容

(ア) 本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保

災害発生時には、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、緊急時における警察本部通信指令室及び警察署通信室の体制の確保について検討する。

(イ) 通信指令システムの機能の確保

通信指令施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性を向上させる方策、非常用電源の円滑な運用等について検討する。

(ウ) 災害発生時の対応マニュアルの策定

避難誘導等に従事する現場警察官の安全を確保する観点を含め、災害関連情報の提供や対応方針に関する指示を無線により迅速かつ的確に行うための方策

を検討し、災害発生時の対応マニュアルを策定する。

(エ) 無線の輻輳への対策

災害発生時に無線が輻輳した場合には、通常時の呼出応答方式ではなく、率領通話（警察本部通信指令室の許可を受けて通信を行う方式）への移行を検討する。

イ 実施事項

(ア) 本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保

警察本部及び警察署において、通信指令支援要員を指定するなど、必要な措置を講じた。

(イ) 通信指令システムの機能の確保

警察本部通信指令施設の耐震強度等を把握した上で、警察本部通信指令室の機能を代替できる施設を選定・整備するとともに、非常用電源の円滑な運用等に関して必要な措置を講じた。

(ウ) 災害発生時の対応マニュアルの策定

災害発生時の通信指令に係る対応マニュアルを策定するとともに、当該マニュアルを踏まえた訓練を実施した。

(エ) 無線の輻輳への対策

率領通話への移行を検討し、災害発生時に無線が輻輳した場合の対応策を決定した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保

- 全都道府県警察において、警察本部及び警察署それぞれの通信指令支援要員の指定又は現行の要員で対応する場合の勤務体系の変更を行った。
- 人事異動等を踏まえた通信指令支援要員の確実な確保により、災害発生時における確実な通信指令に必要な体制が確保された。

【事例】

- ① 平成24年8月、通信指令システムに障害が発生した場合を想定した緊急通報の迂回措置マニュアルにおいて、迂回措置を執る場合には、緊急通報の迂回先となる警察署に警察本部通信指令課員を派遣することを定めるなど、災害発生時における確実な通信指令に必要な体制を確保した。（愛知県警察）
- ② 平成24年8月、警察本部通信指令室での業務経験のある者から選定した通信指令支援要員について、緊急時に迅速な対応が可能となるよう110番受理・指令に係る研修・訓練を実施するとともに、問題点の把握に努めた。（岐阜県警察）
- ③ 平成24年度から通信指令支援要員制度を導入し、毎年度、要員の更新を行っている。（群馬県警察）

(イ) 通信指令システムの機能の確保

- 46都道府県警察において、警察本部通信指令施設の耐震強度について確認した上で、通信指令システムの機能を確保するために必要な非常用電源等を確保し、定期的な点検を行った。
- 33都道府県警察において、必要に応じ、警察本部通信指令室の代替施設を選定・整備した。
- 全都道府県警察において、あらかじめ通信事業者等との窓口を設定し、連絡体制を確保した。
- 45都道府県警察において、一時的に集中する緊急通報等の滞留対策として、自動音声ガイダンス機能の整備及び非常用交換機、受理用電話機等の増設を進めた。

【事例】

- ① 平成25年12月、警察本部通信指令室の代替施設を選定するとともに、同所への移転訓練を実施し、効果的に運用できることを検証した。(石川県警察)
- ② 平成25年2月、警察署の代替施設を選定するとともに、通信指令部門と警察署等が連携して、代替施設への移転訓練を実施した。(岡山県警察)
- ③ 平成24年4月、警察本部通信指令室への緊急通報受理専用電話の追加設置及び自動音声ガイダンス機能への大震災用音声パターン等の録音により、緊急通報等の滞留対策を図った。(香川県警察)

(ウ) 災害発生時の対応マニュアルの策定

46都道府県警察において、災害発生時の対応マニュアルの整備が完了し、全都道府県警察において、通信指令部門単独ではなく、他部門や警察署と合同で広域的な訓練を実施するなどした。また、対応マニュアルについては、適宜検討を行い、更新を進めた。

【事例】

- ① 平成24年5月、通信指令課員等の任務分担、無線通話方式、システム障害発生時の対応要領、災害警備本部との連絡体制の確保等を内容とする災害時の対応マニュアルを策定した。(秋田県警察)
- ② 平成25年11月、地震、津波のほか、気象警報、噴火警報等各種警報が発令された場合等の多様な災害に対応し得るマニュアルを策定した。(福島県警察)
- ③ 平成25年3月、警察本部通信指令室の機能に障害が発生した場合を想定し、非常用発動発電機による電源の確保、警察署や通信事業者等との連携による緊急通報の指定警察署への迂回措置等の災害訓練を実施し、対応マニュアルの検証を行った。(三重県警察)

(エ) 無線の輻輳への対策

全都道府県警察において、実情に応じて、宰領通話への移行等の必要な対応策を決定し、宰領通話に切り替えた後の指令要領の策定等を進めた。

【事例】

- ① 平成24年12月、災害発生時には、無線通話方式を宰領通話に切り替えることとし、対応要領マニュアルにおいて、宰領通話に切り替えた後の指令要領や通話例について定めた。(島根県警察)
- ② 平成24年9月、毎月11日を宰領通話訓練の日に設定し、通常業務において宰領通話を実施することとして、技能の向上を図っている。(新潟県警察)
- ③ 平成23年9月、被害が甚大な地域における無線の輻輳を緩和させるため、比較的被害が少ない地域の無線通話を別の無線系統に切り替えるなど、被害状況に応じて、使用する無線系統を変更することとした。(宮城県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 全都道府県警察において、通信指令の拠点となるべき施設が確保されたことにより、災害発生時における通信指令業務の継続が図られた。
- 通信指令支援要員制度の導入等により、通信指令に係る体制が確保されたほか、緊急通報等の滞留対策の推進、訓練の実施等により、通信指令業務の円滑化が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、不断の点検作業を行い、必要な訓練を積極的に実施するとともに、

訓練で得られた課題・成果を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。

(3) 警察用航空機の運用

ア 政策の内容

(ア) 航空隊における準備

災害発生時には、他の都道府県警察から応援派遣された警察用航空機の受入れ、警察用航空機の運航に関する統制・調整、駐機場所の確保等の業務が大幅に増加することを踏まえ、これらの業務を円滑に遂行するための措置を検討する。

(イ) 航空隊施設の機能の確保

航空隊施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性を向上させる方策、停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等について検討する。

(ウ) 広域運用マニュアルの見直し

応援派遣された警察用航空機の受入れを行う際の航空隊基地における離着陸要領、夜間照明の整備、航空燃料の確保等について検討し、広域運用マニュアルの見直しを図る。

イ 実施事項

(ア) 航空隊における準備

航空隊支援要員制度等を導入した。

(イ) 航空隊施設の機能の確保

航空隊施設の耐震強度等を把握し、必要に応じて、災害発生時における代替施設を選定したほか、停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等を進めた。

(ウ) 広域運用マニュアルの見直し

離着陸要領、夜間照明の整備、航空燃料の確保等に関して、広域運用マニュアルの見直しを行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 航空隊における準備

33都道府県警察において、航空隊支援要員制度を導入するとともに、30都道府県警察において、現行要員で対応する場合の勤務体系の変更措置として当直体制を定めた。

(イ) 航空隊施設の機能の確保

- 43都道府県警察において、航空隊施設の耐震強度等を調査し、そのうちの23都道府県警察において、代替施設を選定等を行った。
- 航空隊施設における自家用発電機の整備及び非常用電源の確保を行い、その円滑な運用のために定期的な点検を実施したほか、格納庫のシャッターが作動しない場合等に備え、非常用開閉手段としてエンジンカッターを配備するなどした。
- 駐機場の確保や燃料の補給等を円滑に実施できるよう、都道府県庁、自衛隊等との間で、災害発生時の相互援助協定を締結するなどした。

施策の進捗状況

自家用発電機の整備	30都道府県
非常用電源の確保	47都道府県
エンジンカッターの配備	13都道府県
災害発生時における相互援助協定の締結	25都道府県

注：平成26年12月31日現在

(ウ) 広域運用マニュアルの見直し

全都道府県警察において、平成24年4月までに、広域運用マニュアルを更新

した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 航空隊支援要員制度の導入による支援受入れ体制の確立、代替施設の選定等による航空隊施設の機能の確保等に向けた取組が推進された。
- 広域運用マニュアルの更新により、都道府県警察の枠を超えた警察用航空機の広域的運用を円滑に行うために必要な措置が執られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

今後、各種体制及び航空隊施設の機能確保のための方策について、不断の点検作業を行うとともに、訓練を積極的に実施し、訓練により得られた課題・成果を踏まえ、必要な見直し等を行う必要がある。

(4) 警察情報通信の維持

ア 政策の内容

(ア) 技術力の向上や知識の習得等による事案対処能力の強化

- 災害の発生を想定した実践的対応訓練を実施し、事案対処能力の強化を図る。
- 代替総合指揮室として機能するために必要な通信機器を整備するとともに、警察情報通信ネットワークの耐災害性の向上を図る。

(イ) 通信機器等の搬送手段の確保

搬送事業者等との情報交換・連携等により、災害発生時において緊急に通信機器が必要となった場合の搬送手段を確保する。また、安全かつ搬送効率の良い場所に応急用資機材の保管場所を確保できるよう、関係機関との間で調整を進める。

(ウ) 無線中継所の機能の維持

災害発生時、無線中継所への複数の登山ルートを確保するため、図上での検討を行うほか、航空隊や機動隊と合同で山上中継所及びその周辺区域の実査を行う。

(エ) 電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携

電力の復旧や燃料の提供が優先的に行われるよう、平素から関係事業者と情報交換・連携を図る。

(オ) 警察情報通信システムの障害への対応

警察情報通信システムに障害が発生した場合に備え、業務継続計画や対策要領を策定し、これらの計画等に基づいた訓練を実施する。

(カ) 衛星携帯電話の活用

電気通信事業者や警察が管理する各種地上系通信手段が全て途絶した場合に備え、衛星携帯電話を活用する体制の充実・強化を図る。

イ 実施事項

(ア) 技術力の向上や知識の習得等による事案対処能力の強化

- 大規模災害等を想定した実践的対応訓練を実施した。
- 都道府県警察本部等の代替施設において、災害警備本部として機能させるために必要な警察通信施設の整備工事を実施した。
- 無線多重回線の大容量化・IP化及び無線中継所のリンク回線の高度化を実施した。
- 老朽化した無線中継所等の更新を実施した。

(イ) 通信機器等の搬送手段の確保

- 搬送事業者及びレンタル事業者との情報交換・連携、協定の締結等を実施した。
- 応急用通信資機材の保管場所について、関係機関と調整し、安全かつ搬送効率の良い場所を確保した。

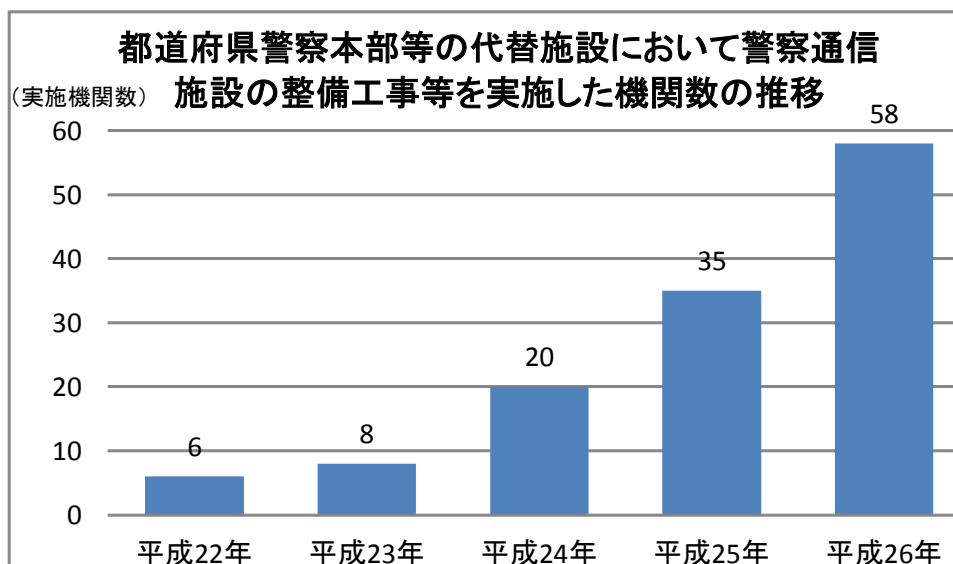
(ウ) 無線中継所の機能の維持

無線中継所への登山ルートに関して、複数のルートを確認するために図上での検討及びルートの資料化を実施した。

- (エ) 電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携
無線中継所等における電力供給及び非常用発動発電機への燃料の優先供給に関して、電力事業者、燃料供給業者等と意見交換・情報共有等を実施した。
 - (オ) 警察情報通信システムの障害への対応
 - ライフラインが数日間途絶することを念頭においた業務継続計画を策定した。
 - 災害通信対策要領を策定するとともに、これらの要領を活用した訓練等を実施した。
 - (カ) 衛星携帯電話の活用
 - 衛星携帯電話を活用した通信確保訓練及び災害対応要員等に対する取扱要領に関する研修を実施した。
 - 衛星携帯電話の増強・更新整備を実施した。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
- (ア) 技術力の向上や知識の習得等による事案対処能力の強化
 - 警察本部及び警察署の被災を想定した災害警備本部の機能移転先における通信の確保のための訓練、広域的な災害の発生を想定した隣接都道府県警察による合同訓練等の各種訓練を実施した。

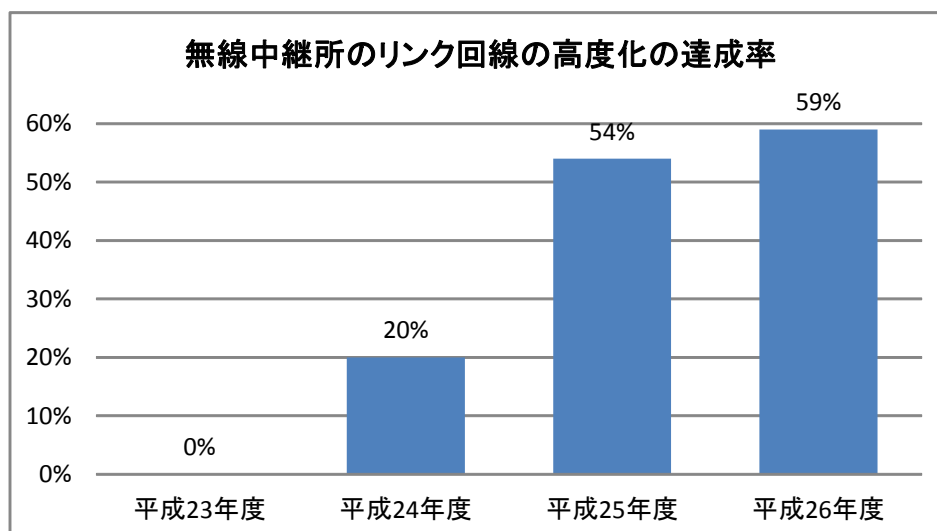
【事例】

- ① 平成26年7月、南海トラフ地震の影響により警察本部が使用不能となる事態を想定し、災害警備本部の機能を代替施設である警察署に移転する訓練を県警察と連携して実施した。(高知県情報通信部)
 - ② 平成26年1月、南海トラフ地震発生を想定した九州管区警察局及び管内各県警察の合同訓練において、無線通信の確保、ヘリテレ映像配信等の各種訓練を実施した。(宮崎県情報通信部)
- 平成26年までに、全都道府県情報通信部等(管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部)において、管区警察局、都道府県警察本部等の代替施設に、災害警備本部として機能させるために必要な警察通信施設(警察電話、警察無線、映像伝送等)の整備工事、その機能の確認等を行った。



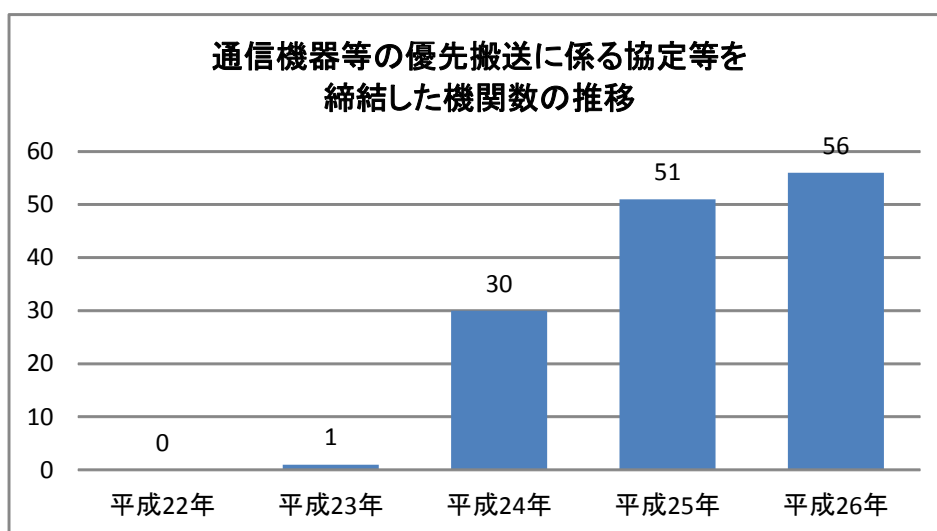
注：対象は7管区、47都道府県、4方面の計58機関

- 平成26年までに、57都道府県情報通信部等において、無線多重回線の大容量化・IP化を実施した。また、25年度までに、無線中継所のリンク回線の高度化について、該当区間の54%を措置した。



注：平成26年度の数值は暫定値

- 平成26年までに、都道府県情報通信部等において、老朽化した無線中継所等更新が必要な26箇所全ての更新を実施した。
- (イ) 通信機器等の搬送手段の確保
 - 警察本部等の代替施設、無線中継所、警察署等において緊急に通信機器が必要となった場合に、その搬送手段を確保するため、平成26年までに、56都道府県情報通信部等において、災害時における通信機器等の優先搬送及びレンタカーやスノーモービル等の賃貸借に関して、それぞれ搬送事業者及びレンタル事業者と情報交換・連携を進め、協定を締結した。

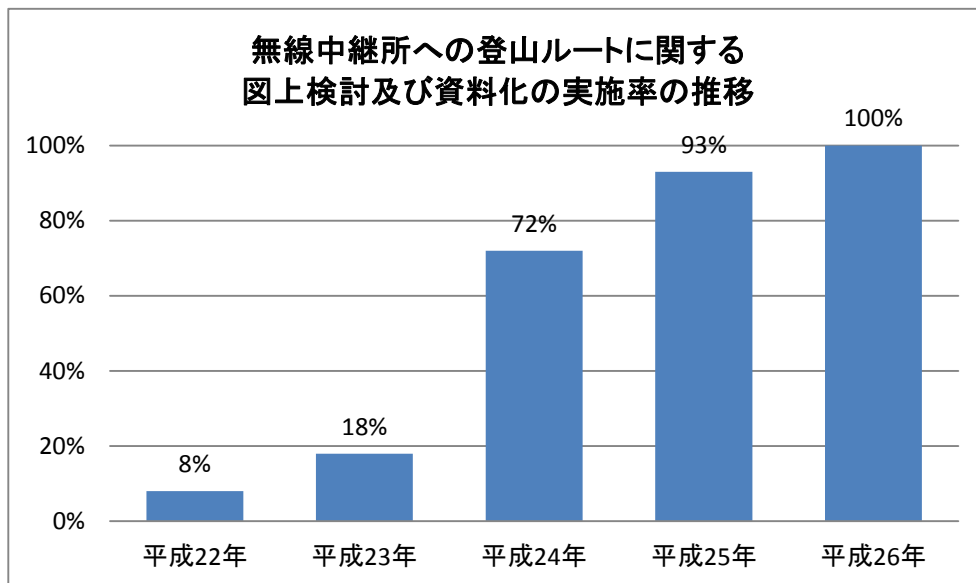


注：対象は7管区、47都道府県、4方面の計58機関

- 平成26年までに、全都道府県情報通信部等において、応急用通信資機材の保管場所を確保した。

(ウ) 無線中継所の機能の維持

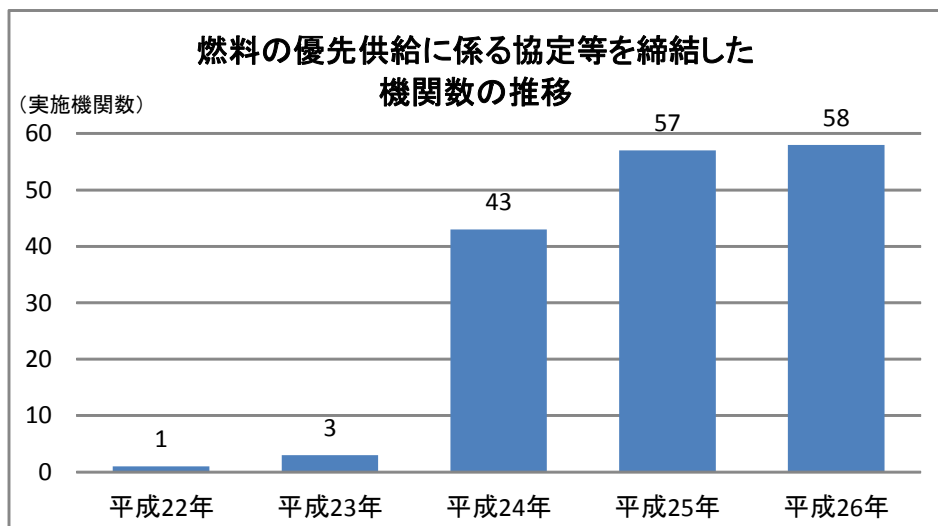
- 平成26年までに、都道府県情報通信部等において、全ての無線中継所について、複数の登山ルートを確認するために図上での検討及びルートの資料化を実施した。



- 航空隊、機動隊等と合同で、無線中継所の登山ルートの調査及び訓練を実施した。

(エ) 電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携

無線中継所等における的確な電力復旧や燃料の安定供給のため、都道府県情報通信部等において、電力事業者との意見交換・窓口の確認、燃料供給事業者等との情報交換・連携を進めたほか、全ての機関が、いずれかの事業者との間において、燃料の優先供給に係る協定等を締結した。



注：対象は7管区、47都道府県、4方面の計58機関

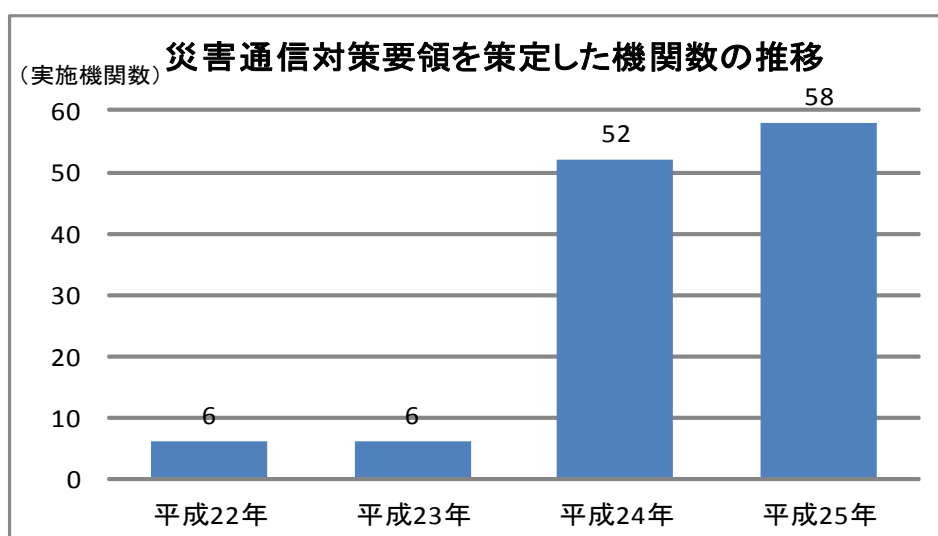
(オ) 警察情報通信システムの障害への対応

- 全都道府県警察において、情報管理システムに関する業務継続計画を策定するとともに、これらの計画に基づき、電源が途絶した場合を想定した訓練

を実施し、対応能力の強化を図った。

【事例】

- ① 要員の参集、関係各課への連絡要領、非常持ち出し物、火災発生時の退避方法等を確認した。(新潟県警察)
 - ② 警察本部庁舎の電源途絶等により情報管理システムが停止したことを想定し、遠隔地に設置したバックアップシステムにより、一部業務を継続させる訓練を実施した。(埼玉県警察)
 - ③ 警察本部庁舎が使用不能となった場合に、代替指揮室等を業務に利用するため、端末装置、印字装置及びネットワーク機器を確保した。(長野県警察)
- 平成25年までに、全都道府県情報通信部等において、地域の実情に即した災害の具体的想定に基づき、警察通信施設が被災した場合における復旧手順等を取りまとめた災害通信対策要領を策定した。また、24年以降全都道府県情報通信部等において、これらの要領を活用した訓練を実施した。



注：対象は7管区、47都道府県、4方面の計58機関

(カ) 衛星携帯電話の活用

- 都道府県警察合同の災害警備訓練等において、衛星携帯電話を活用した通信確保訓練を実施したほか、巡回研修、災害警備専科等を通じて、災害対応要員等に取扱要領に関する研修を実施した。

衛星携帯電話に係る訓練を実施した機関数の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年
通信確保訓練	10	28	44
取扱要領に関する研修	15	38	33

- 大規模災害発生時における各種地上系通信手段の断絶に備え、平成23年度補正予算で672台の衛星携帯電話を措置し、通信手段の充実・強化を図った。

エ 評価の結果

(ア) 効果

管区警察局、都道府県警察本部等の代替施設における警察通信施設の整備、情報管理システムに係る業務継続計画の策定等により、大規模災害発生時等における初動対応に必要な警察情報通信を維持する態勢が強化された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、情報管理システムに係る業務継続計画及び災害通信対策要領の見直し、関係機関との連携、各種訓練の実施及び衛星携帯電話等の整備・更新を推進する必要がある。

(5) 情報の収集、集約、広報

ア 政策の内容

(ア) 情報の集約・整理・記録

災害発生時には膨大な情報が錯綜するため、災害警備本部において情報を集約して整理するための要員を十分に確保するとともに、時間の経過とともに記録が散逸することのないよう必要な措置をとる。

(イ) 情報の収集・集約・報告に関する研修

被害状況や警察措置に関する情報を迅速かつ正確に収集・集約するため、全警察職員に対し、情報の伝達ルートや報告に際しての留意事項について継続的に研修を実施する。また、警察庁等への報告要領について、用語の定義・解釈や報告様式に誤りが生じないようにするため、災害警備本部の要員に対する研修を実施する。

(ウ) 通信指令部門と災害警備本部の情報共有

災害発生時、災害警備本部においても、緊急通報により得られた情報を集約し得る態勢を検討する。

(エ) 関係機関との情報共有

知事部局、市町村、消防、自衛隊、海上保安庁等との間で被害状況や応急対策の実施状況に関する情報を的確に共有するため、連絡窓口の設定、具体的な役割分担等について調整を進める。

(オ) 報道対応

広報素材を幅広く集約・提供するための方策、報道機関からの膨大な照会の処理を行うための方策やヒューマンエラーによる誤報を防止するための方策を確立する。

(カ) ウェブサイトによる広報

災害発生時において都道府県警察のウェブサイトの特設ページを開設するとともに、情報を更新するための方策やアクセスを向上させるための方策を確立する。

イ 実施事項

(ア) 情報の集約・整理・記録

災害警備本部における情報の集約に必要な要員の増員や情報集約・整理班（専従要員）の確保等により体制の充実を図るとともに、災害情報を確実に管理し、情報の共有を図るためのシステム等の導入・更新を実施した。

(イ) 情報の収集・集約・報告に関する研修

全都道府県警察において、各種専科入校や訓練の機会を通じ、被害状況や警察措置に関する情報を迅速かつ正確に収集・集約するための情報の伝達ルートや報告に際しての留意事項、災害警備本部要員による警察庁への報告要領等に関する研修を実施した。

(ウ) 通信指令部門と災害警備本部の情報共有

災害警備本部における緊急通報受理端末、地理情報システム端末等の整備及び通信指令部門から災害警備本部に派遣する連絡担当者の設置を進めた。

(エ) 関係機関との情報共有

知事部局、市町村等の関係機関との間で、連絡窓口を設定し、具体的な役割分担等について協議・調整を進めた。

(オ) 報道対応

報道対応に係る体制強化、広報対応に関するマニュアルの作成等を進めた。

(カ) ウェブサイトによる広報

平素から災害に関する特設ページを開設するとともに、関係機関とのリンクを設定するなどの措置を執った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 情報の集約・整理・記録

- 災害警備本部における情報の集約に必要な要員の増員を図った。
- 災害情報の確実な管理等のためのシステムを構築した。

【事例】

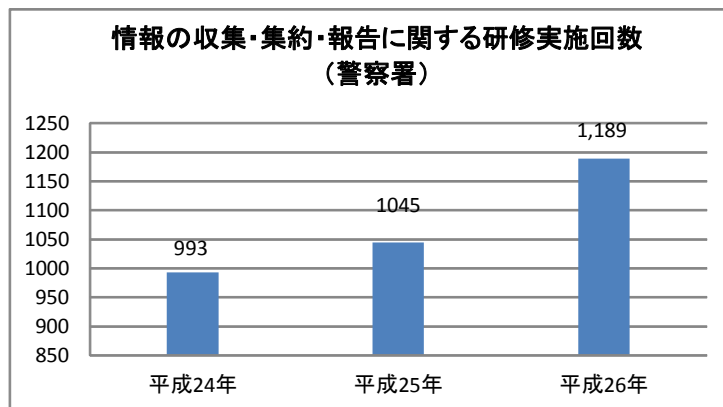
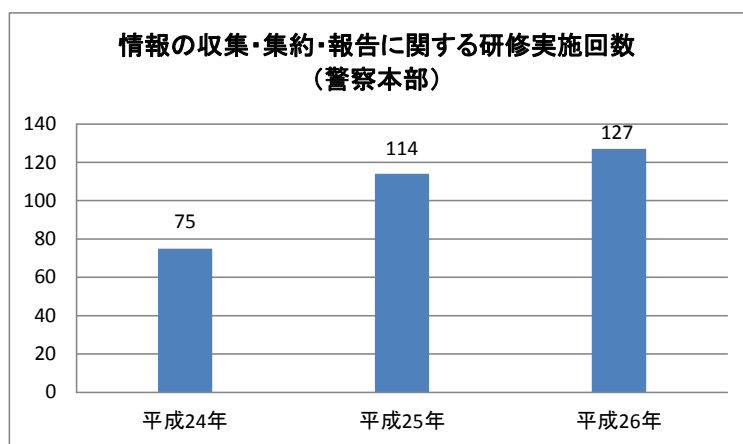
- ① 既存の災害突発情報管理システムのオフライン機能、鉄道駅情報登録機能、マッチング検索機能等を見直し、必要な改修作業を実施した。(埼玉県警察)
- ② 災害警備本部と各所属をオンラインで結び、災害発生時における各所属の警備体制、被害情報、行方不明者情報、検視情報、交通障害情報等を共有できる態勢を構築した。(静岡県警察)

(イ) 情報の収集・集約・報告に関する研修

各都道府県警察において、情報の伝達ルートや報告に際しての留意事項に関するマニュアル・研修資料を作成し、職員への研修を実施しており、その実施回数や参加人数は増加傾向にある。

情報の収集・集約・報告に関する研修の実施回数（訓練を含む。）の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	75	114	127
警察署	993	1,045	1,189



(ウ) 通信指令部門と災害警備本部の情報共有

44都道府県警察において、災害警備本部の設置場所に通信指令関係資機材を整備し、また、43都道府県警察において、通信指令部門から災害警備本部、又

は災害警備本部から通信指令部門に派遣される連絡担当者を設置した。

(エ) 関係機関との情報共有

全都道府県警察において、知事部局、市町村、消防、自衛隊、海上保安庁等関係機関との情報共有のための連絡窓口を設定し、具体的な役割分担と連携強化に向けた協議・調整を行った。

【事例】

- ① 東京都、消防、自衛隊及び海上保安庁に呼び掛け、震災対策関係機関連絡会を開催し、役割分担と連携強化に向けた協議・調整を実施した。(警視庁)
- ② 消防、自衛隊及び海上保安庁との連絡窓口を設定するとともに、災害発生時には、各機関から愛知県災害対策本部に連絡員を派遣し、情報共有を図ることとした。また、愛知県の防災局災害対策課と災害対策本部に警察電話を設置し、連絡手段を設けた。(愛知県警察)

(オ) 報道対応

報道対応に係る体制の見直し、マニュアルの作成等の措置を講じた。

【事例】

- ① 平成24年11月、誤報防止を目的とした「発表直前チェック票」を作成したほか、広報課員が災害警備訓練に広報班として参加した。(広島県警察)
- ② 平成24年9月、報道対応に係る体制の強化、マニュアルの作成等の措置を講じたほか、災害警備訓練において広報県民課員等による模擬の記者レクチャーを実施した。(千葉県警察)
- ③ 平成25年11月、報道対応に関するマニュアルを作成するとともに、報道対応訓練を通じて誤報防止方策等を検証した。(富山県警察)
- ④ 平成26年8月、広島県において発生した土砂災害では、報道機関に対して適切な働きかけを行ったことにより、救助活動に当たった警察官のインタビューが大きく報道され、警察による活動の状況を広く国民に伝えることができた。(広島県警察)
- ⑤ 平成26年9月、長野県及び岐阜県の県境の御嶽山噴火では、機動警察通信隊と連携して捜索活動の映像を報道機関に提供したこと等により、過酷な現場において懸命に活動する警察の姿を広く国民に伝えることができた。(長野県警察)

(カ) ウェブサイトによる広報

一部の都道府県警察においては、平素から災害対策に関する特設ページを開設し、関係機関とのリンクを設定したほか、アクセス向上のため、ツイッターを活用した。

【事例】

- ① 平成25年1月、特設ページを迅速に開設するため、あらかじめ掲載項目を定めたフォーマットを作成し、災害発生時において最新情報を迅速に公開することとしたほか、犯罪情報提供システムを活用した情報発信を行うこととした。(熊本県警察)
- ② 平成25年4月、緊急事態発生時における特設ページを開設するとともに、関係機関の災害情報とのリンクを設定したほか、ツイッターの活用によるアクセス向上を図った。(茨城県警察)
- ③ 平成24年11月、秋田県警察及び香川県警察間において協定を締結し、一方の県のウェブサイト用のサーバーが被災によりシステムダウンした場合に、災害関連情報をもう一方の県のウェブサイトに代理掲載する体制を構築し

た。(秋田県警察、香川県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 情報集約に必要な要員の増員、システムの構築等により、時間の経過とともに記録が散逸することを防止する措置の強化が図られた。
- 研修の実施により、情報の迅速かつ正確な収集・集約が図られた。
- 災害警備本部において緊急通報により得られた情報を集約する態勢の構築により、通信指令部門との円滑な情報共有が可能となった。
- 関係機関との会議や協議会への積極的な参加により、各機関の災害対策担当者との間において関係が構築され、災害発生時の迅速な情報共有や役割分担の明確化が図られた。
- 報道対応に係る体制の見直し、訓練の実施等により、災害発生時における広報素材の集約・提供、報道機関からの照会の処理及び誤報防止が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、システムの運用方法等について研修・訓練を実施するとともに、訓練の結果等を踏まえた恒常的な見直しを行う必要がある。
- 引き続き、通信指令部門と災害警備本部との情報共有に必要な態勢の整備を図るとともに、訓練等を通じて随時、体制の見直しを行う必要がある。
- 各都道府県警察にはいまだ多くの広報素材が埋もれていると考えられるため、引き続き、積極的に広報素材を集約・公表していく必要がある。

(6) 津波災害からの避難誘導

ア 政策の内容

(ア) 危険箇所・避難場所・避難経路・要配慮者等に関する実態把握

自治体のハザードマップの改正作業に参画するなど、自治体と連携して危険箇所、避難場所、避難経路、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）等に関する実態把握や過去の事例研究を進める。

(イ) 津波に対する住民の危機意識の醸成

迅速かつ的確な避難誘導を行えるようにするため、沿岸に所在する警察署を中心として、地域住民に対する広報啓発活動や自治体や地域住民と合同で実践的な避難訓練を行うことにより、津波に対する住民の危機意識を醸成する。

(ウ) 活動要領の策定・訓練

- 津波の想定浸水域の見直しや地勢的特性等を踏まえた上で、各警察署ごとに、津波の到達時間に応じて警察署職員や装備資機材の運用を検討し、自治体等と連携しつつ、津波災害時における活動要領を策定する。
- 通信機器や道路が被災した場合における情報伝達訓練や装備資機材の着装訓練等を定期的に又は随時抜き打ちで実施するとともに、職員に対し、地域の特性を踏まえた津波災害に関する研修を徹底する。また、自治体等関係機関が主催する訓練にも積極的に参画する。

(エ) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

- 東日本大震災において津波の到達予想時刻は比較的正確であった事実を全警察職員に周知させるとともに、到達予想時刻を基に退避までの時間を速やかに設定し、避難誘導に従事する全ての警察官に迅速かつ確実に伝達するための方策を検討し、図上・実動訓練を反復継続する。
- 救命胴衣、ヘルメット等、警察官の殉職や受傷を防止するための装備資機材の整備を検討する。

イ 実施事項

(ア) 危険箇所・避難場所・避難経路・要配慮者等に関する実態把握

自治体と連携して、危険箇所、避難場所、避難経路、要配慮者等に関する基礎資料を整備した。

- (イ) 津波に対する住民の危機意識の醸成
 - 自治体と連携して防災講習会を開催するなど、自治会や自主防災組織等を核とした地域一体となった避難行動等の広報啓発活動を推進した。
 - 自治体や地域住民と合同での実践的な避難訓練を計画的に実施した。
- (ウ) 活動要領の策定・訓練
 - 初動対応を行うこととなる沿岸部を管轄する各警察署ごとに、津波の到達時間に応じた警察署員の運用を検討し、自治体等と連携して活動要領を策定した。
 - 津波災害により、警察無線、道路等が被災した場合を想定した情報伝達訓練や装備資機材の装着訓練を実施した。また、津波の発生メカニズムや地域の特性を踏まえて予想される津波高、想定浸水域等、津波災害に関する研修を徹底するとともに、自治体等関係機関が主催する訓練に積極的に参加した。
- (エ) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保
 - 津波警報の発令時において津波の到達状況を伝達するための無線機、受令機等の確実な携行及び無線等の通話・傍受要領について研修を徹底するとともに、図上・実動訓練を反復実施した。
 - 沿岸部を管轄する警察署等では、現場活動を行う警察官の安全を確保するための装備資機材の整備を進めた。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
 - (ア) 危険箇所・避難場所・避難経路・要配慮者等に関する実態把握

自治体のハザードマップの改正作業に参画するとともに、危険箇所、避難場所、津波発生時に避難誘導を重点的に行う要配慮者の関連施設等に関する資料を整備した。

【事例】

- ① 沿岸市町村津波対策推進協議会におけるハザードマップの策定に関する検討に参画することにより、県内の危険箇所等の実態把握を進めた。(愛知県警察)
- ① 毎年、出水期までに各警察署管内における災害危険箇所の設定及び見直しを行い、把握した危険箇所を110番システム内の地図上に表示することで、危険箇所等の把握及び情報共有を図っている。(三重県警察)
- (イ) 津波に対する住民の危機意識の醸成
 - 地域住民に対する防災講習の実施回数は増加しており、地域住民に対する啓発活動が着実に行われた。また、警察施設における海拔標示板の掲出を進め、沿岸住民の危機意識の醸成及び警察官自身の避難誘導に対する意識の向上を図った。
 - 教育機関と連携した学校における生徒児童の避難訓練や住民参加型の訓練等、実践的な避難訓練が実施された。

警察主導による地域住民に対する防災講習等の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
1,546	1,881	2,698

海拔標示板を掲出した沿岸部警察施設数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
1,107	970	174

【事例】

- ① 津波避難啓発用DVDビデオを作成し、沿岸自治体等への配布や自主防災組織等への貸出しを行い、津波避難の啓発を行った。(和歌山県警察)
- ② 津波災害に対する県民の意識調査を実施し、結果をウェブサイトに掲載するとともに、各自治体、防災関係機関に送付し、津波避難の必要性について広報を実施した。(兵庫県警察)
- ③ 津波避難推進官を新設し、県内の学校等において防災講演を実施した。また、警察署と小中学校等が連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。(和歌山県警察)

(ウ) 活動要領の策定・訓練

- 津波の到達時間に応じた活動要領を定めた「避難誘導マニュアル」等を策定し、その着実な実施に向けた取組を進めた。
- 津波災害を想定した情報伝達訓練、装備資機材の装着訓練等を実施した。また、地域の特性を踏まえた研修を実施したほか、自治体が主催する訓練に積極的に参加しており、それぞれの実施回数・参加回数は増加した。

津波災害に関する研修の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	71	85	100
警察署	1,221	1,411	1,585

自治体が主催する津波対策訓練への参加回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	55	55	66
警察署	692	813	858

【事例】

- ① 沿岸を管轄する9警察署において、「津波避難誘導マニュアル」を策定し、避難誘導に当たる警察官の安全確保等のルールを定めるとともに、平成24年1月、その検証訓練を実施し、見直しを行った。(宮城県警察)
- ② 平成23年12月、津波到達予想時刻を踏まえた活動要領、津波到達後の救出救助に係る指針として「津波対策マニュアル」(暫定版)を策定した。(千葉県警察)
- ③ 警察官による津波避難誘導要領の映像資料を作成し、津波対策措置要領に基づく迅速・的確な避難誘導を行うための指導研修を実施した。(静岡県警察)

(エ) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

- 無線機等の確実な携行及び傍受体制に関する研修を実施するとともに、津波情報の伝達及び退避行動訓練を実施し、検証を行った。
- 救命胴衣やヘルメット等の装備資機材が現場活動を行う警察官に配備されるよう、整備を進めた。

【事例】

- ① 無線等による津波警報及び避難指示伝達訓練を実施した。(大阪府警察)
- ② 避難誘導マニュアルを改訂し、津波災害に対する警察官の安全確保に関する措置を盛り込んだ。(兵庫県警察)

エ 評価の結果

- (ア) 効果
- 自治体と連携した実態把握により、津波発生時の避難誘導を的確に行う態勢が構築された。
 - 警察官による防災講習や地域住民参加型の避難訓練の実施により、津波に対する住民の危機意識が醸成された。
 - 津波情報の伝達に関する訓練の実施、装備資機材の整備等により、避難誘導に従事する警察官の安全確保が図られた。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
- 時間の経過とともに津波に対する住民の危機意識が低下することのないよう、引き続き、啓発活動や実践的訓練を実施する必要がある。
- (7) 津波災害からの救出救助
- ア 政策の内容
- (ア) 広範な浸水を想定した救出救助の訓練
- 警察用航空機を活用したホイスト救助の練度を高めるための訓練を検討・実施するほか、ボートを利用した救出救助の方法等を検討し、訓練を継続的に実施する。
- (イ) 救出救助に係る装備資機材の整備
- 東日本大震災における対応で有効性が認められたボート、救命胴衣、浮き輪等の装備資機材の整備を検討するとともに、これらの資機材を活用した訓練を継続的に実施する。
- イ 実施事項
- (ア) 広範な浸水を想定した救出救助の訓練
- 航空隊と連携したホイストによる救助技術の練度を高めるための訓練や瓦礫等現場の状況を踏まえたボートによる救出救助訓練を反復して実施した。
- (イ) 救出救助に係る装備資機材の整備
- 東日本大震災において有効性が認められた装備資機材や孤立者の救出救助のための装備を整備した。
 - 民間事業者との間で重機の使用等に関する協定を締結した。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
- (ア) 広範な浸水を想定した救出救助の訓練
- 津波による浸水を想定した救出救助訓練の実施回数が増加した。
 - 多くの要配慮者が想定される老人介護施設等における救出救助訓練等、実践的な訓練が行われた。

浸水を想定した救出救助訓練の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
ホイスト訓練	389	442	470
ボート訓練	547	657	595

【事例】

- ① 航空隊参加の下、老人介護施設や津波避難ビルに指定された学校屋上からの救出救助訓練を実施した。(静岡県警察)
 - ② 広域緊急援助隊特別救助班のホイストによる救出救助技術の向上を目的とし、海上保安庁主催の機動救難士によるヘリコプターレスキュー要領の研修に参加するとともに、航空隊参加の下、実践的ヘリコプターレスキュー訓練を実施した。(兵庫県警察)
- (イ) 救出救助に係る装備資機材の整備
- 平成26年度予算において、津波対策用装備資機材に係る予算を警察庁において措置するなど、装備資機材の整備を進めた。

- 人命救助セット、ロープレスキューセット等を活用したロープワークによる救出救助訓練を実施するとともに、平素から関係機関と連携を図り、救出救助活動区域の分担、関係機関相互の連絡調整方法等を項目に含めた合同訓練を実施した。
- 各都道府県警察において、民間事業者との間で、重機の使用等に関する協定を締結し、関係機関との連携訓練等を実施した。

【事例】

津波等による浸水被害対策として、全機動隊（10個隊）に災害用大量排水システム車（各隊1台ずつ、計10台）を配備した。（警視庁）

エ 評価の結果

(ア) 効果

ホイスト救助訓練の実施、装備資機材の整備等により、津波災害への対処能力の向上が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、南海トラフ地震等に備え、より広範な浸水と大量の瓦礫に対応できるよう、救出救助技術を更に向上させる必要がある。

(8) 原子力災害対策

ア 政策の内容

(ア) 緊急防護措置計画範囲を踏まえた実態把握と放射線量のモニタリング

- 福島第一原発事故を踏まえ、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2により原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針において、緊急防護措置計画範囲（UPZ:Urgent Protective action planning Zone）が原子力施設から概ね半径30km圏内に設定されたため、当該圏内住民の避難誘導や防犯対策が必要な施設、迅速な避難のために検問や交通整理を行うべき地点、特別派遣部隊の活動拠点等に関する現状の把握を進める。
- 放射線量測定器や放射線防護資機材を活用して警察独自の情報収集を組織的に実施し、応急対策の前提となる実態把握を迅速に行うことについて検討する。

(イ) 関係機関との情報共有、住民への情報伝達と要配慮者の避難誘導

- 原子力災害発生時における関係機関との情報共有、地域住民への情報伝達方法等について、自治体等と連携して検討するとともに、自然災害に起因して原子力災害が発生するという複合災害を想定し、関係機関や地域住民と連携した実効性のある実践的訓練を実施する。
- 自力避難が困難な要配慮者の人数、所在地、連絡方法、搬送手段、搬送先等について、施設管理者、自治体等関係機関と検討し、迅速な避難誘導のための体制を構築する。

(ウ) 放射線に関する研修

放射線の特殊性を踏まえ、放射線に関する基本的な知識・対応要領に関する研修を継続的に実施する。

(エ) 個人被ばく線量の管理

原子力災害発生時において、職員の個人被ばく線量を組織的に管理するための体制、要領及び資機材の整備を検討する。

イ 実施事項

(ア) 緊急防護措置計画範囲を踏まえた実態把握と放射線のモニタリング

- UPZ内の人口、要配慮者数、福祉施設数、病院数、学校数等を調査し、資料化した。また、これらの実態把握の結果を踏まえて、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において原子力事業所の所在地を管轄する都道府県警察等が策定するよう定められている原子力災害警備計画を策定した。

- 迅速な警察活動を実施するための要員の育成及び資機材の整備を進め、独自のモニタリング体制を構築するとともに、部隊活動を展開する警察官の被ばく防止を図る研修、訓練等を実施した。
- (イ) 関係機関との情報共有、住民への情報伝達と要配慮者の避難誘導
 - 平成25年9月以降、地域防災計画の充実・支援を目的としたワーキングチーム（内閣府が主催。原子力発電所の所在する地域を中心に13エリアに設置。）の会合に、UPZ対象府県の警察本部の原子力災害対策担当課長補佐及び交通規制担当課長補佐を参加させ、情報共有を図るとともに、自治体による避難計画策定の支援を推進した。
 - ワーキングチームの全国会合において検討される課題のうち、警察が関係する共通課題を集約し、関係道府県警察による対応の統一化を図るため、警察庁警備局警備課及び交通局交通規制課が指導を行っており、ワーキングチームの会合に出席する関係道府県警察の警備部門及び交通部門の担当者は、この指導に基づき自治体との協議に臨んだ。

ワーキングチームの構成

地域	道府県	構成
泊地域	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の内閣府原子力防災専門官（OFC） ・ 内閣府（原子力防災担当） ・ 道府県担当者 ・ 各省庁担当者（地方機関を含む） ・ 原子力規制委員会 ・ その他の機関 ・ 市町村担当者
東通地域	青森県	
女川地域	宮城県	
福島地域	福島県	
東海第二地域	茨城県	
柏崎刈羽地域	新潟県	
志賀地域	石川県、富山県	
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県	
浜岡地域	静岡県	
島根地域	島根県、鳥取県	
伊方地域	愛媛県、山口県	
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県	
川内地域	鹿児島県	

- ワーキングチームの会合において、要配慮者の避難誘導に関する実施体制、実態把握及び対応要領について、自治体等関係機関と検討を行った。
- (ウ) 放射線に関する研修

公益財団法人原子力安全技術センター等が実施する各種研修会等の開催日程について、警察庁が都道府県警察に周知し、都道府県警察において選出した者を積極的に参加させた。また、研修会の参加者が各所属において、当該研修内容を還元することにより、多くの職員との情報共有を進めた。
- (エ) 個人被ばく線量の管理
 - 福島第一原子力発電所周辺地域の警察活動に当たる職員の個人被ばく線量の管理について、職員を派遣した全都道府県警察において、個人線量管理票等に結果を記録し、適切に管理した。
 - 原子力災害発生時における職員の個人被ばく線量の管理について、全都道府県警察において、管理要領の策定等、組織的に管理するための方策を検討した。
 - 原子力災害用防護資機材として、放射性粉じん用防護服、簡易雨具、放射性粉じん用防護マスク、個人（ポケット）線量計、空間線量計（ γ 線）及び表面サーベイメーター（ β 、 γ 線）を整備した。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
 - (ア) 緊急防護措置計画範囲を踏まえた実態把握と放射線量のモニタリング

- 平成26年12月末現在で、策定を義務付けられている37都道府県警察本部のうち31都道府県警察本部（84％）が、97警察署のうち82警察署（85％）が原子力災害警備計画を策定した。
- N B Cテロ（N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称）等に対処する体制を確立するため、9都道府県警察にN B Cテロ対応専門部隊、その他の府県警察にはN B Cテロ対策班がそれぞれ設置されており、放射線を測定する基本的な能力が備わっていることから、これらをベースにモニタリング体制の構築を推進した。

【事例】

- ① 公安機動捜査隊及びN B Cテロ対応専門部隊の派遣による空間線量の把握を実施した。（警視庁、北海道警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察、広島県警察、福岡県警察）
- ② 平成23年3月、県機動隊出身でX線作業主任者の資格を有する者を班長とする安全管理サポート班を設置し、各部隊に対して安全管理に関する支援を行うため、空間線量の測定を実施した。（福島県警察）
- ③ 平成25年及び平成26年、警察庁との企画により、公安機動捜査隊による福島第一原子力発電所周辺地域の残留放射線や除染方法等の検証を実施し、同所で活動する部隊等の安全確保を図るとともに、警察庁からその結果に基づいて作成した研修資料を全都道府県警察に発出した。（警視庁）
- ④ 放射線に関する公的機関主催の研修を受講した者やX線作業主任者等の資格を有する者を原子力災害発生時における中心的な役割を果たす原子力災害対策要員に指定し、モニタリングによる安全管理を行うなど、原子力災害発生時における初動対応体制を確立した。（島根県警察）
- ⑤ 機動隊やU P Z圏内の警察署にサーベイメーターを新規に配備し、配備先警察署員に対して、機動隊N B Cテロ対策班員が講師となり、取扱要領等について研修を実施することにより、モニタリング要員の計画的な育成を図った。（静岡県警察）

(イ) 関係機関との情報共有、住民への情報伝達と要配慮者の避難誘導

- ワーキングチームの全国会合・地域別会合ともに、着実に開催した。

ワーキングチームの全国会合の開催回数

参加機関	平成25年	平成26年	計
原発立地13道県、関係省庁	2	2	4

ワーキングチームの地域別会合等の開催回数

開催地域	平成25年	平成26年	計
泊地域（北海道）	3	1	4
東通地域（青森県）	1		1
女川地域（宮城県）	1		1
福島地域（福島県）	2	2	4
東海第二地域（茨城県）	3	3	6
柏崎刈羽地域（新潟県）	3	4	7
志賀地域（石川県・富山県）	1		1
福井地域（福井県）	7	13	20
浜岡地域（静岡県）	1	3	4
島根地域（島根県・鳥取県）	1	4	5
伊方地域（愛媛県・山口県）	1	1	2
玄海地域（佐賀県・長崎県・福岡県）	1		1

川内地域（鹿児島県）	2	2	4
------------	---	---	---

※ ワーキングチーム地域別会合及び同ワーキングチームの枠組みを利用した各種検討会を含む。

【事例】

- ① 原子力災害発生時における他県警との連携体制を強化するため、平成24年12月20日、島根・鳥取両県警察警備部長を責任者とするワーキングチームを設置したほか、高速道路を避難路と緊急交通路の両方に活用し相互通行させることについて、全国で初めて自治体に対して提案した。（島根県警察、鳥取県警察）
- ② 福井県には、原子力発電所が集中的に立地し、避難先が管区をまたぐ環境にあることを踏まえ、関係する府県警察の警備・交通部門担当者と管区警察局による調整会議を開催し、迅速な避難誘導と的確な交通対策を推進するための検討を推進した。（福井県警察）
- 住民への情報伝達及び要配慮者の避難誘導要領を浸透させるため、原子力防災訓練を実施しており、平成23年以前と比較してその回数が増加した。

原子力防災訓練の実施状況の推移

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実施回数	26	22	67	118	122
参加人数（延べ）	50,472	68,541	100,304	106,444	63,248

【事例】

- ① 自治体が修正した「地域防災計画（原子力災害対策編）」のポイントを踏まえ、想定のみを事前に関係機関に周知する一部ブラインド方式により、福島第一原子力発電所における事故を想定した図上訓練を実施した。（福島県警察）
- ② 福島第一原子力発電所事故の教訓から、原子力災害発生時における効果的な交通対策を検討し、突発対応型交通信号機と小型文字交通情報板を設置する訓練を実施した。（鹿児島県警察）
- ③ 原子力防災訓練において、介護老人福祉施設及び病院の要配慮者の避難に重点を置いた訓練を実施した。（島根県警察、鳥取県警察）
- (ウ) 放射線に関する研修
 - 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射線防護に関する知識の必要性を周知した結果、放射線に関する研修会への参加回数及び参加人数は平成23年以前と比較していずれも増加した。

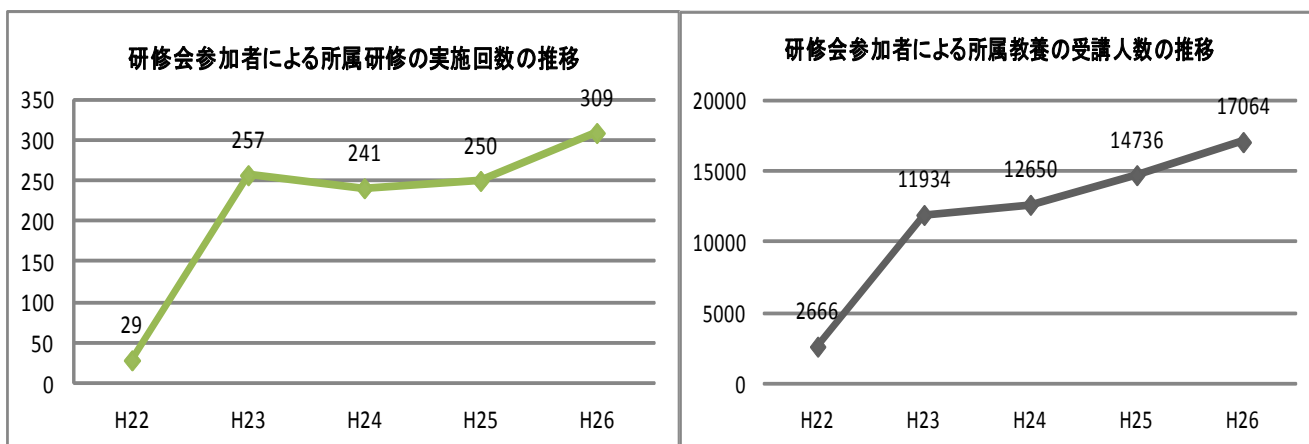
放射線に関する研修会への参加状況の推移

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
参加回数	55	71	113	154	149
参加人数（延べ）	488	851	989	1,154	1,053

- 研修会に参加して得た知識について、より多くの職員で共有するため、研修会参加者を講師として研修内容を各所属に還元する所属研修を実施しており、その回数は、研修会への参加回数の増加に伴い、増加した。

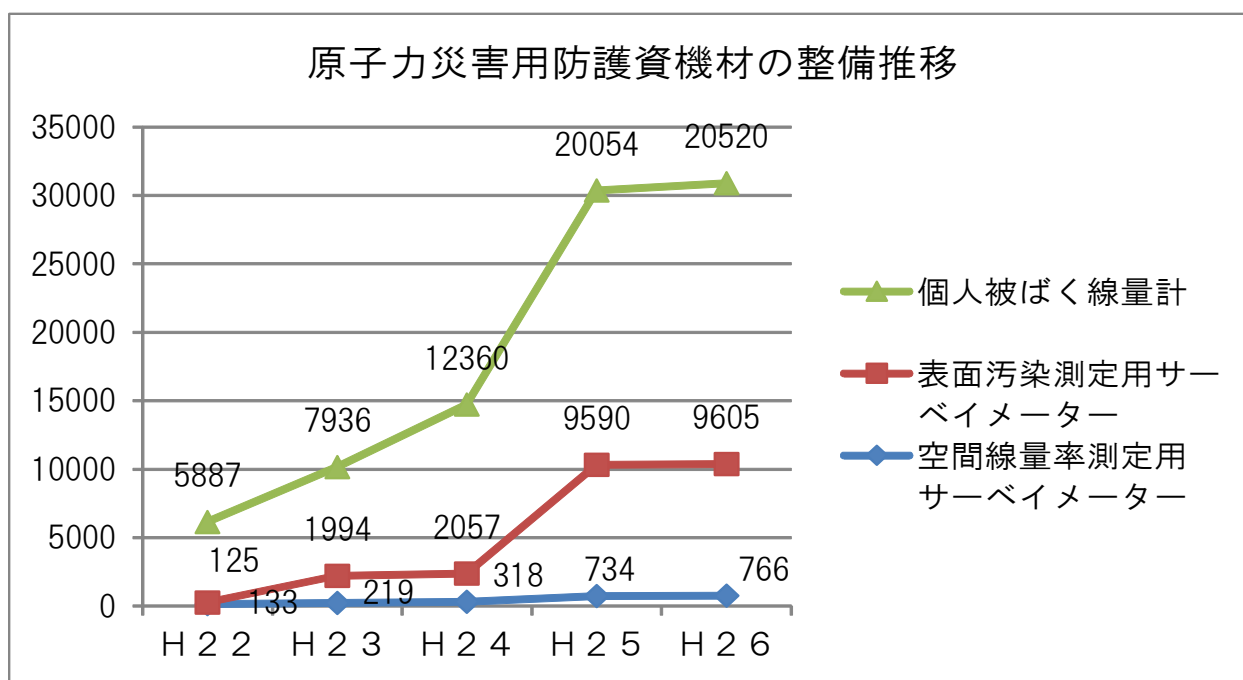
研修会参加者による所属研修の実施状況の推移

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実施回数	29	257	241	250	309
参加人数(延べ)	2,666	11,934	12,650	14,736	17,064



(エ) 個人被ばく線量の管理

平成23年以降、計画的な整備・拡充を行ったことにより、原子力災害用防護資機材の数が増加した。



エ 評価の結果

(ア) 効果

- 独自のモニタリング体制の構築により、原子力災害発生時における迅速な実態把握が可能となった。
- 内閣府主催のワーキングチームの会合に参加する体制が構築されたことにより、関係機関との情報共有が適切に推進された。

- 各種訓練の実施により、住民の迅速な避難のための態勢の構築が図られた。
- 放射線に関する研修への参加等により、放射線に関する基本的な知識や原子力災害発生時の対応要領の習得が推進された。
- 個人被ばく線量の組織的な管理に関する取組や原子力災害用防護資機材の整備が推進された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、UPZ内の実態把握を進めるほか、独自のモニタリング体制を充実させるため、人員と装備資機材の確保について更に検討する必要がある。
- 地域防災計画（原子力災害対策編）を策定した自治体は90%を超えるが、住民の避難体制の細部を定める避難計画を策定した自治体は全体の約60%にとどまっている状況であるため、今後、避難計画が真に実効あるものとなるよう、関係機関との協議を通じて働き掛ける必要がある。
- 引き続き、個人被ばく線量の組織的な管理に関する取組について、不断の確認と見直しを行う必要がある。

(9) 帰宅困難者対策

ア 政策の内容

(ア) 自治体及び事業者との連携

公共交通機関や大規模集客施設において大量の帰宅困難者が発生した場合を想定し、帰宅困難者に対する情報伝達や物資の供給、帰宅困難者の収容施設の確保等について、自治体及び事業者との間で情報共有、役割分担及び訓練の実施を検討する。

イ 実施事項

(ア) 自治体及び事業者との連携

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を根拠に設置されている都市再生緊急整備協議会を始めとした各種協議会の枠組みを活用し、帰宅困難者に対する情報伝達等について、自治体及び事業者と検討を行った。また、これら協議会への参加等を通じて、自治体及び事業者との情報共有を図るとともに、自治体が主催する帰宅困難者対応訓練に参加した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 自治体及び事業者との連携

【事例】

- ① 千葉県及び千葉市が共催した帰宅困難者等対策訓練（海浜幕張駅周辺を会場とし、付近の企業から約430人が参加。）に参加し、自治体や事業者と連携して帰宅困難者の避難誘導等を実施した。（千葉県警察）
- ② 川崎駅周辺や横浜都心・臨海地域の都市再生緊急整備協議会において、警察本部長が構成員となり、自治体や事業者と交通対策、避難誘導・混乱防止対策等に関する協議を行い、県内の2つの駅前地域における帰宅困難者対策を推進した。（神奈川県警察）

エ 評価の結果

(ア) 効果

各種協議会の構成員に加わり、適切な働き掛けを実施したこと等により、関係機関との連携が強化された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、各種協議会への参加や自治体・関係事業者への働き掛けを行い、相互に連携した対策を推進できるよう、協力体制を更に構築する必要がある。

(10) 被留置者への対応

ア 政策の内容

(ア) 非常計画の見直し・訓練の実施

津波等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等を検討し、非常計画の見直しを図るとともに、同計画に基づく訓練を行う。

- (イ) 被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備
ライフラインが途絶した場合を想定し、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材等の整備を図る。
- (ウ) 検察庁等との連携
通信が途絶した場合を想定した対応策、刑事施設（拘置所等）への移送の手続等について、検察庁等と事前に協議し、対応要領について整理するなど、平素から連携を図る。

イ 実施事項

- (ア) 非常計画の見直し・訓練の実施
 - 津波等により広範囲にわたって被害が発生した場合の避難場所、休日や夜間に被災した場合の護送体制等の検討を行い、非常計画の見直しを行ったほか、被害想定拡大等により影響が生じる地域においては、非常計画の再度の見直しを行った。
 - 非常計画に基づいた訓練を実施したほか、都道府県警察間で協定を締結し、災害時における被留置者の避難先の提供等に係る相互援助・協力体制を確立するなど体制の整備を進めた。
- (イ) 被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備
ライフラインが途絶することを想定し、警察庁において、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備に要する経費（都道府県警察費補助金）を平成25年度に予算措置し、都道府県警察において必要な装備資機材等を整備した。
- (ウ) 検察庁等との連携
検察庁等関係機関と協議会を開催したほか、災害対応マニュアルの作成やこれに基づいた合同訓練等を実施した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 非常計画の見直し・訓練の実施
全都道府県警察で非常計画の見直しを行うとともに、同計画に基づく訓練を実施した。

【事例】

- ① 平成26年、災害時に留置施設の扉が開閉不能となり、被留置者が閉じ込められることを想定し、エンジンカッターにより留置施設の鉄格子を切断して、被留置者の救出・救助を行う訓練を実施した。（高知県警察）
 - ② 平成25年、災害時における被留置者の避難先の提供等に係る相互援助・協力体制を確立するため、「福井県及び石川県の災害時における留置管理業務相互応援協定」を締結した。（福井県警察、石川県警察）
- (イ) 被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備
都道府県警察の実情に応じて、備蓄用食料や非常用飲料水、簡易トイレ、場内照明（ランタン）、防寒着のほか、通信機材（衛星携帯電話）等の整備を進めた。

【事例】

- ① 平成25年、災害によるライフラインの途絶を想定し、県下の常設の留置施設12施設に対し、被留置者用の防寒着150枚を整備した。（岐阜県警察）
- ② 平成25年、無線機、一般携帯電話等による通信が不能となった場合における留置の調整等に関する連絡手段として、衛星携帯電話12台を津波が警戒さ

れる警察署等に配備した。(警視庁)

(ウ) 検察庁等との連携

全都道府県警察において、検察庁等関係機関との協議会の開催、災害時における被留置者等への対応に係るマニュアル等の策定又は合同訓練のいずれかを実施した。

【事例】

- ① 平成25年、警察本部、検察庁、裁判所、刑務所及び少年鑑別所の協議により、災害発生時における被疑者等の身柄の安全確保等について定めた「非常時における被疑者等の身柄の安全確保及び事件処理マニュアル」を策定した。(島根県警察)
- ② 平成26年、警察本部、検察庁、裁判所、刑務所及び少年鑑別所による協議会を結成し、「災害時における被収容者等の安否確認等に関する申合せ」を締結した。(徳島県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 非常計画の見直し、検察庁等との協議等により、災害発生時の対応をあらかじめ定めたことから、被留置者に適切に対応する態勢の強化が図られた。
- 装備資機材等の整備により、ライフラインの途絶を想定した被留置者の処遇を確保する態勢が整備された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、非常計画に基づいた訓練を実施し、災害発生時の対応を浸透させる必要がある。

2 交通の規制

(1) 緊急交通路の確保

ア 政策の内容

(ア) 具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び広報

自治体の地域防災計画等に示された具体的な被害想定を基に、交通規制計画の見直しを行うとともに、見直しを行った交通規制計画について積極的な広報を行う。

イ 実施事項

(ア) 具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び広報

地域防災計画等に示された具体的な被害想定を基に、交通規制計画の見直しを行うとともに、ウェブサイト、リーフレット、報道機関等を活用した積極的な広報を行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び広報

全都道府県警察において、地域防災計画等に示された具体的な被害想定に基づいた交通規制計画の見直しを行うとともに、見直した交通規制計画についての積極的な広報を行った。

エ 評価の結果

(ア) 効果

交通規制計画の見直し及び広報により、災害発生時における迅速かつ的確な交通規制の実施が見込まれる。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、道路状況の変化等に応じて、交通規制計画の不断の見直しを行うとともに、あらゆる広報媒体を活用して、国民に対し見直し内容の周知を

図る必要がある。

(2) 緊急通行車両確認標章の交付

ア 政策の内容

- (ア) 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進
災害発生時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、事前届出制度を再周知するとともに、公的機関と民間事業者等との輸送協定の締結を促し、事前届出制度の活用を促進する。
- (イ) 緊急通行車両の確認事務の再研修
人員が手薄になる夜間・休日を含めて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うことができるよう、再研修を行う。
- (ウ) 警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄
大規模災害発生時において、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書を円滑に交付するため、警察本部及び警察署のいずれにおいても十分な標章・証明書を備蓄する。

イ 実施事項

- (ア) 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進
災害発生時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、ウェブサイト等を活用して、事前届出制度を再周知するとともに、公的機関と民間事業者等との輸送協定の締結を促した。
- (イ) 緊急通行車両の確認事務の再研修
緊急通行車両の確認事務を適切に行うことができるよう、研修資料を作成し、研修会の開催や専科入校の機会を捉えた再研修を行った。
- (ウ) 警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄
大規模災害発生時において、標章・証明書を円滑に交付するため、警察本部及び警察署のいずれにおいても十分な標章・証明書を備蓄した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進
 - 全都道府県警察において、文書の発出やウェブサイトへの掲載等により、公的機関に対して、事前届出制度について再周知を行った。
 - 公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結を促した。
- (イ) 緊急通行車両の確認事務の再研修
全都道府県警察において、研修会の実施等により、緊急通行車両の確認事務の再研修を実施した。

【事例】

- ① 平成26年3月、大震災発生時における交通対策をまとめたDVDを作成し、各警察署に配布するとともに、当該DVDを用いて研修を行った。(警視庁)
- ② 平成24年4月、県下警察署の交通部門庶務担当者が参加する研修会において、緊急通行車両の確認事務の研修及び標章・証明書の交付訓練を実施した。(高知県警察)
- ③ 平成24年11月、災害警備専科生20名に対して、緊急通行車両の確認事務の研修を実施した。(福岡県警察)

- (ウ) 警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄
全都道府県警察において、十分な標章・証明書を備蓄した。

エ 評価の結果

- (ア) 効果
 - 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進により、事前届出制度の活用の促進が図られた。

- 緊急通行車両の確認事務の再研修及び標章・証明書の十分な備蓄により、迅速かつ円滑な標章・証明書の交付が見込まれる。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
引き続き、事前届出制度の周知や職員に対する研修を反復して行う必要がある。

(3) 信号機の減灯対策

ア 政策の内容

(ア) 信号機電源付加装置の整備促進等

停電による信号機の機能停止を防止するため、主要幹線道路等に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置を整備するとともに、それ以外の信号機について、可搬式発動発電機の整備を促進すること等により、信号機の減灯対策を推進する。

イ 実施事項

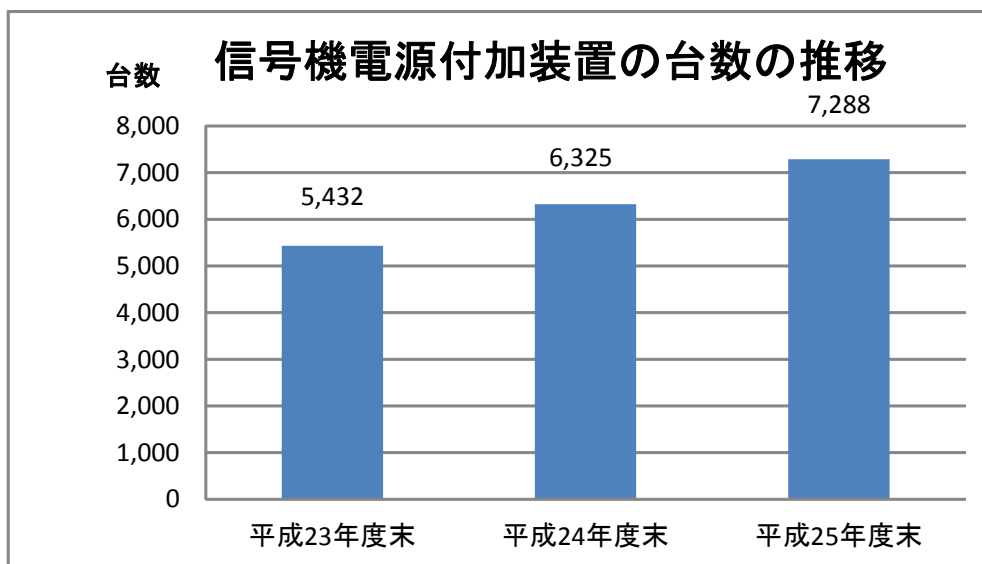
(ア) 信号機電源付加装置の整備促進等

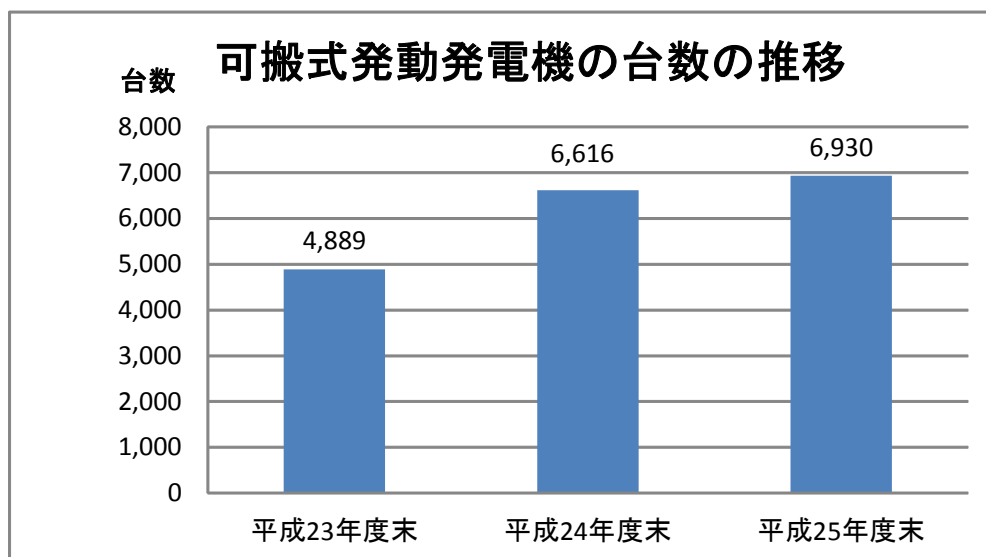
- 主要幹線道路等に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備を、それ以外の信号機について、可搬式発動発電機の整備を、それぞれ推進した。
- 停電時に可搬式発動発電機を優先的に接続する信号機を選定するとともに、可搬式発動発電機の操作マニュアルを作成・周知した。
- 浸水等による機能停止を防止するため、津波等に耐え得る信号機の整備を推進した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 信号機電源付加装置の整備促進等

- 全都道府県警察において、信号機電源付加装置、可搬式発動発電機の整備を推進したことにより、それぞれのストック数が増加した。





- 全都道府県警察において、停電時に可搬式発動発電機を優先的に接続する信号機を選定するとともに、可搬式発動発電機の操作マニュアルを作成し、信号機の滅灯対策に従事する職員に操作方法の周知徹底を図った。
- 一部の都道府県警察において、津波等の災害発生時における信号機の機能停止を防止するため、信号制御機の高所化や二重管信号柱の設置等を実施した。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の整備等により、信号機の滅灯対策の強化が図られた。
- 信号制御機の高所化や二重管信号柱の設置等により、想定される災害を考慮した対策の強化が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備を推進するとともに、信号機の滅灯対策訓練についても反復して行う必要がある。

3 検視、身元確認等

(1) 遺体の取扱い

ア 政策の内容

(ア) 自治体との連携による検視等の場所の確保

自治体と連携・調整の上、一定の遺体収容能力等を有する施設を災害発生時の検視・遺体安置場所としてあらかじめ指定すること等により、災害発生時における検視等の場所の確保等を進める。

(イ) 身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築

身元不明遺体の引渡しに関し、被災地と被災地以外の自治体が協力関係をあらかじめ構築するよう各自治体に働き掛ける。

イ 実施事項

(ア) 自治体との連携による検視等の場所の確保

「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築に向けた都道府県警察等における重点検討事項の趣旨、細目事項等について」（平成23年12月27日付け警察庁丁刑企発第224号ほか。以下「細目事項通達」という。）に基づいて、各自治体との間で、検視等の場所の具体的な指定に関する協議を実施した。

(イ) 身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築

細目事項通達に基づき、自治体に対して、身元不明遺体の引渡しに関する他

の自治体との協力関係の構築について働き掛けを行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 自治体との連携による検視等の場所の確保

平成26年12月現在、1,245自治体（全国の約65.7%）において、4,821か所を指定した。このうち8都県は全ての自治体において指定した。

(イ) 身元不明遺体の引き渡しに関する自治体との協力関係の構築

上記検視等の場所の確保に関する協議の際、自治体に対して、身元不明遺体の引渡しに関する協力関係の構築についても併せて働き掛けを行った結果、平成26年12月現在、18の府県において、火葬の相互応援に関する協定の締結等が行われた。

エ 評価の結果

(ア) 効果

○ 検視等の場所の指定により、大規模災害発生時における検視等の円滑な実施が推進された。

○ 身元不明遺体の引渡しに関する自治体間における協力関係の構築により、大規模災害発生時における身元不明遺体の引渡しの円滑な実施が推進された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

○ 検視等の場所が指定されていない自治体における早期の指定に向けて、自治体との協議を継続する必要がある。

○ 身元不明遺体の引渡しに関する他の自治体との協力関係の構築について、自治体に対する働き掛けを継続する必要がある。

(2) 身元確認の方法

ア 政策の内容

(ア) 医師会等との連携の強化

災害時において検視等の立会いに従事する医師及び身元確認の作業に従事する歯科医師の協力を得るために、平素から関係者相互の連携の強化を図る。

(イ) 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保

遺体の身元確認に資する資料の多角的な採取方法、収集すべき物品、被災者への周知方法、資料の提供場所の確保等について、検討する。

イ 実施事項

(ア) 医師会等との連携の強化

各都道府県警察本部の検視担当部門等と都道府県医師会及び歯科医師会との間で、定期的な連絡会議、相互の役割分担等に関する申合せ及び合同訓練を行った。

(イ) 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保

○ 細目事項通達に基づき、全都道府県警察において、身元確認に資する資料を行方不明者の家族等から収集する方策及びその管理に関する要領を定めた。

○ 警察災害派遣隊設置要綱（10頁参照）に基づき、被災地において、行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集を任務とする身元確認支援部隊を編成した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 医師会等との連携の強化

全都道府県警察において、都道府県医師会及び歯科医師会との定期的な連絡会議や合同訓練を実施しており、その開催回数、実施回数は、いずれも増加傾向にある。また、相互の役割分担等に関する申合せも実施した。

連絡会議の開催回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
医師会	79	80	82
歯科医師会	53	60	82
医師会・歯科医師会	16	22	22

合同訓練の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
医師会	6	6	9
歯科医師会	7	16	25
医師会・歯科医師会	40	49	72

申合せを実施した府県数

医師会	平成26年12月現在	6 府県
歯科医師会	平成26年12月現在	19 府県

- (イ) 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保
身元確認支援部隊員等を対象に、口腔内細胞採取要領、採取資料の保管要領等について、研修・訓練を実施した。

【事例】

- ① 南海トラフ地震の発生を想定した総合防災訓練に身元確認支援部隊が参加し、所持品等身元確認資料の写真撮影、DNA型鑑定資料及び遺体指紋の採取等の実践的な訓練を実施した。(鹿児島県警察)
- ② 大規模災害発生時における身元確認支援部隊の活動を効果的なものとするため、行方不明者情報の聴取と資料の収集要領、血縁関係者に対する資料提供の依頼要領等に関する研修を実施した。(群馬県警察)

エ 評価の結果

- (ア) 効果
- 連絡会議の開催、合同訓練の実施等により、災害時において検視及び身元確認について協力を得られる態勢の構築が図られた。
 - 身元確認支援部隊の研修・訓練により、災害発生時における身元確認に必要な資料の適切な収集・確保が図られた。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
- 今後、合同訓練等の結果得られた反省・教訓事項を次の合同訓練等に反映させることにより、大規模災害発生時における検視及び身元確認作業の練度を向上させる必要がある。
 - 引き続き、研修・訓練を実施し、災害発生時に十分な活動が行えるよう、能力の向上に努める必要がある。

4 行方不明者対策

(1) 行方不明者の捜索

ア 政策の内容

- (ア) 水没地域における捜索
津波災害により冠水した地域における捜索を効果的に進めるため、排水ポンプの手配及び水中胴長靴、水中ソナー、水中ナイフ、ゴムボート等の装備資機材の整備を検討する。
- (イ) 大量の瓦礫への対策
大量の瓦礫の中で捜索を行うことを想定し、瓦礫を撤去するための重機の確

保、民有地における瓦礫の取扱い、受傷事故防止のための装備資機材の整備等について検討する。

(ウ) 捜索に関する関係機関との連携

自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と合同で捜索活動を行うことを想定し、連絡窓口の設定、役割分担の確認、合同訓練の実施等、効率的に活動を推進するための方策を検討する。

(エ) 捜索状況の管理

広範囲にわたって行方不明者の捜索を行う場合を想定し、地図情報システムや警備指揮支援システムを活用して遺体発見場所、行方不明者情報、捜索実施箇所等を視覚的に確認するための仕組みを検討する。

イ 実施事項

(ア) 水没地域における捜索

- 東日本大震災への対応を教訓として、水中胴長靴、水中ソナー、水中ナイフ、ゴムボート、水中ロボット、魚群探知機等の各種装備資機材の整備を進めるとともに、その取扱いの習熟を図るための訓練を実施した。
- 排水ポンプ、水中探査装置等特殊な装備資機材を保有する関係機関や民間事業者との間において、災害発生時の当該装備資機材の手配等に関する協力関係を構築した。

(イ) 大量の瓦礫への対策

- 広域緊急援助隊（特別救助班）向けに、重機等の瓦礫対策用の装備資機材を整備するとともに、その取扱いの習熟を図るため、瓦礫からの救出救助を行う捜索訓練等を実施した。
- 民間事業者との間において、重機等装備資機材の借用及び障害物の除去に係る協定やオペレーター派遣に係る協定を締結した。また、救出救助に従事する部隊員に小型車両系建設機械（解体用）運転特別教育を受講させること等により、重機操作オペレーターの養成を図った。

(ウ) 捜索に関する関係機関との連携

- 各種災害の発生時において、自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と緊密に連携した合同捜索活動を実施するとともに、関係機関との連絡窓口を設定するなど、連携強化に努めた。
- 関係機関が主催する専科研修、訓練等に職員を派遣し、技能向上を図った。

(エ) 捜索状況の管理

捜索状況の効率的な管理に資するため、全国に配備された警備指揮支援システムの操作マニュアルを作成したほか、行方不明者情報、捜索実施箇所等を視覚的に確認するための各種システムを構築した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 水没地域における捜索

- 水没地域における捜索に資する装備資機材の整備を進めるとともに、これを活用した捜索訓練を着実に実施した。

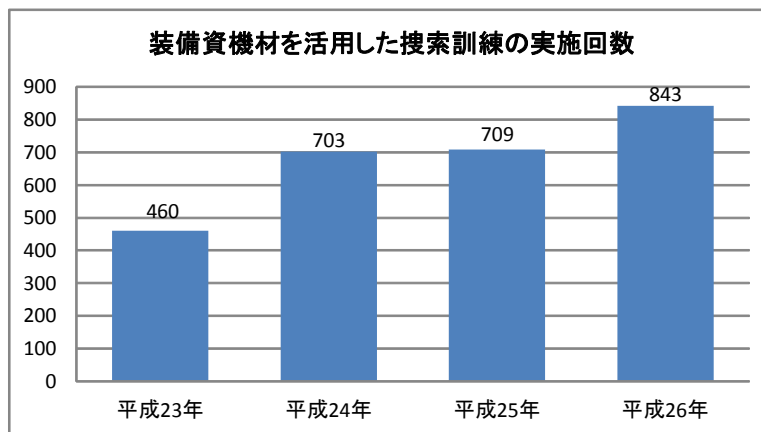
水没地域における捜索に資する装備資機材の整備状況の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
水中胴長靴（点）	297	3,557	1,682	395
水中ソナー（点）	0	1	3	0
水中ナイフ（本）	44	5	455	203
ゴムボート（艘）	33	95	288	174
水中ロボット（台）	0	16	1	1
魚群探知機（台）	1	0	8	0

- 行方不明者捜索活動要領の策定を進めた。

警察本部における装備資機材を活用した捜索訓練の実施回数の推移

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
460	703	709	843



【事例】

行方不明者捜索活動要領（対応マニュアル）を策定中。（福島県警察）

(イ) 大量の瓦礫への対策

- 瓦礫対策に資する装備資機材の整備を進めた。

瓦礫対策に資する装備資機材の整備台数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
重機	1	20	15	1
高機能画像探知機	0	1	38	7
地震警報機	0	22	2	0

- 民間事業者との間において、重機等の装備資機材の借用に係る協定の締結や合同訓練を進めた。

【事例】

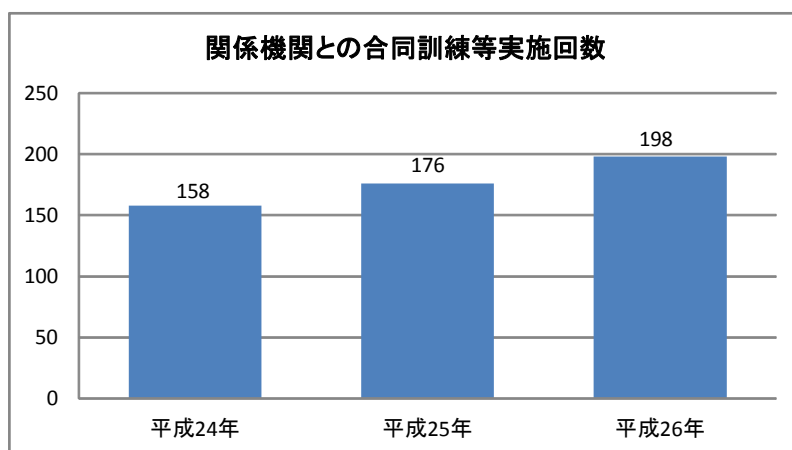
- ① 民間事業者と連携協力し、重機操作習熟訓練を実施した。（和歌山県警察）
- ② 瓦礫の一時集積所の把握及び資料化を推進した。（徳島県警察）
- ③ 災害時における建設資機材、オペレーター等の支援について、長野県建設業協会と協定を締結した。（長野県警察）

(ウ) 捜索に関する関係機関との連携

関係機関との間において、協定・申合せを締結したほか、合同訓練や連携した捜索活動、現地調整所（指揮所）への幹部の派遣を災害警備計画に明記する改正を実施した。

警察本部における関係機関との合同訓練等の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
158	176	198



【事例】

- ① 自衛隊、消防、海上保安庁との連携強化を図るため、防災関係機関懇談会に警察本部長が出席し、連携の在り方等について意見交換した。(石川県警察)
- ② 関係機関と連携した捜索活動に資するため、国土地理院の担当者を招へいし、地図情報に関する講習会を開催した。(富山県警察)
- ③ 大規模災害等発生時における関係機関との連携強化を図るため、災害警備計画を改正し、現地調整所(指揮所)への幹部の派遣を明文化した。(岩手県警察)

(エ) 捜索状況の管理

全都道府県警察において、警備指揮支援システムを活用した訓練を実施したほか、一部の都道府県警察において、行方不明者の捜索状況の管理に資するシステムを構築した。

【事例】

- ① 作図機能を有する「警察地理情報システム」及びヘリテレを活用するための操作マニュアルを作成した。また、行方不明情報管理業務の入力作業をオフラインでも行えるよう、システムを改修した。(埼玉県警察)
- ② P I T 端末から、災害警備本部に直接、画像を送信できるよう、システムを改修した。(岡山県警察)
- ③ 捜索情報、捜索範囲等を管理する時系列情報管理システムを導入した。(山梨県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 水中胴長靴、水中ソナー等の装備資機材の整備により、水没地域における捜索に係る物的基盤の強化が図られた。
- 重機、高機能画像探知機等の装備資機材の整備により、大量の瓦礫の中での救助能力の向上が図られた。
- 民間事業者との装備資機材の借用に係る協定の締結が促進され、官民一体となった大規模災害への即応態勢の強化が図られた。
- 自衛隊、消防、海上保安庁等関係機関との協定・申合せの締結、連絡窓口の設定、訓練等への職員の派遣等により、これら関係機関との連携強化が図られ、行方不明者の合同捜索が効率的に実施された。
- 警備指揮支援システムの操作マニュアルの作成、行方不明者の捜索状況の管理に資するシステムの構築等により、捜索状況を効率的に管理する態勢が整備された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、各装備資機材の取扱いに習熟するための訓練を実施するとともに、複数年にわたる計画的な装備資機材の整備を図る必要がある。

(2) 行方不明者情報の収集・整理

ア 政策の内容

- (ア) 行方不明者情報の処理体制の確保
災害発生時における行方不明者情報の処理体制について検討する。
- (イ) 行方不明者情報の精査、市町村との連携
行方不明者情報の処理に係る要領や市町村との連絡調整の要領について検討する。

イ 実施事項

- (ア) 行方不明者情報の処理体制の確保
警察庁が発出した執務資料を参考として、被災地の行方不明者情報の円滑な集約・整理に向けた取組を行った。
- (イ) 行方不明者情報の精査、市町村との連携
警察庁が発出した執務資料を参考として、行方不明者情報の精査のための行方不明者情報表の作成や市町村との連絡体制の構築を行った。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 行方不明者情報の処理体制の確保
24都府県警察において、警察庁が発出した執務資料を参考として、行方不明者相談ダイヤルの整備や行方不明者情報管理システムを構築したほか、警察庁から指定を受けた埼玉県警察、大阪府警察及び福岡県警察において、被災地の行方不明者情報を受け付けるウェブサイトを開発するための取組を推進した。

【事例】

- ① 家族等からの安否に関する問合せに対応する行方不明者相談ダイヤルを整備した。(埼玉県警察、静岡県警察、愛媛県警察等)
- ② 行方不明者に関する情報を一元的に管理する行方不明者情報管理システムを構築した。(宮城県警察、警視庁、茨城県警察等)
- ③ 行方不明者情報の処理に24時間対応することができるよう、専従体制を構築した。(新潟県警察)

(イ) 行方不明者情報の精査、市町村との連携

21道府県警察において、警察庁が発出した執務資料を参考として、行方不明者情報の精査のための行方不明者情報表の作成や市町村との連絡体制の構築を行った。

【事例】

- ① 家族等からの安否に関する問い合わせに適切に対応するため、行方不明者相談対応マニュアルを作成した。(宮城県警察、秋田県警察、栃木県警察)
- ② 県内の全ての市町村の間において、災害発生時の相互協力に関する文書を作成した。(三重県警察)

エ 評価の結果

- (ア) 効果
行方不明者相談ダイヤルの整備、行方不明者情報管理システムの構築等により、行方不明者に係る情報の円滑な集約及び整理が推進された。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
引き続き、被災地の行方不明者情報を受け付けるウェブサイトを開発するための取組を進める必要がある。

5 治安の維持

(1) 治安維持機能の回復

ア 政策の内容

- (ア) 被災地における犯罪情勢の把握
被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するため、報告手段、報告内容等について検討する。
- (イ) 被災地における広報啓発活動・相談活動
避難所等における犯罪やトラブルの発生を防止するため、災害発生時における広報啓発活動や相談活動に関し、情報伝達の手段や提供すべき情報の内容について検討する。
- (ウ) 警戒区域における警戒警備
 - 警戒区域が設定された場合を想定し、検問やパトロールを実施する体制、要領等を検討する。
 - 自治体に対して、検問箇所以外の道路から区域内に侵入することを防止するための物理的な措置や、立入許可の基準の明確化、許可の有無が検問現場で即座に判断できる標章の配布や照会要領の策定を働き掛ける。
- (エ) 警備業者や防犯ボランティア等との連携
災害発生時における治安維持のため、各都道府県警備業協会や警備業者、防犯ボランティア等との連携について検討する。

イ 実施事項

- (ア) 被災地における犯罪情勢の把握
全都道府県警察において、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するため、報告手段、報告内容等について検討を行った。
- (イ) 被災地における広報啓発活動・相談活動
全都道府県警察において、避難所等における犯罪やトラブルの発生を防止するため、災害発生時における広報啓発活動や相談活動に際し、避難住民等に対する情報伝達の手段や提供すべき情報の内容について検討を行った。
- (ウ) 警戒区域における警戒警備
 - 原子力発電所周辺で設定された警戒区域における警戒警備を強化するため、関係都道府県警察にパトロール隊を設置したほか、その活動要領を災害警備計画やマニュアル等に明記した。
 - 警戒区域が設定された際の役割分担について、自治体と協議した。
- (エ) 警備業者や防犯ボランティア等との連携
災害発生時における治安維持のため、各都道府県警備業協会、警備業者、防犯ボランティア等との連携について、東日本大震災における対応を参考に検討を行い、各種取組を実施した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 被災地における犯罪情勢の把握
被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するための報告手段、報告内容等について、全都道府県警察において検討を行い、24都府県警察において、マニュアルを策定した。
- (イ) 被災地における広報啓発活動・相談活動
被災地における広報啓発活動や相談活動に関し、情報伝達の手段や提供すべき情報の内容について、全都道府県警察において検討を行い、23都府県警察において、マニュアルを策定するなどした。
- (ウ) 警戒区域における警戒警備
 - 警戒区域設定時における立入規制のための検問設置場所や交通規制区間を整理するとともに、パトロール隊の編成、活動要領等を災害警備計画等に明

記した。

- 警戒区域を管轄する警察署による原子力災害初動対応訓練を実施したほか、警戒区域設定時における自治体の役割分担を明確化した。

【事例】

- ① 警察本部警備課、交通規制課及び警戒区域を管轄する警察署による検問箇所や交通規制区間の調査を実施した。(富山県警察)
- ② 警戒区域設定時におけるパトロール隊の活動要領等について、原子力災害警備計画や原子力災害対策マニュアルに明記した。(鹿児島県警察)
- ③ 警察本部の防災業務計画に、自動車警ら隊長を長とするパトロール隊の編成のほか、パトカー、警察用航空機及び警察船舶を運用した警戒要領等を明記した。(香川県警察)
- ④ 警戒区域を想定した立入規制地点等を整理し、同区域を管轄する警察署による原子力災害初動対応訓練において、装備資機材の積載・搬送訓練を実施した。(京都府警察)
- ⑤ 警戒区域を管轄する警察署長と自治体首長との間で、「災害時に備えた相互協力書面」の確認を実施し、自治体との役割分担を明確にした。(三重県警察)

(エ) 警備業者や防犯ボランティア等との連携

- 警察庁生活安全局長及び全国警備業協会会長との間で締結した「災害時における緊急支援活動に関する覚書」(22頁参照)を踏まえ、25都府県警察において警備業協会との訓練等を実施した。
- 防犯ボランティア活動について、警察庁が主催したブロック別防犯ボランティアフォーラムを通じて得た活動事例を参考に、平常時及び災害発生時の取組について検討を行った。

【事例】

- ① 小学校等と連携し、津波発生時に安全かつスムーズに児童を保護者へ引き渡すための防災訓練を実施した。(秋田県警察)
- ② 平成25年11月、東京都警備業協会と連携し、東京都総合防災訓練において各種訓練を実施した。(警視庁)
- ③ 東海・東南海地震等の災害発生時に、自治会の自主防災組織と連携した活動ができるよう、避難誘導等について検討が行われた。(静岡県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 被災地における犯罪情勢の把握、広報啓発活動等に関するマニュアルの策定により、災害発生時の対応の強化が図られた。
- 警戒区域設定時における検問やパトロールの態勢の検討及び自治体との役割分担の明確化により、警戒区域における警戒警備の態勢整備が図られた。
- 警備業者、防犯ボランティア等との平素からの検討により、想定される災害に応じた効果的な連携方策が推進された。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 災害発生時において、正確な情報の把握及びこれに基づく情報伝達は、住民の不安を取り除き、住民の要望に応えるための重要な要素であることから、引き続き、これらの対応の在り方について検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定・見直し等を行う。
- 引き続き、警戒区域における活動を想定した訓練や自治体との連携強化に向けた取組を行うことにより、警戒態勢の整備を図る必要がある。

- 引き続き、警備業者や防犯ボランティア等との連携について、各地域における活動内容等を踏まえて推進していく必要がある。

(2) 災害に便乗した犯罪の取締り

ア 政策の内容

- (ア) 無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策
災害発生時には、無人となった住宅・店舗やコンビニエンスストア等のATMを狙った窃盗事件が発生するおそれがあるため、警戒・警らの体制確保や効果的な防犯対策について検討する。
- (イ) 災害に便乗した詐欺事件等への対応
災害に便乗した詐欺事件等の発生に対して、情報収集・集約、効果的な取締り、被害防止のための広報啓発活動の進め方について検討する。
- (ウ) 流言飛語への対応
被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止を図るため、効果的な対策を検討する。
- (エ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の促進
災害発生時には、暴力団が復旧・復興事業に介入するなど資金獲得活動を展開することが予想されるため、復旧・復興事業の全体像や暴力団の動向に関する情報収集、業界や大規模事業ごとの暴力団排除のための協議会の設置・活用、自治体の公共事業等における暴力団排除条項の整備を推進する。
- (オ) 外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供
災害発生直後の外国人犯罪組織の動向把握を徹底するとともに、外国人集住地域総合対策の一環として、関係機関と連携するなどし、一般の外国人が情報を入手しやすい環境づくりを推進する。

イ 実施事項

- (ア) 無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策
全都道府県警察において、無人となった住宅・店舗、ATMに対する警戒・警らの体制確保や効果的な防犯対策について、関係機関等と検討を行った。
- (イ) 災害に便乗した詐欺事件等への対応
警察庁が発出した情報収集・報告要領（22頁参照）に基づき、都道府県警察において、災害便乗詐欺事件に関する情報を効率的に収集・集約した上、警察庁に報告するとともに、警察庁から還元された情報に基づき、災害便乗詐欺事件の取締り及び広報啓発活動を実施した。
- (ウ) 流言飛語への対応
全都道府県警察において、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止を図るため、効果的な対策について検討を行った。
- (エ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進
 - 被災3県において、県又は市町村単位で暴力団排除のための協議会を設置した。
 - 各自治体に対し、公共事業等における入札参加資格基準等に暴力団排除条項の整備を行うよう働き掛けを行った。
- (オ) 外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供
 - 災害時における外国人犯罪組織の動向把握に当たっては、自治体、入国管理局、税関、海上保安庁等との連携が重要であることから、関係機関に、災害発生時の連携の強化や各種情報の提供等を要請した。
 - 災害時において迅速に情報を提供するため、外国人受入企業への安全情報の提供やコミュニティーリーダー、外国人ボランティア等との情報交換を通じ、これら民間事業者等との連携の強化及び災害発生時における連絡窓口の把握を行った。

- 多言語により作成された広報紙、ウェブサイト等を活用して、災害発生時の避難場所や災害発生時に情報を入手できるネットワークを周知するとともに、関係機関に対し、同様の周知の実施を要請した。
- ウ 効果の把握の手法及びその結果
 - (ア) 無人となった住宅・店舗、A T Mに対する防犯対策
 - 全都道府県警察において、無人となった住宅・店舗、A T Mに対する防犯対策について、関係機関等と検討を行い、災害発生時における警戒・警らの体制確保を始めとする効果的な防犯対策を進めた。

【事例】

- ① 無人となった住宅・店舗、A T Mに対する防犯対策マニュアルを策定した。(長崎県警察)
- ② 鹿児島県農業協同組合中央会等との間で、「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、災害時におけるA T M内の現金の早期回収に係る規定を盛り込んだ。(鹿児島県警察)
- ③ 県警察本部災害警備本部に、無人となった住宅等を警戒する「一般治安班」及び「一般治安部隊」を編成した。(千葉県警察)
- (イ) 災害に便乗した詐欺事件等への対応
 - 各都道府県警察において、警察署が受けた被害申告や相談の概要・手口及び検挙情報を警察本部を通じて警察庁へ迅速に報告するとともに、災害便乗詐欺事件の取締り及び広報啓発活動を実施した。
 - 各都道府県警察、自治体及び消費生活センターとの間で、平素より情報交換を行う体制を構築した。
 - 東日本大震災に便乗した詐欺については、全国で88件100名を検挙した。被災3県においては、全国の約3分の1を占める29件36名を検挙した(平成26年12月31日現在)。
- (ウ) 流言飛語への対応
 - 被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止を図るため、全都道府県警察で検討を行い、20都府県警察において、マニュアルの策定や広報活動を進めた。

【事例】

流言飛語への対応に関するマニュアルを策定した。(山梨県警察)

- (エ) 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進
 - 平成24年中、岩手県及び宮城県において、市町村・地区単位ごとに廃棄物処理に関する暴力団排除のための協議会を設置し、情報交換を行った。
 - 平成25年度、復旧・復興事業から暴力団を排除するため、「岩手県復旧・復興事業暴力団等排除協議会」、「宮城県復興事業暴力団等対策協議会」を設置するとともに、福島県においては、18の市町村・地区に、除染事業等からの暴力団排除のための協議会を設置した。

被災3県における暴力団排除のための協議会数の推移

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1	15	34	40

- 自治体に対して強く働き掛けた結果、公共事業等における暴力団排除条項を整備した自治体が増加した。

地方自治体における暴力団排除条項の整備状況

区分	22年末		→	26年末	
	都道府県(47)	市区町村(1,797)		都道府県(47)	市区町村(1,741)
公共工事	42	1,263		47	1,727
測量・建設コンサルタント	40	1,127		47	1,722
役務提供	25	643		46	1,563
物品・資材調達	27	691		47	1,562
公有財産売却	22	293		46	1,377

- 東日本大震災発生以降、平成26年末までに、東日本大震災に関連する暴力団犯罪を73件検挙した。

東日本大震災に関連する暴力団犯罪の検挙件数の推移

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	合計
17	19	25	12	73

(オ) 外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供

全都道府県警察において、外国人犯罪組織の動向把握及び災害時における迅速な情報提供等に向けた関係機関、民間事業者等との連携強化並びに一般外国人への情報提供を実施した。

【事例】

- ① 在名古屋ペルー総領事館等と協力関係を構築し、在日南米系外国語メディアとの間で運用している「外国語メディア・セーフティネットワーク」により発信された災害関係情報について、同総領事館のウェブサイトへの掲載や来訪者向け案内掲示板への掲示等を実施した。(愛知県警察)
- ② 災害発生時に警察から提供された情報について、公益財団法人秋田県国際交流協会が日本人ボランティアを通じて、日本語教室に通う外国人に電話、メール、書面等により伝達するネットワークを構築した。また、平成25年6月、避難所等において、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人が把握された場合、同協会から派遣された災害時語学ボランティアの通訳により、警察官が困りごと等の聴取を行うこととし、これに関する研修会を開催した。(秋田県警察)
- ③ 26年2月、千葉県国際課、公益財団法人千葉市国際交流協会、八千代市等と連携し、災害多言語支援センター開設・運営訓練を実施した。この訓練においては、情報処理班、翻訳班のほか、ポルトガル語が堪能な女性警察官を含む通訳人を帯同した避難所巡回班を編成し、外国人被災者に多言語資料を配布するとともに、要望の聴取を行った。(千葉県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 無人となった住宅・店舗、ATMについての防犯対策の検討により、災害発生時における対応の強化が図られた。
- 情報交換を行う体制の構築により、災害便乗詐欺事件の取締活動が推進されるとともに、警察庁が還元した情報を基にした広報体制の構築により、被害の防止に向けた対策が推進された。
- マニュアルの策定や広報活動により、流言飛語の流布防止が図られた。
- 各種協議会の設置により、復旧・復興事業等からの暴力団排除が推進された。

- 関係機関や民間事業者等との連携強化により、一般の外国人に対する情報発信手段の構築が推進された。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
 - 引き続き、無人となった住宅・店舗、ATMの防犯対策について、関係団体等と連携した対応を検討する必要がある。
 - 詐欺の手口は変化するため、引き続き、警察庁の情報を基に、災害便乗詐欺事件の取締り及び広報啓発活動を推進する必要がある。
 - 引き続き、流言飛語の流布防止のための検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定及び見直しを行う。
 - 引き続き、復旧・復興事業等から暴力団を排除するため、平素より関係機関と連携する必要がある。
 - 引き続き、外国人犯罪組織の動向把握及び一般外国人への情報提供のため、関係機関、民間事業者等との連携を強化する必要がある。
- (3) **警衛・警護**
 - ア 政策の内容
 - (ア) 被災地における警衛・警護態勢の確保
天皇・皇族及び警護対象者の安全確保方策や被災地における警衛・警護態勢の構築について検討する。
 - イ 実施事項
 - (ア) 被災地における警衛・警護態勢の確保
被災地における警衛・警護態勢について、災害警備本部の体制の見直し等を行った。
 - ウ 効果の把握の手法及びその結果
 - (ア) 被災地における警衛・警護態勢の確保
38都道府県警察において、災害警備本部に警衛・警護班（隊）を設置し、災害警備計画、災害警備実施要領等にその任務等を明記した。また、一部の都道府県警察においては、被災地御見舞い等に関する警衛・警護計画書マニュアルを策定した。
- 【事例】**
 - ① 平成24年、災害警備実施要領を改正し、災害警備本部の実施班の任務に「警衛・警護に関すること」を明記したほか、直轄部隊として「警衛・警護対策班（隊）」を設け態勢を確保した。（宮城県警察）
 - ② 24年、被災地御見舞い等に関する「警衛・警護計画書マニュアル」を策定した。（佐賀県警察）
- エ 評価の結果
 - (ア) 効果
災害警備本部の体制等の見直し等により、警衛・警護態勢の強化が図られた。
 - (イ) 今後の施策展開の方向性
引き続き、被災地における警衛・警護対象者の安全確保方策等の検討を行い、警衛・警護態勢の更なる充実を図る必要がある。
- (4) **計画停電への対応**
 - ア 政策の内容
 - (ア) 犯罪抑止対策
計画停電が実施された際の地域住民の不安を取り除くために必要な取組を検討する。
 - (イ) 情報管理システム業務継続のための電源系統の見直し
情報管理システムを構成する全ての機器が非常用電源設備に収容されている

ことを確認し、必要に応じて電源系統の変更等を検討する。

- (ウ) 警察通信施設の機能維持のための電源確保
計画停電を始めとする長時間の停電であっても、警察通信施設の機能を維持できるように電源確保する。

イ 実施事項

- (ア) 犯罪抑止対策
全都道府県警察において、計画停電が実施された際の地域住民の不安を取り除くために必要な取組について検討を行った。
- (イ) 情報管理システム業務継続のための電源系統の見直し
全都道府県警察において、情報管理システムサーバ、当該サーバに付帯する通信機器及び当該サーバを設置している電算機室の空調設備の電源系統について確認を行った。
- (ウ) 警察通信施設の機能維持のための電源確保
 - 非常用発動発電機用の燃料タンクの大容量化を実施した。
 - 無線中継所等に外部受電端子及び切替盤を整備した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 犯罪抑止対策
全都道府県警察で検討を行い、計画停電時における防犯対策に関する広報啓発等の対策を進めた。

【事例】

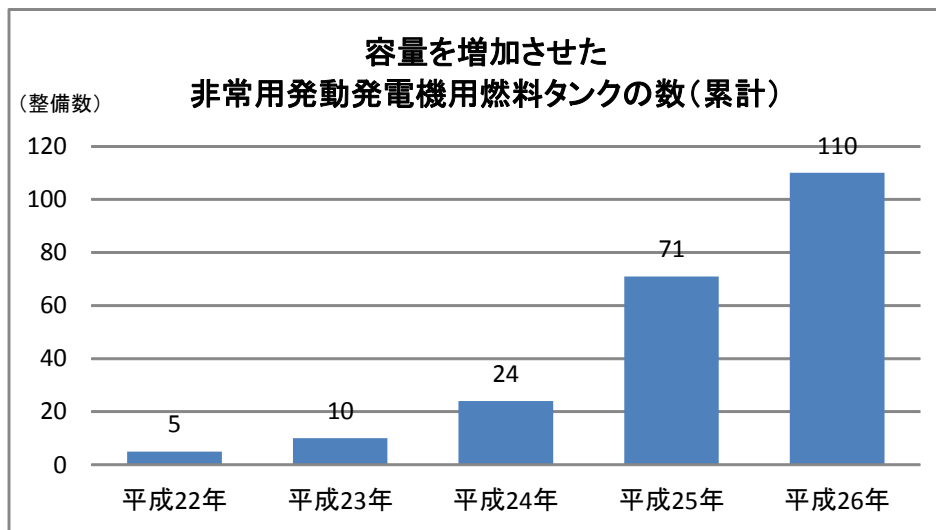
- ① 知事部局との連携の下、県のウェブサイトを利用して防犯対策に関する広報啓発を行った。(埼玉県警察)
- ② 通達や執務資料により、計画停電時における防犯指導の内容等具体的な警察活動の在り方について研修を実施した。(千葉県警察)

- (イ) 情報管理システム業務継続のための電源系統の見直し
全都道府県警察において、情報管理システムを構成する機器の電源系統の確認を実施したことにより、ライフラインが途絶した場合における情報システムに対する影響が明確になり、必要に応じて電源設備の設置場所を変更するなどの対応を進めた。

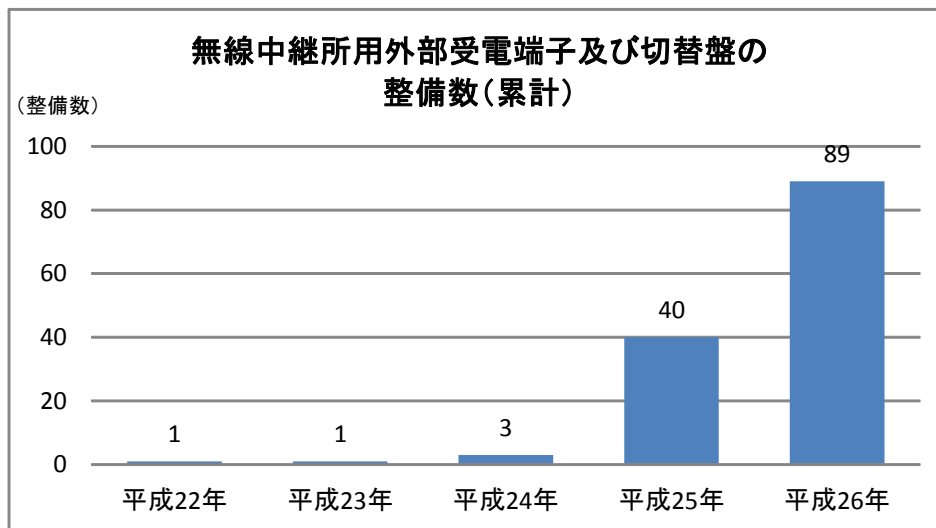
【事例】

- ① 非常用電源設備の更新に併せ、設置場所を地下から地上4階に変更した。(島根県警察)
- ② 電気設備の点検に伴う庁舎の停電時に、非常用電源設備の動作試験を実施した。(岩手県警察)

- (ウ) 警察通信施設の機能維持のための電源確保
 - 無線中継所に整備されている非常用発動発電機について、より長時間の運転を可能とするため、その燃料タンクの大容量化を進めた。



- 非常用発動発電機が機能喪失した場合であっても対処できるよう、無線中継所等に外部受電端子及び切替盤の整備を進めた。



エ 評価の結果

(ア) 効果

- 計画停電時における防犯対策に関する広報啓発等の推進により、災害発生時の犯罪抑止対策の強化が図られた。
- 電源系統の確認により、情報システムの機能の確保が図られた。
- 無線中継所における非常用発動発電機用燃料タンクの大容量化並びに外部受電端子及び切替盤の整備等により、停電発生時における警察通信施設への電源確保が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、計画停電の際の防犯対策に関する広報啓発について検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定及び見直し等を行う。
- 引き続き、非常用電源設備のメンテナンス、電源確保に関する訓練等を実施し、必要に応じて、非常用電源設備の改修、更新、増強等についても検討を行う。
- 引き続き、無線中継所における非常用発動発電機用燃料タンクの大容量化並びに無線中継所用外部受電端子及び切替盤の整備等を推進するとともに、実際に庁舎を停電させた状態における訓練等を実施する必要がある。

6 被災者の支援

(1) 行政手続の特例

ア 政策の内容

- (ア) 運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定の検討
各都道府県の手数料条例において、災害により亡失等した運転免許証の再交付手数料を必要に応じて免除する特例を設けることについて検討する。
- (イ) 災害発生時における行政手続の特例に関する研修
災害発生時における行政手続の特例について、平素から必要な研修を実施する。

イ 実施事項

- (ア) 運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定の検討
全都道府県警察において、災害により亡失等した運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定を設けることについて検討を行った。
- (イ) 災害発生時における行政手続の特例に関する研修
災害発生時における行政手続の特例について、特例措置通達（14頁参照）等を参考に、研修を実施した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定の措置
災害により運転免許証を亡失等した被災者に係る再交付手数料を必要に応じて減免することを可能とする規定を条例に設けた。
- (イ) 災害発生時における行政手続の特例に関する研修
全都道府県警察で、許可事務担当者等に対し、行政手続の特例に関する研修を実施するとともに、災害発生時を想定した訓練を実施した。

【事例】

- ① 平成24年、避難所等に職員を派遣することを想定し、運転免許証の臨時再交付の窓口開設訓練を実施した。（警視庁）
- ② 平成25年、自動車保管場所証明事務に従事する新規採用の非常勤職員に対する実務研修において、被災地の事例を踏まえた研修を実施した。（警視庁）

エ 評価の結果

- (ア) 効果
 - 条例の改正により、災害により運転免許証を亡失等した被災者の支援が図られた。
 - 災害発生時における特例に関する研修の実施により、特例に関する知識の習得が図られた。
- (イ) 今後の施策展開の方向性
引き続き、災害発生時における特例に関する研修を推進する必要がある。

(2) 被災者の生活・心情への配慮

ア 政策の内容

- (ア) 大量の拾得物等の取扱い
 - 津波等により膨大な量の金庫等の拾得物が発生する可能性があるため、その受理及び保管について検討する。
 - 銃砲刀剣類等の禁制品や危険物が流出した場合の措置について検討する。
- (イ) 避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導
避難所や仮設住宅を巡回して相談受理、防犯指導等を行うために必要な情報の収集方法や体制、資機材等の確保について検討する。
- (ウ) 運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢の整備
 - 災害発生時に、運転免許証の再交付手続を早期に再開し、被災者の利便を

考慮した措置を講ずることができるような態勢の整備を図る。

- 運転免許関連データについて、データの分散保管等に関する措置を検討する。

(エ) 災害による少年非行等対策

災害に起因する少年の問題行動等の発生が想定されるため、適時適切な措置をとるための情報収集等の方策について検討する。

イ 実施事項

(ア) 大量の拾得物等の取扱い

- 全都道府県警察において、市町村等への働き掛けや警察における体制の強化を行った。

- 災害発生時、銃砲刀剣類等の禁制品や危険物について、流出の有無等を迅速に把握するための資料整備を進めるとともに、これらが発見・回収された際に適切に対応するための要領を策定するなど必要な措置を講じた。

(イ) 避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導

避難所や仮設住宅における相談受理、防犯指導等に係るマニュアル等を作成した。

(ウ) 運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢の整備

- 大規模災害を想定した訓練を実施した。
- 全都道府県警察において、運転免許関連データの分散保管等に関する措置について検討を行った。

(エ) 災害による少年非行等対策

関係機関等との連携による少年の非行防止に向けた取組を始め、少年非行に関する情報収集の強化に向けた体制づくりを推進した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 大量の拾得物等の取扱い

- 全都道府県警察において、大量に発生する可能性のある拾得物の保管場所を確保するとともに、災害対策本部に遺失物業務を任務とする要員を配備したほか、19都道府県警察で遺失物対応マニュアルを整備し、災害発生を想定した拾得物の受理に関する訓練を効果的に実施した。

【事例】

- ① 平成25年1月、市町村、鉄道事業者等に協力要請を実施し、各警察署単位で、警察施設以外の拾得物保管場所を確保した。また、災害発生時における遺失物業務に対応できるよう、警察本部及び各警察署において必要な体制を整備した。(長野県警察)

- ② 平成24年5月、関係団体と協定を締結し、災害発生時に、遺失者への早期の返還を図るため、津波等により遺失物となった金庫等を早期に解錠するための態勢を整備した。(愛知県警察)

- ③ 平成24年6月、職員OB等から成る警友会との間で、災害発生時に、職員OBが遺失物業務等の警察業務を支援する「災害発生時の支援に関する協定」を締結した。(宮崎県警察)

- 銃砲刀剣類所持者の緊急連絡先や危険物の取扱場所等に関する資料を整備するなどの対策を講じたほか、禁制品等の発見・回収時の対応要領等を策定し、回収した物品の保管場所を確保するなど、必要な措置を講じた。

【事例】

- ① 平成25年10月、銃砲の保管場所を地図上に表示する情報管理システムに、新たに火薬類の取扱場所を表示する機能を整備した。(福井県警察)

- ② 平成24年、震災警備実施計画を改正し、倒壊家屋及び路上等で銃砲刀剣類

が発見された場合の措置要領並びに危険物が流出した場合の措置要領について規定した。(警視庁)

- ③ 25年4月、新設警察署に猟銃等保管室を設置し、災害時には、回収された銃砲刀剣類及び危険物の保管場所として活用することとした。(富山県警察)

(イ) 避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導

22都道府県警察において、相談対応マニュアル等を作成した。

【事例】

- ① 避難所や仮設住宅への訪問時に配布するチラシのモデルを作成した。(香川県警察)
- ② 東日本大震災における活動状況等を検証し、避難所における相談対応マニュアル等を作成した。(埼玉県警察)

(ウ) 運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢の整備

- 全都道府県警察において、大規模災害により交通関係の窓口が対応できなくなったことを想定した運転免許証の再交付手続に係る訓練、対応マニュアルに関する研修等を実施した。

【事例】

- ① 平成25年、運転免許センターにおいて、大規模災害により交通関係の窓口が対応できなくなったことを想定して、交通関係窓口班の編成及び対応要領に係る訓練を実施した。(宮城県警察)
- ② 平成25年、大規模災害発生時における「運転免許証再交付臨時窓口開設マニュアル」を作成し、運転免許課員に対し研修を実施した。(石川県警察)

- 全都道府県警察において、運転者管理システムや免許台帳ファイリングシステムのサーバー等に保存されている運転免許関連データについて、災害に強い施設に分散保管するなどの措置に関する検討を行い、一部の都道府県警察において、遠隔地等の別庁舎にあるオンライン接続されたバックアップサーバーにデータの保存を定期的に行うなど、バックアップ及び分散保管に関する措置を講じた。

(エ) 災害による少年非行等対策

45都道府県警察において、少年の非行防止等に向けた関係機関等との連携や、災害時に優先して実施すべき少年警察の対応を定めた要領の作成等を実施した。

【事例】

- ① 平成24年12月、東日本大震災により崩壊した地域コミュニティの再構築及び次代を担う少年の健全育成を目的とし、関係機関・団体等と連携して非行防止・保護総合対策「みやぎの少年震災復興プロジェクト☆銀河☆」に取り組むとともに、その成果をまとめた冊子を管内警察署に配布した。(宮城県警察)
- ② 平成24年3月、災害発生に起因する少年の問題行動に対し適切な措置を執るため、県内において東日本大震災と同規模の震災が発生し、警察機能が失われるなどした場合における少年警察の対応を定めた「災害による少年非行等対策マニュアル」を作成した。(千葉県警察)
- ③ 平成25年1月、東日本大震災における対応を踏まえ、危機管理体制を再点検・再構築するため、災害が発生した際、少年警察に携わる担当者が、県警

災害警備実施要領に基づく災害警備を行いつつ、限られた人員で少年警察業務を効果的に推進するため、優先すべき少年保護対策や継続すべき少年警察業務の実施要領等について取りまとめた「大規模災害発生時における少年警察業務推進計画」を策定した。(熊本県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 拾得物の保管場所の確保等により、これらの受理等に必要な体制が整備された。また、銃砲刀剣類等所持者の緊急連絡先に関する資料の整備等により、禁制品等の流出状況に関する早期の把握や適切な対応が図られた。
- 相談対応マニュアルの作成等により、相談受理要領等の周知及び的確な対応ができる態勢の整備が推進された。
- 訓練・研修の実施及び運転免許関連データのバックアップ・分散保管に関する措置の実施により、運転免許証の再交付手続の早期再開に係る態勢の整備が図られた。
- 関係機関等との連携、対応要領の作成等により、災害に起因する少年の問題行動等に係る情報収集の強化が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 今後、指定した拾得物の保管場所に関する点検・検証を行い、必要に応じ、遺失物対応マニュアルの見直しを行う。
- 引き続き、銃砲刀剣類による犯罪や危険物による二次災害の発生を防止し、被災者の不安感を軽減するために必要な措置について検討を行い、必要に応じ、対策の見直し等を行う。
- 今後、避難所や仮設住宅における相談受理・防犯指導について、被災者等への更なる周知を図る必要がある。
- 引き続き、訓練、研修等を実施し、運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢を整備する必要がある。
- 今後、予算上の都合により運転免許関連システムのバックアップ及び分散保管状況が不十分な県警においては、措置を講じる必要がある。
- 引き続き、全都道府県警察において、災害による少年の問題行動等に係る情報収集の強化のための体制づくりを推進する必要がある。

7 部隊の派遣

(1) 派遣部隊の招集・出動・移動

ア 政策の内容

(ア) 災害警備本部の体制

遠方での災害であっても一定規模以上の災害では警察本部長等を長とする組織を設置し、派遣部隊に関する総合調整機能を確保するとともに、自県の災害対策と部隊派遣業務を両立させる十分な体制を確保できるよう、災害警備計画等の見直しや訓練を検討する。

(イ) 派遣部隊の迅速な招集・出動

- 派遣部隊の招集・出動を迅速に行うための態勢や訓練を検討するとともに、人事異動直後の災害発生を想定し、部隊員の指定や編成を可及的速やかに行うことを徹底する。
- 比較的早期に招集できる府県機動隊については、警察署に分散配置されている管区機動隊の合流を待たずに、準備が整った部隊から順次出動することや、先行して前進待機することを検討する。

(ウ) 派遣方面別の移動経路の選定

被害想定ごとに被災地への移動経路をあらかじめ選定するとともに、災害発

生直後に被災地及び被災地までの経路に係る情報を迅速に把握するための方策を検討する。

- (エ) 装備資機材、生活必需品の整備・備蓄・搬送
部隊活動に必要な装備資機材や生活必需品を計画的に整備・備蓄するとともに、派遣規模に応じた搬送計画を策定する。
- (オ) 支援物資の調達・搬送
被災県警察への支援に充てられる物資の内容・数量や調達先を把握するとともに、その搬送方法を検討する。
- (カ) 通信機器等の搬送手段の確保
大規模災害発生時における通信機器等の搬送手段を確保する。

イ 実施事項

- (ア) 災害警備本部の体制
 - 災害警備計画を改正し、他の都道府県における大規模災害等への迅速かつ的確な対応を図るため、本部長等を長とする災害警備本部等の設置、派遣部隊の総合的な調整、支援態勢の確保等を明記した。
 - 隣接又は近接する都道府県で大規模災害等が発生した場合における情報収集体制（ヘリテレの運用を含む。）を確立し、立ち上げ訓練等を計画的に実施した。
- (イ) 派遣部隊の迅速な招集・出動
派遣部隊の招集・出動を迅速に行うため、随時、広域緊急援助隊員を対象とした招集訓練等を実施した。
- (ウ) 派遣方面別の移動経路の選定
 - 部隊集結場所、移動経路等を明記した部隊派遣計画、県外派遣マニュアル等を策定するとともに、随時、研修資料等を発出した。
 - 首都直下地震及び南海トラフ地震を想定し、部隊の移動のための複数の経路を選定するとともに、民間船舶会社と海上輸送に係る協定を締結し、部隊輸送訓練を計画的に実施した。
 - 道路管理者等との情報共有体制を構築し、道路交通情報を円滑に取得できる態勢の整備を進めた。
- (エ) 装備資機材、生活必需品の整備・備蓄・搬送
 - 装備資機材、非常食、水等部隊活動に必要となる装備資機材や生活必需品を計画的に整備するとともに、民間事業者等（ホームセンター、コンビニエンスストア、運送会社、石油商業組合等）と物資等の調達・搬送に関する協定を締結した。
 - 部隊活動に必要となる装備資機材や生活必需品の備蓄及び迅速な搬送を確保するため、災害用備蓄倉庫を整備した。
- (オ) 支援物資の調達・搬送
災害発生時に警察活動に従事する職員の生活必需品が不足する事態となった場合において、職員互助会及び協力企業等の善意の支援により、生活必需品を迅速かつ効率的に調達・搬送する方法の検討を行った。
- (カ) 通信機器等の搬送手段の確保
搬送事業者及びレンタル事業者と情報交換・連携、協定の締結等を実施した（32頁参照）。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

- (ア) 災害警備本部の体制
各都道府県警察において、他の都道府県における大規模災害発生を想定した災害警備本部設置訓練、ヘリ・ヘリテレ運用訓練を実施した。

他の都道府県における大規模災害発生を想定した
災害警備本部設置訓練の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	9	14	13
警察署	73	57	145

他の都道府県における大規模災害発生を想定した
ヘリ・ヘリテレ運用訓練の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
48	54	35

【事例】

県外で大規模災害等が発生した場合を想定した実践的な災害警備本部設置訓練を実施した。(鹿児島県警察)

(イ) 派遣部隊の迅速な招集・出動

- 全都道府県警察において、広域緊急援助隊等の招集訓練、情報伝達訓練等を実施しており、その回数が増加した。

警察本部における広域緊急援助隊等の招集訓練、情報伝達訓練等の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
179	314	323

【事例】

- ① 離島(淡路島)への部隊派遣を想定し、部隊集結・輸送訓練等を実施した。(兵庫県警察)
- ② 県防災情報モバイルネットワークシステムを活用し、派遣部隊を含めた職員の招集伝達体制を構築した。(岐阜県警察)
- ③ 大規模災害等への迅速な対応を図るため、県内各方面に分散配置していた部隊の一部を、警察本部に集中配置した。(福島県警察)
- ④ 広域緊急援助隊の集結場所に、あらかじめ3日分の個人装備品を配備するとともに、定期的に非常招集訓練を実施した。(島根県警察)

(ウ) 派遣方面別の移動経路の選定

- 県外派遣マニュアル等を策定し、被災地への移動経路をあらかじめ定めた。

【事例】

- ① 広域緊急援助隊等の派遣手順を明記したマニュアルを作成し、図上訓練を実施した。(兵庫県警察)
- ② 大規模災害等発生時における県外派遣マニュアルを作成するとともに、広域緊急援助隊が配置された所属における部隊員の動静把握を徹底し、その都度、招集系統図を作成した。(福島県警察)
- ③ 広域緊急援助隊等の派遣手続、部隊参集場所、発生地震別の輸送経路等を明記したマニュアルを作成した。(長崎県警察)

- 部隊の移動経路を考慮した部隊輸送訓練を実施しており、その回数が増加した。

移動経路を考慮した部隊輸送訓練（図上訓練を含む。）の実施回数の推移

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
警察本部	81	89	113
警察署	60	81	391

【事例】

- ① 災害警備図上訓練において、交通情報を踏まえた移動経路選定のシミュレーションを実施した。（愛知県警察）
- ② 部隊集結場所からの移動経路等を盛り込んだマニュアルを作成した。（埼玉県警察）
- ③ 啓開道路情報共有システムの整備等、災害時における道路情報の迅速な把握に資するシステムを計画的に整備した。（福岡県警察）
- ④ 災害警備情報システムに、交通規制状況を瞬時に確認できる機能を付加した。（静岡県警察）

- (エ) 装備資機材、生活必需品の整備・備蓄・搬送
 部隊活動に必要となる装備資機材を整備するとともに、民間事業者等と物資等の調達・搬送に関する協定を締結した。

部隊活動に必要となる主な装備資機材の整備点数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
エンジンカッター	62	139	272	204
チェーンソー	147	193	342	118
レスキューツール	186	460	921	39

【事例】

- ① 機動隊施設に給油施設を整備した。（茨城県警察）
- ② 備蓄物資に係るワーキンググループを設置し、部隊活動に必要となる装備資機材の計画的な整備・備蓄等について検討を行った。（山口県警察）

- (オ) 支援物資の調達・搬送
 被災県警察への支援物資を、迅速かつ効率的に調達・搬送するため、次の取組を進めた。

取組を実施した都道府県数

職員互助会に対する支援物資の調達・搬送に関する協力要請	11府県
民間企業に対する支援物資の調達・搬送に関する協力要請	35都道府県
マニュアル等基礎資料の作成	21県
被災県警察への派遣部隊への帯同等、保有車両を活用した搬送方針の確立	18道県

- (カ) 通信機器等の搬送手段の確保
 通信機器等の優先搬送に係る協定等を締結した（33頁参照）。

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 災害警備計画を始めとした関係規程の整備及び各種訓練の実施により、他の都道府県において大規模災害が発生した際の災害警備本部の体制が強化された。
- 広域緊急援助隊等の招集訓練、情報伝達訓練等の実施により、派遣部隊員

の迅速な招集・出動に資する態勢が強化された。

- 複数の移動経路の選定、部隊輸送訓練の実施等により、円滑な部隊輸送に向けた基盤の整備が図られた。
- 部隊活動に必要となる装備資機材の整備、民間事業者等との物資等の調達・搬送に関する協定の締結等により、迅速かつ効率的な部隊派遣のための態勢が強化された。
- 被災県警察の支援に充てられる物資の内容・数量や調達先の把握、搬送方法の検討等により、災害時に警察活動に従事する警察職員の生活必需品を調達・搬送する態勢が強化された。
- 搬送事業者及びレンタル事業者との情報交換・連携、協定の締結等により、大規模災害等の発生時における通信機器等の搬送手段の確保が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

- 引き続き、災害警備本部の設置、広域緊急援助隊等の招集等に係る各種訓練を実施するとともに、物資等の調達・搬送に関する協定の締結を進める必要がある。
- 引き続き、支援物資の調達・搬送の実施について、職員互助会及び協力企業等に理解を求め、支援の拡大を図る必要がある。
- 引き続き、搬送事業者及びレンタル事業者との情報交換・連携、協定の締結等を進める必要がある。

(2) 派遣元の治安の維持

ア 政策の内容

(ア) 派遣元の治安を維持するための体制

多数の職員を被災地へ派遣した場合に備え、派遣元の治安を維持するために最低限必要な体制について検討する。

(イ) 第二機動隊等の能力向上

機動隊や管区機動隊を被災地へ派遣中に派遣元において突発的な警備事案が発生した場合に備え、第二機動隊等の予備部隊の能力を向上させる方策を検討する。

イ 実施事項

(ア) 派遣元の治安を維持するための体制

○ 派遣元の治安維持を考慮し、実態に見合った業務継続計画を策定するとともに、機動隊、管区機動隊、第二機動隊等の被災地派遣を念頭に置いて、機能的な予備部隊等（第三機動隊、特別機動隊、機能別部隊等）を編成した。

○ 職員OB、警友会等警察関係機関（者）との間で、災害時における支援体制を構築した。

(イ) 第二機動隊等の能力向上

○ 第二機動隊等の対処能力を向上させるため、年間計画等に基づき、効果的な災害警備訓練を実施するとともに、県機動隊、管区機動隊（広域緊急援助隊を含む。）等の警察部隊のほか、消防等関係機関との合同訓練を計画的に実施した。

○ 第二機動隊等の指揮官に対する研修・訓練を重点的に実施した。

ウ 効果の把握の手法及びその結果

(ア) 派遣元の治安を維持するための体制

派遣元の治安維持を見据えた業務継続計画の策定、元機動隊員等による予備部隊の編成を行ったほか、警察関係機関（者）との支援体制を構築した。

【事例】

- ① 部隊が県外へ特別派遣となった場合における県内の治安維持の体制を確保するため、業務継続計画の策定に際して、警察本部及び警察署での非常時優先業務従事者数と応援可能人数を具体化した。（福島県警察）

- ② 県外における災害の発生により、広域緊急援助隊等が出動した際に、県内の治安を維持するため、機動隊を除隊して間もない者を中心に予備隊を編成した。(岐阜県警察)
- ③ 「大規模地震発生に備えた平素の措置及び発生時の初動措置要領」を策定し、部隊の県外派遣時における第二機動隊の運用や機動隊経験者を加えた機能別部隊の編成等について明記した。(青森県警察)
- ④ 派遣元の治安を維持するため、警察学校学生による第三機動隊、女性警察官による特別機動隊を編成した。(兵庫県警察)
- ⑤ 災害の発生等により、部隊が特別派遣等で不在の間、県内の治安の万全を期すため、銃器対策、NBCテロ対策及び爆発物処理に係る知識・技術を有する機動隊経験者による機能別部隊を編成するとともに、防護服の着装や装備資機材の操作要領等に係る講習会を隊員に対して実施し、対処能力の向上に努めた。(富山県警察)
- ⑥ 職員OBからなる警友連合会との間で締結した「災害時等における支援に関する協定」において、職員緊急連絡システムでメールを受信した職員OBが交番に参集し、地理案内等の支援活動を行う旨を新たに規定し、同対応に係る訓練を実施した。(高知県警察)

(イ) 第二機動隊等の能力向上

- 県機動隊及び管区機動隊の指導の下、治安警備訓練、災害警備訓練を実施しており、その回数が増加した。
- 災害対応に係るマニュアルを策定するほか、消防等関係機関と連携した訓練を実施した。

第二機動隊等の災害警備訓練の実施回数の推移

平成24年	平成25年	平成26年
2,536	3,169	3,272

【事例】

- ① 第二機動隊の現場対処能力の向上を図るため、実際の警備実施現場で、同隊を配置・運用した。(福井県警察)
- ② 全職員の災害対処能力の向上を図るため、「大規模災害対応救出救助活動マニュアル」を策定した。(富山県警察)
- ③ 全職員に災害対策に係る年間の努力目標を、各署に関係機関との合同訓練の実施目標をそれぞれ設定し、目標達成に努めさせた。(静岡県警察)
- ④ 機動隊経験者のうち、適格性のある者を警察署災害警備訓練指導員に指定し、警察署における災害警備訓練指導を徹底した。(山口県警察)
- ⑤ 第二機動隊の要員指定の際に、機動隊、管区機動隊経験者を優先的に指定するとともに、消防等関係機関と連携した災害警備訓練を実施した。(滋賀県警察)

エ 評価の結果

(ア) 効果

- 派遣元の治安維持を念頭に置いた業務継続計画の策定、予備部隊等の編成等により、派遣元の治安維持に間隙を生じさせない体制の構築が図られた。
- 基本訓練及び消防等との合同訓練の実施により、第二機動隊等の対処能力の向上が図られた。

(イ) 今後の施策展開の方向性

引き続き、部隊の訓練を実施する必要がある。

第3章 評価の結果

警察では、依命通達を発出して以降、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するため、組織横断的な取組を行ってきた。

警察庁においては、これまでに、災害警備本部の強化や業務継続計画の策定等による業務継続・バックアップ体制の再構築、警察災害派遣隊の新設等の制度の見直し、関係機関・事業者との協定締結等の施策を推進してきた。また、都道府県警察等においても、初動態勢の確立、対応要領の策定、訓練の実施、関係機関・団体との連携等の施策を推進してきた。

こうした全国警察を挙げた取組の結果、現時点においては、依命通達に盛り込まれた全ての施策が実施されており、個別の施策の達成状況に若干の濃淡はあるものの、そのほとんどについて、制度や運用が定着したと認められる。

今後は、依命通達に掲げられた重点検討事項のうち達成されていないと認められるものについて、問題点を分析することによりその推進を図るほか、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえて、具体的な検討を進めていく必要がある。また、既に取り組んでいる施策についても、来るべき大規模災害に備えて不断の見直しを行うべきであることから、各機関の成果や地理的条件等に応じて、引き続き効果的に推進することが必要である。

終わりに

我が国は、地震を始め、津波、大雨、台風、高潮、噴火等の様々な災害の危険に絶えずさらされており、東日本大震災後も毎年のように自然災害による多くの被害が生じている。

自然災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、警察では、常日頃から災害に備えた訓練等を行っており、一たび災害が発生すれば、迅速に部隊を展開するなどして、救出救助、交通規制、検視、身元確認、パトロール等、多岐にわたる活動を行ってきた。そして、過去の災害の経験や教訓を踏まえ、少しでも災害による被害を減らし、国民に貢献することができる警察を目指して、不断の努力を行っている。例えば、東日本大震災で迅速に被災地へ展開し、救出救助活動等を行った広域緊急援助隊や、極めて高度な救出救助能力を有する特別救助班は、過去の大規模災害における教訓を踏まえて設置されたものであり、これにより災害対応力の向上を図ってきた。

東日本大震災は、正に未曾有の大災害であり、多くの方々が犠牲となるなど甚大な被害が生じた。警察は、発災当初から全国警察一体となって総力を挙げて対応に当たり、多くの被災者を救助し、国民の期待に応えることができたが、他方で、その対応について多くの反省や教訓を得た。

本評価書を踏まえ、これらの反省や教訓を今後の災害対策に確実に反映させ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の被害想定を受けた不断の見直しを行い、危機管理体制の再構築に向けた取組を更に推進していく。